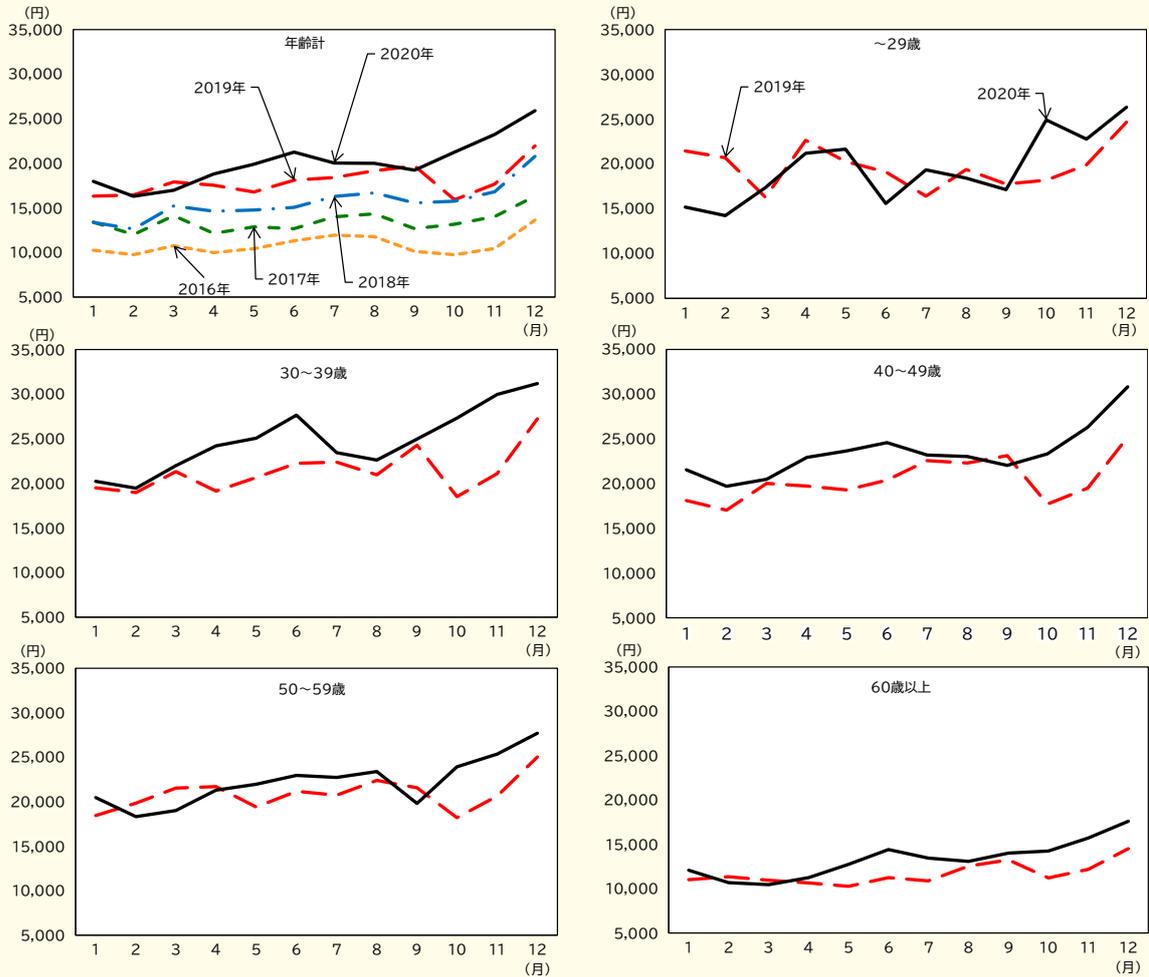


第1-(5)-10図 インターネットを利用した購買の支出額の年齢階級別の推移

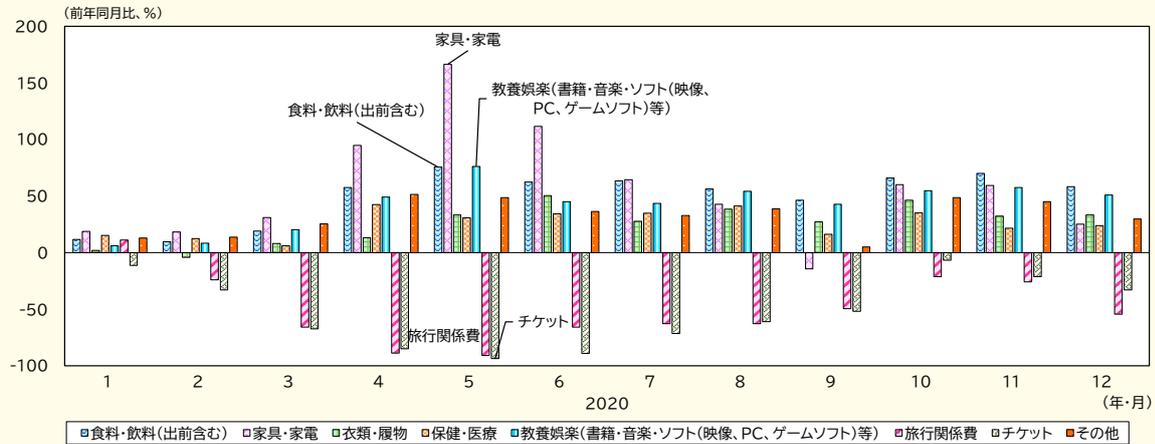
- インターネットを利用した購買の支出額の推移をみると、年齢計の支出額は近年増加しており、2020年は最初の緊急事態宣言が発出された4月以降、おおむね前年同月を上回って推移している。
- 2020年の支出額の推移を年齢階級別にみると、30歳以上の年齢層は緊急事態宣言発出を受けて4月から6月にかけて前年同月比の支出額が増加した一方で、29歳以下は前年よりも減少している月がみられた。



資料出所 総務省統計局「家計消費状況調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) 二人以上の世帯のうち勤労者世帯が対象。

第1-(5)-11図 インターネットを利用した消費の品目別の支出額の推移

- インターネット関連消費の品目別の支出額の推移をみると、緊急事態宣言が発出された2020年4月以降、特に「家具・家電」「食料・飲料（出前含む）」「教養娯楽（書籍・音楽・ソフト（映像、PC、ゲームソフト）等）」などで総じて高い伸びとなった。
- 「旅行関係費」や「チケット」といった外出を伴う支出については、減少傾向が顕著であり、ほぼ全ての月で前年同月比減となった。



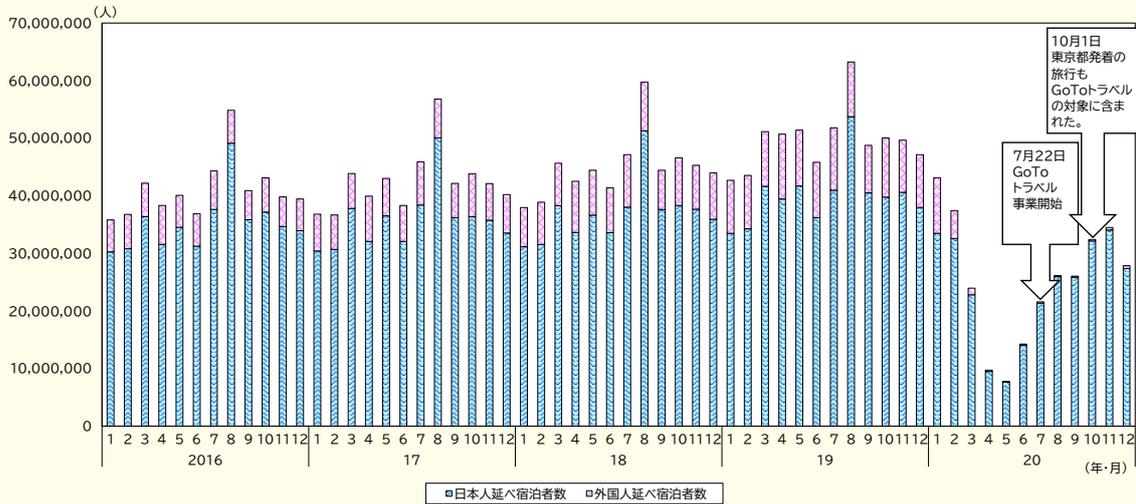
資料出所 総務省統計局「家計消費状況調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) 二人以上の世帯のうち勤労者世帯が対象。

● 宿泊者数は「Go To トラベル事業」により一定の回復効果がみられたものの、総じて大幅に減少した

次に、宿泊サービスの利用動向についてみる。第1-(5)-12図により、延べ宿泊者数の推移をみると、近年増加傾向で推移してきたが、感染拡大の影響を受けて2020年2月以降は外国人延べ宿泊者数が前年同月比で減少しており、緊急事態宣言が発出された4月及び5月は過去に類をみない減少幅となった。その後、7月から「Go To トラベル事業」が開始されたことにより日本人延べ宿泊者数は一時回復傾向にあったが、12月下旬から同事業の一時停止を受けて前年同月比の減少幅が再び拡大した。他方で外国人延べ宿泊者数については低水準の状況が続いた。

第1-(5)-12図 延べ宿泊者数の推移

- 延べ宿泊者数は近年増加傾向で推移してきたが、感染拡大の影響を受けて2020年2月以降外国人延べ宿泊者数が前年同月比で減少しており、緊急事態宣言が発出された4月、5月は過去に類をみない減少幅となった。
- 7月から「Go To トラベル事業」が開始されたことにより日本人延べ宿泊者数は一時回復傾向にあったが、12月下旬から同事業の一時停止を受けて前年同月比の減少幅が再び拡大した。他方で外国人延べ宿泊者数については低水準の状況が続いた。



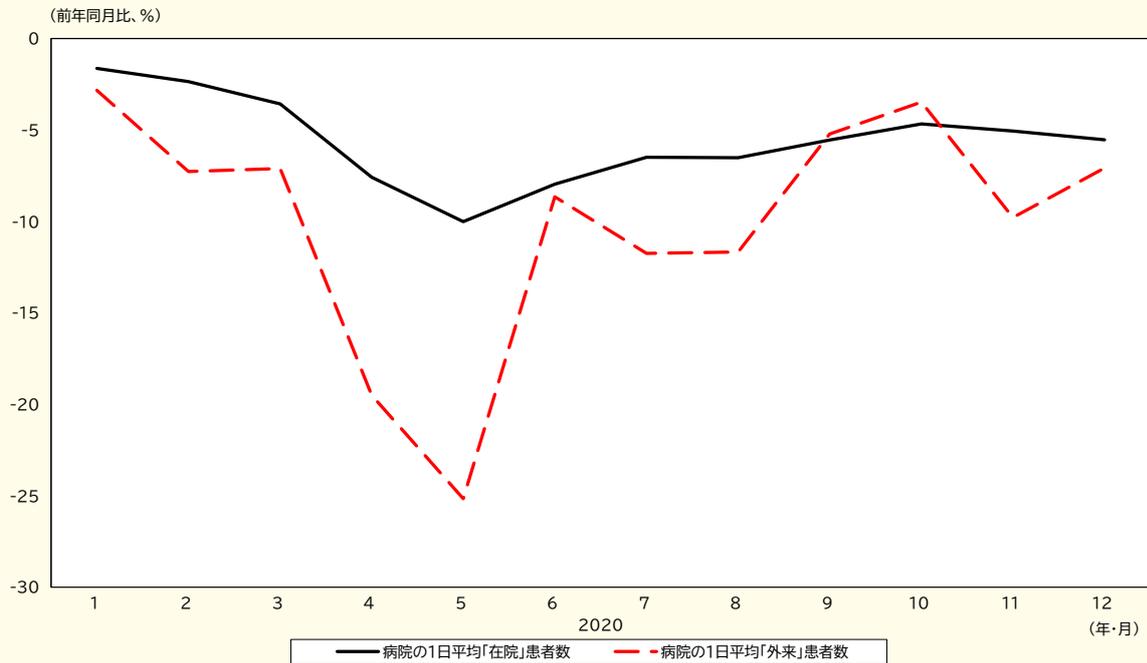
●病院の外来患者と介護サービス事業所の通所利用者の減少が顕著

保健医療サービスの利用動向についてもみてみる。第1-(5)-13図により、2020年の病院の「在院」「外来」の患者数の推移をみると、1月以降、病院の1日平均患者数は「在院」「外来」ともに2019年と比べて減少した。特に「外来」は4月、5月の減少幅が大きいことから、緊急事態宣言下での外出自粛等が影響している可能性がある。

介護サービスについては、第1-(5)-14図により2020年の介護給付費受給者数をみると、4月以降、「ショートステイ（短期入所）」「通所」「地域密着型サービス」の受給者が前年同月比で減少に転じ、特に「ショートステイ（短期入所）」「通所」の減少率が大きくなった。受給月は原則としてサービス提供月の翌月であることを踏まえると、3月から事業所が受入れを縮小したり、利用者が利用を控えたりしていたことがうかがえる。これらのサービスでは、7月以降の受給者（6月以降の利用者）の前年同月比の減少幅は縮小しており、「地域密着型サービス」ではほぼ前年の水準となったものの、「ショートステイ（短期入所）」「通所」では前年の水準には戻っていない。他方で「施設サービス（施設入居）」の受給者は前年同月と比べて横ばいの水準で推移し、「その他（居宅介護（予防）支援、福祉用具貸与等）」「訪問」では増加傾向で推移した。

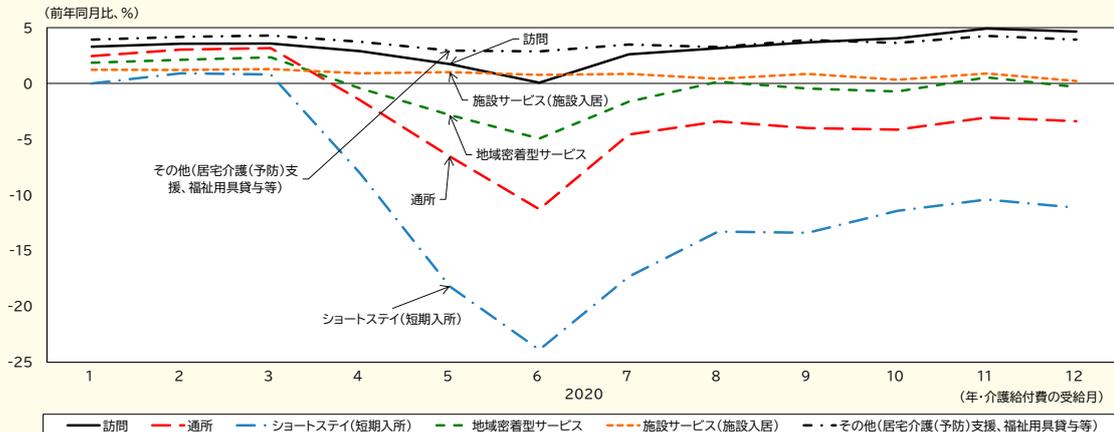
第1-(5)-13図 保健医療サービス利用状況の推移

- 2020年の病院の患者数の推移をみると、1月以降、病院の1日平均患者数は「在院」「外来」ともに2019年と比べて減少した。特に「外来」は4月、5月の減少幅が大きいことから、緊急事態宣言下での外出自粛等が影響している可能性がある。



第1-(5)-14図 介護給付費受給者数の推移

- 2020年の介護給付費受給者数をみると、4月以降、「ショートステイ（短期入所）」「通所」「地域密着型サービス」の受給者が減少に転じ、特に「ショートステイ（短期入所）」「通所」の減少率が大きい。受給月は原則としてサービス提供月の翌月であることを踏まえると、3月から事業所が受入れを縮小したり、利用者が利用を控えていたことがうかがえる。これらのサービスでは、7月以降の受給者（6月以降の利用者）の前年同月比の減少幅は縮小しており、「地域密着型サービス」はほぼ前年の水準となったが、「ショートステイ（短期入所）」「通所」は前年の水準には戻っていない。
- 「施設サービス（施設入居）」の受給者は前年同月と比べて横ばいの水準で推移し、「その他（居宅介護（予防）支援、福祉用具貸与等）」「訪問」は増加傾向で推移した。



資料出所 厚生労働省「介護給付費等実態統計」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) 介護保険総合データベースに蓄積されている都道府県国民健康保険団体連合会の審査した全ての介護給付費明細書、介護予防・日常生活支援総合事業費明細書及び給付管理票を集計対象とし、過誤・再審査分を含まない原審査分について集計している。ただし、福祉用具購入費、住宅改修費など市町村が直接支払う費用(償還払い)は含まない。

2) 介護予防サービス又は介護サービスを受給し、当該審査月に保険請求のあった者の数。なお、原則としてサービス提供月の翌月が受給月となっている。

3) 「訪問」「通所」「ショートステイ（短期入所）」「その他（居宅介護（予防）支援、福祉用具貸与等）」「地域密着型サービス」は、「要支援」と「要介護」を合算したものの。「施設サービス（施設入居）」は「要介護」のみの実績。

### 3 雇用の動向

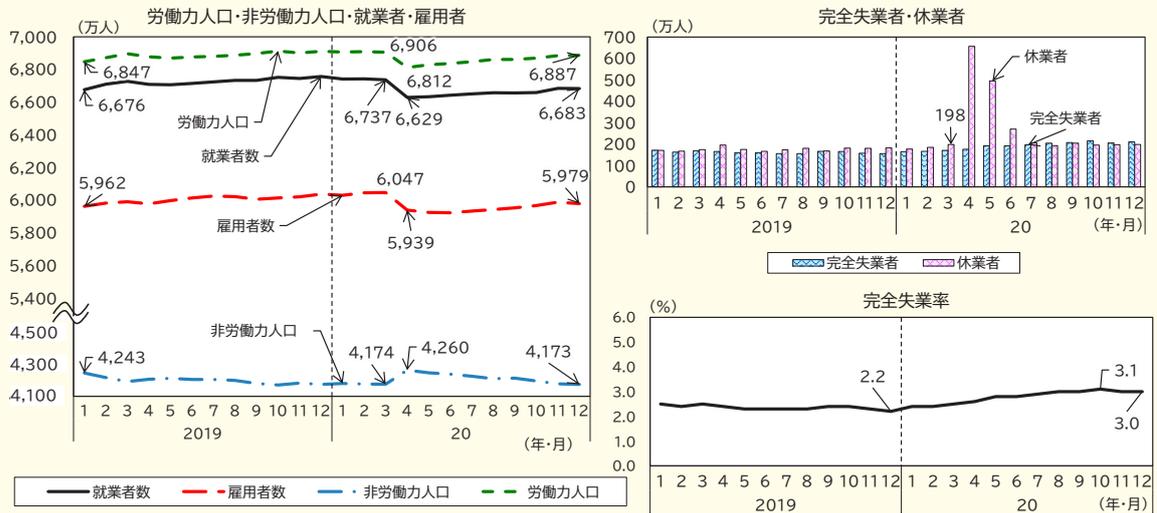
- 就業者数、雇用者数は4月に大幅に減少した後、緩やかに回復傾向。休業者や非労働力人口は4月に大幅に増加した後、休業者数は5月、6月と増加幅は縮小し、7月以降はおおむね横ばいで推移しており、非労働力人口は5月以降緩やかに減少し、前年並みの水準に戻っている。完全失業者数、完全失業率は緩やかに増加又は上昇。

これまでにみた経済状況の変化を踏まえ、感染拡大の影響を大きく受けた2020年の雇用・労働全体の状況についてみていく。第1-(5)-15図により、2020年の我が国の労働力に関する指標の動向をみると、緊急事態宣言が発出され、感染拡大を防止するために経済活動が大幅に抑制された4月、5月頃を中心に雇用に大きな変化が生じたことが分かる。まず、同図の(1)により、就業者数、雇用者数についてみると、4月にいずれも108万人減と急速に減少した。その後、緩やかに回復傾向となったものの、12月時点では元の水準には戻っていない。一方で、同図の(2)により休業者数をみると、4月に597万人(原数値)(前年同月差420万人増)と急速に大幅に増加した後、5月、6月と前年同月差の増加幅は縮小し、7月以降はおおむね横ばいで推移した。これに対し、完全失業者数(同図(2))及び完全失業率(同図(3))は緩やかな増加又は上昇傾向となり、10月にはそれぞれ215万人(前年同月差50万人増)、3.1%となった後、12月時点ではそれぞれ210万人、3.0%となった。他方で、非労働力人口(同図(1))をみると、4月に前月比で86万人増と急激に増加した後、5月以降緩やかに減少し、12月時点では前年並みの水準に戻っている。

こうした動きについて、リーマンショック期と比較して特徴をみてみよう。1-(5)-16図によりリーマンショック期の各指標の動向をみると、リーマン・ブラザーズが破綻した2008年9月以降、就業者数は100万人程度、雇用者数は80万人程度減少した一方、非労働力人口は増加したものの、2020年ほどの単月での急激な変化はみられなかった。また、休業者数は2008年9月以降やや増加傾向にあったものの、こちらも感染拡大期のような顕著な変化はみられなかった。一方で、完全失業者数、完全失業率は2008年以降増加又は上昇し、2009年7月にはそれぞれ364万人、5.5%となった。

第1-(5)-15図 労働力に関する主な指標の動き (2019年~2020年)

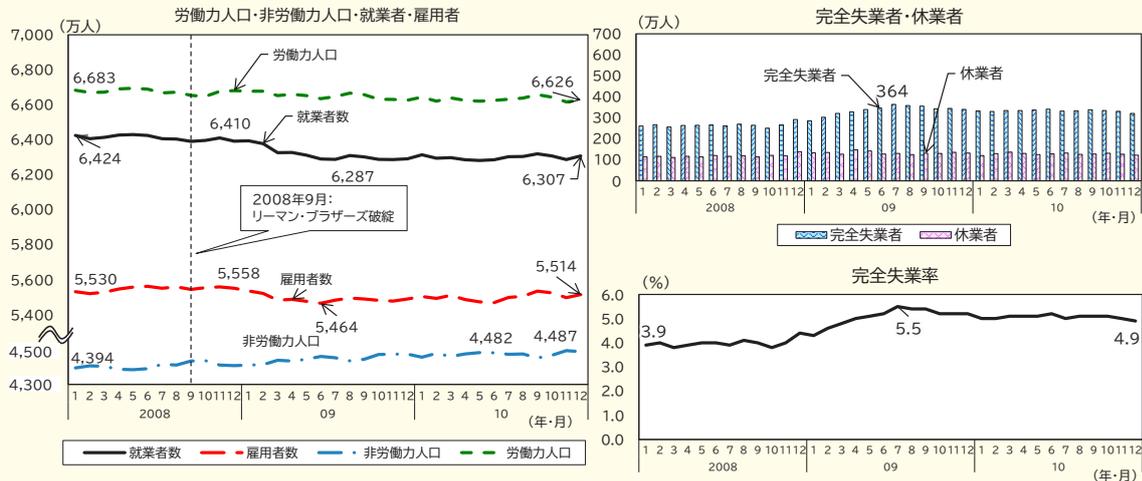
- 2019年~2020年の労働力の概況をみると、2020年4月に感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発出され、経済活動が制限されたこと等の影響により、就業者数、雇業者数が108万人減少した。その後緩やかに回復傾向となったが、12月時点で元の水準には戻っていない。一方、休業者数は4月に前年同月差420万人増と急速に大幅に増加した後、増加幅は縮小し、7月以降はおおむね横ばいで推移した。
- 非労働力人口は4月に86万人増と急速に増加した後、緩やかに減少し、12月時点で元の水準に戻っている。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) 1) 労働力人口、非労働力人口、就業者数、雇業者数、完全失業者数、完全失業率は総務省統計局による季節調整値。  
 2) 休業者数は厚生労働省において独自で作成した季節調整値。  
 3) 2020年4~5月の変化が大きいため、左図中に2020年の4月、5月の数値を記載している。

第1-(5)-16図 労働力に関する主な指標の動き（2008年～2010年）

- 2008年～2010年の労働力の概況をみると、リーマン・ブラザーズが破綻した2008年9月以降、就業者数は100万人程度、雇用者数は80万人程度減少し、非労働力人口は増加したものの、2020年ほどの単月での大幅な変化はみられなかった。
- 休業者数は2008年9月以降やや増加傾向にあったが、こちらも感染拡大期のような顕著な変化はみられなかった。
- 完全失業者数、完全失業率は、2008年9月以降増加又は上昇し、完全失業率は2009年7月には5.5%となった。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 労働力人口、非労働力人口、就業者数、雇用者数、完全失業者数、完全失業率は総務省統計局による季節調整値。  
 2) 休業者数は厚生労働省において独自で作成した季節調整値。  
 3) 右上図、右下図中に記載の数値は、ピーク時の数値。

さらに、各指標の動向について詳しく比較してみる。第1-(5)-17図及び第1-(5)-18図は、感染拡大期及びリーマンショック期における就業者数、休業者数、完全失業者数、非労働力人口について、それぞれのショックの発生月<sup>13</sup>を基準時点（基準月）としてその後の変化の状況を比較したものである。まず、第1-(5)-17図により、各指標の水準について比較してみると、2020年の感染拡大前後の時期には、リーマンショック前後の時期よりも、就業者数の水準が高く、他方で完全失業者や非労働力人口の水準が低い状況にあったことが分かる。この背景には、第2章でみたように、感染拡大の前後となる2019年、2020年頃には、2012年12月以降続いた経済回復期において、人手不足基調にある中で労働参加が進んできていたことなどがあるものと考えられる。こうした中、2020年に感染拡大による影響を受けた後も、各指標の水準はリーマンショック期ほど悪化しなかったことが分かる。

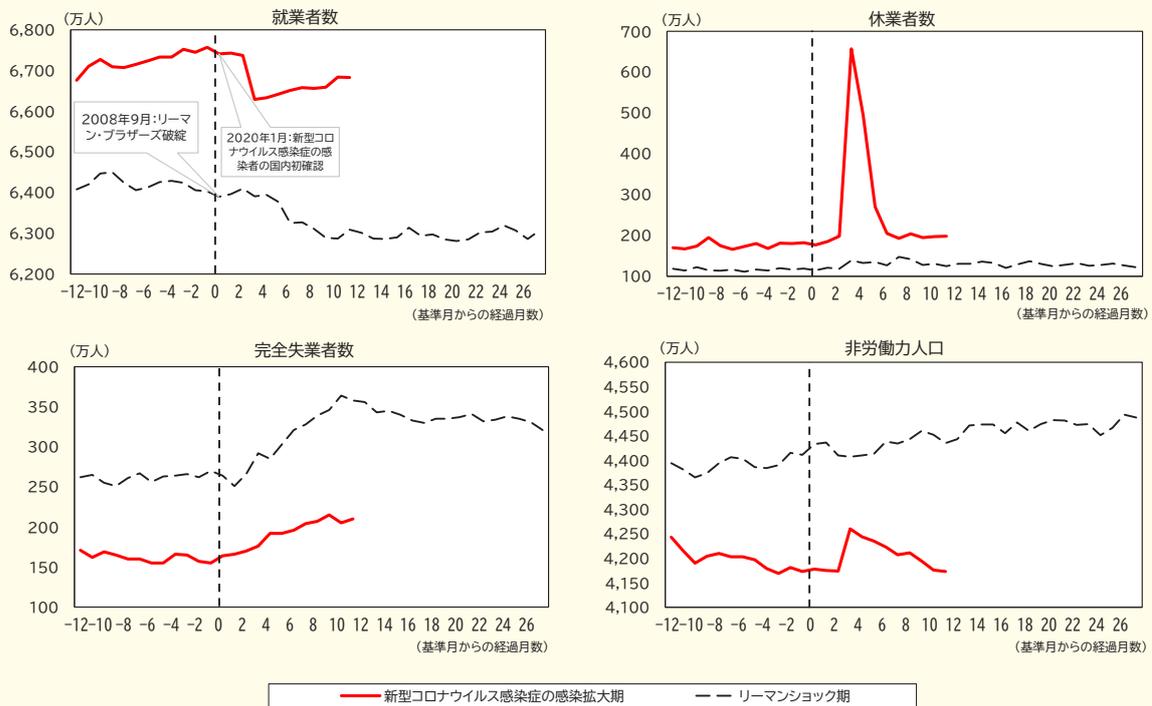
次に、第1-(5)-18図により、各指標の変動の幅と速度を比較してみる。就業者数については、2020年の減少幅はリーマンショック期と同程度であるが、2020年の方が急速に減少したことが分かる。また、休業者数については、リーマンショック期よりも大幅かつ急速に変化しており、短期間のうちに大幅に増加した後、急速に減少している。リーマンショック期にも休業者数は増加したものの、2020年ほどの顕著な動きはみられなかった。一方で、完全失業者数については、増加の幅はリーマンショック期よりも小さく抑えられており、増加の速度も緩やかなものとなっている。他方で、非労働力人口については、2020年は大幅かつ急速に増

13 基準時点（基準月）としたショックの発生月については、感染拡大期においては新型コロナウイルス感染症の感染者が国内で初めて確認された2020年1月とし、リーマンショック期についてはリーマン・ブラザーズが破綻した2008年9月としている。

加した後、徐々に減少し、1年以内には感染拡大前の水準に戻っている。このように、2020年には、休業者数の一時的な大幅な増加、就業者数や非労働力人口の急速な動きがみられた点がリーマンショック期と比較してみえる特徴といえよう。この背景には、2020年4月の緊急事態宣言の発出等により、感染拡大防止のために経済活動を人為的に一斉に抑制したことがあるものと考えられる<sup>14</sup>。

第1-(5)-17図 労働力に関する主な指標の水準の比較

- 就業者数、休業者数、完全失業者数、非労働力人口の推移について、感染拡大期とリーマンショック期を比較すると、2020年の感染拡大前後の時期には、リーマンショック前後の時期よりも、就業者数の水準が高く、他方で完全失業者や非労働力人口の水準が低い状況にあった。
- 2020年に感染拡大による影響を受けた後も、各指標の水準はリーマンショック期ほど悪化していない。

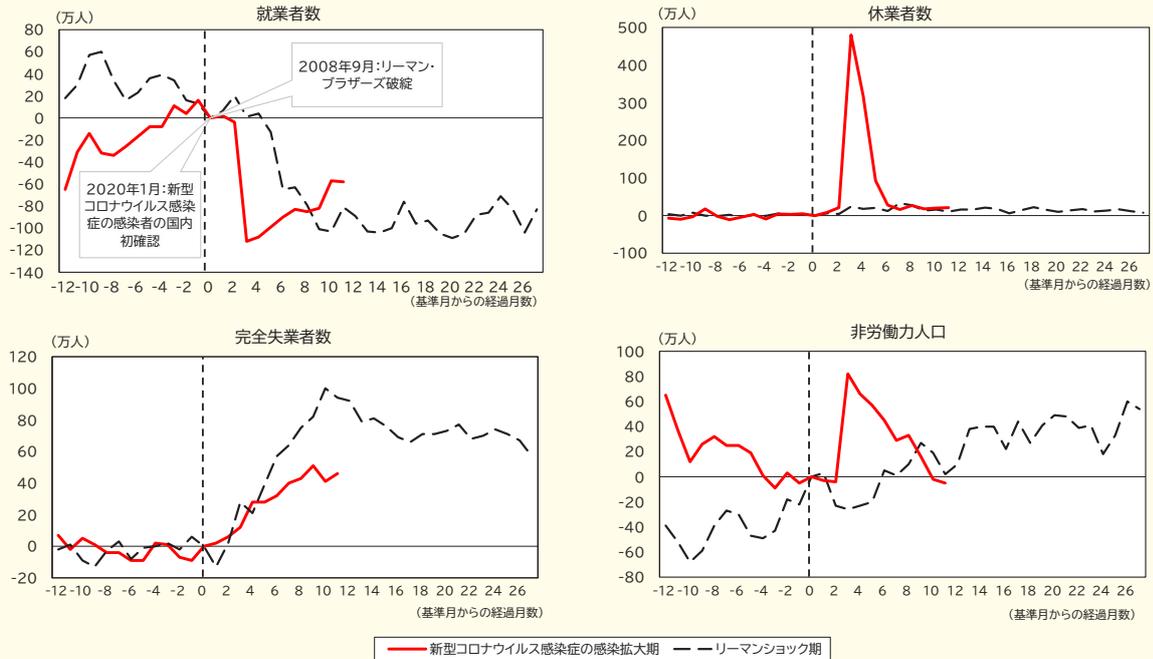


資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) 1) 就業者数、完全失業者数、非労働力人口は総務省統計局による季節調整値。  
 2) 休業者数は厚生労働省において独自で作成した季節調整値。

14 休業者数の動向について、休業理由別にみると、「自分や家族の都合」が2020年で117万人、前年差7万人増に対して、「勤め先や事業の都合」は2020年で66万人、前年差49万人増と大幅に増加している。男女別では、「自分や家族の都合」は男性が33万人で前年差1万人減、女性が84万人で前年差7万人増となっている一方、「勤め先や事業の都合」は男性33万人で前年差23万人増、女性は33万人で25万人増と、男女とも大幅に増加している（付1-(5)-3図）。

第1-(5)-18図 労働力に関する主な指標の変化幅・速度の比較

- 就業者数、休業者数、完全失業者数、非労働力人口の変動の幅と速度を感染拡大期とリーマンショック期で比較すると、就業者数については、減少幅は感染拡大期とリーマンショック期で同程度だが、感染拡大期にはより急速に減少している。
- 休業者数は、感染拡大期は短期間のうちに大幅に増加した後、急速に減少している。リーマンショック期には感染拡大期ほどの顕著な動きはみられなかった。
- 完全失業者数は、感染拡大期の増加の幅はリーマンショック期よりも小さく、増加の速度も緩やかになっている。
- 非労働力人口は、感染拡大期において大幅かつ急速に増加した後、徐々に減少し、元の水準に戻っている。



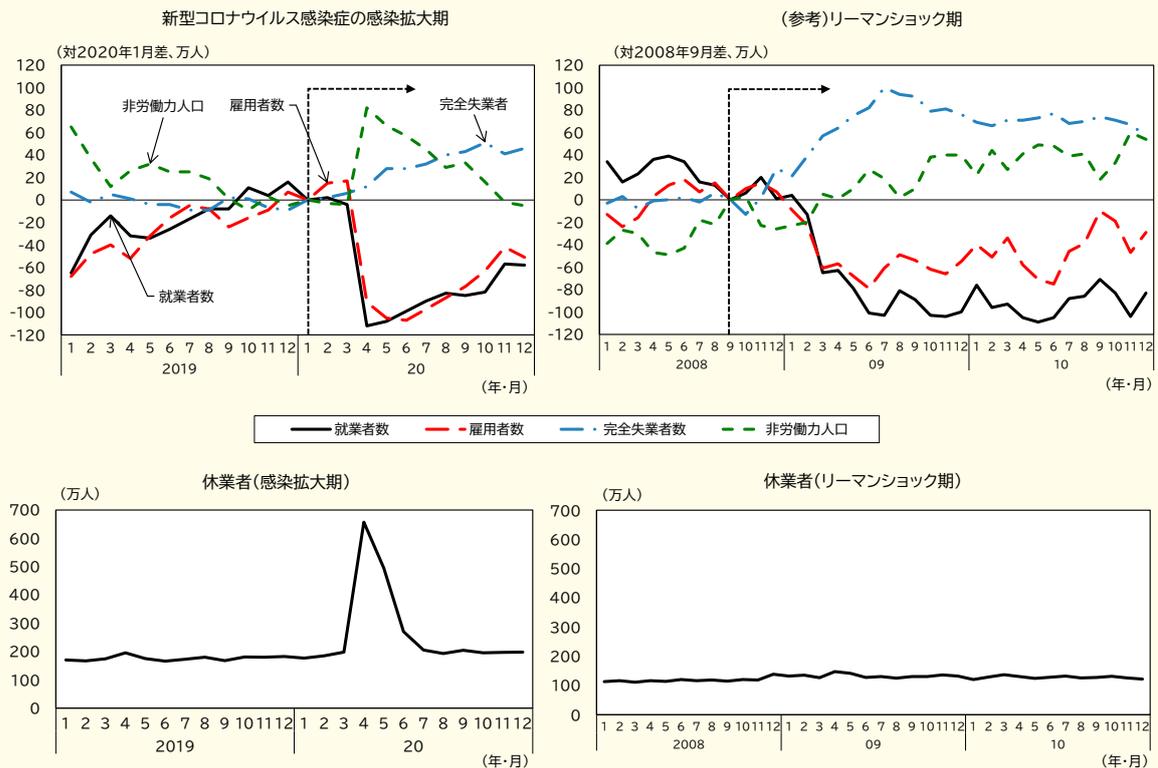
資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) 1) 就業者数、完全失業者数、非労働力人口は総務省統計局による季節調整値。  
 2) 休業者数は厚生労働省において独自で作成した季節調整値。

最後に上記の動向を総括するため、各指標の変化を同一の図に重ねてみる。第1-(5)-19図によると、リーマンショック期には、比較的長期間にわたって、就業者数や雇用者数の減少と完全失業者数の増加が対照的な動きをしていたのに対し、感染拡大期には、2020年3月から4月にかけて短期間のうちに就業者数や雇用者数の減少と非労働力人口の増加が対照的な動きをしていることが分かる。このことから、経済活動の停滞に伴う就業者数や雇用者数の減少が、リーマンショック期には完全失業者の増加として現れていたところ、感染拡大期には休業者数や非労働力人口の増加としてまずは現れ、完全失業者数の伸びが抑制されていたことがうかがえる。この後詳しくみていくが、この背景には、2020年の感染拡大前後には労働市場が人手不足基調にある中で有効求人倍率が高く、完全失業率も低い水準にあったこと、企業がリーマンショック期よりも大規模に休業等による労働時間調整等を行うことにより雇用を維持したこと、感染回避のためや学校休校の対象となった子どもの世話等のために一時的に就労を控える動きがあった可能性があり、その影響により就業者数、雇用者数の減少が非労働力人

口の増加として現れた可能性があることなどがあるものと考えられる<sup>15</sup>。

第1-(5)-19図 労働力に関する主な指標の動きの比較

- 就業者数、雇員数、休業者数、完全失業者数、非労働力人口の変動について、ショック発生時点（感染拡大期は2020年1月、リーマンショック期は2008年9月）を基準として各期ごとにまとめると下図のとおり。
- リーマンショック期には、比較的長期間にわたって、就業者数や雇員数の減少と完全失業者数の増加が対照的な動きをしていたのに対し、感染拡大期には、2020年3月から4にかけて短期間のうちに就業者数や雇員数の減少と非労働力人口の増加が対照的な動きをしている。
- 経済活動の停滞に伴う就業者数や雇員数の減少が、リーマンショック期には完全失業者の増加として現れていたところ、感染拡大期には休業者数や非労働力人口の増加としてまず現れ、完全失業者数の伸びが抑制されていたことがうかがえる。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 就業者数、雇員数、完全失業者数、非労働力人口は総務省統計局による季節調整値。  
 2) 休業者数は厚生労働省において独自で作成した季節調整値。

15 2020年の完全失業率の上昇がリーマンショック期に比べ緩やかであったことについて、追加就労希望就業者や求職活動を諦め非労働力人口となった者なども含めた未活用労働指標4（LU4）の動きをみると、2020年に男女計で7.0%と前年差1.2%ポイント上昇、男性で5.7%と前年差1.3%ポイント上昇、女性で8.5%と前年差1.0%ポイント上昇となっており、いずれも1%ポイント以上上昇している。他方、「労働力調査（詳細集計）」の労働力人口に占める失業者の割合である、未活用労働指標1（LU1）は2020年に男女計で3.1%と前年差0.5%ポイント上昇、男性で3.2%と前年差0.5%ポイント上昇、女性で2.9%と前年差0.3%ポイント上昇となっており、未活用労働指標4は男女とも未活用労働指標1に比べ大きく上昇している（付1-(5)-4図）。このことから、完全失業率が抑制されている背景として、労働市場において追加的に働きたい就業者や働きたいものの求職を諦めたために非労働力人口となっている者が増加していることなどがあることがうかがえる。

- 有効求人数は4月、5月にかけて大幅に減少した後、弱いながらも持ち直しの動きがみられ、有効求職者数は夏頃に増加傾向の後、おおむね横ばいの動き。有効求人倍率は1月以降大幅に低下した後、8月以降も弱い動きとなった

続いて、求人・求職の動向をみていく。第1-(5)-20図により求人・求職に関する指標の動きをみると、有効求人数（同図（1））は、2020年に入り減少傾向にあった<sup>16</sup>が、4月、5月を中心に急速に減少した後、6月を底に弱いながらも持ち直しの動きがみられた。新規求人数（同図（2））は、4月に大きく減少した後、5月以降は弱いながらも持ち直しの動きがみられた。一方、新規求職申込件数（同図（2））は、3月、4月と減少し、6月には増加したものの、その後は感染症への感染防止のために求職活動を控える動きなどにより、緩やかに減少傾向で推移した。他方、有効求職者数（同図（1））は夏頃に増加傾向となった後、おおむね横ばいの動きとなった。この背景には、新規求人数の回復が弱い中で、就職ができずに労働市場に滞留する者が増加している可能性がある<sup>17</sup>。こうした求人・求職の動向を反映し、有効求人倍率（同図（1））は、1月以降大幅に低下した後<sup>18</sup>、8月以降も弱い動きとなった。また、新規求人倍率（同図（2））については、2020年に入り低下傾向となった後、7月を底として上昇傾向で推移したものの、先述した求職活動を控える動きにより新規求人倍率を押し上げている可能性もあることに加え、依然として感染拡大前を下回る水準で推移していることに留意する必要がある。

これらの指標の動きの特徴について、第1-(5)-21図により、労働力に関する指標と同様、リーマンショック期と比較してみよう。同図の（1）によると、リーマンショック期においては、ショック前（リーマン・ブラザーズが破綻した2008年9月前）から有効求職者数が有効求人数を上回っており、有効求人倍率は1倍を下回っている状況にあった。ショック後にはその差が拡大し、有効求人倍率は更に低下していった。同図の（2）によると、新規求人数はショック前に新規求職申込件数を上回っていたが、2008年12月以降、新規求人数が下回るようになり、新規求人倍率も1倍を切るようになった。

次に、第1-(5)-22図により、感染拡大期及びリーマンショック期における有効求人倍率、新規求人倍率、完全失業率の水準の変化を、ショックの発生月を基準時点（基準月）として比較してみる。労働力に関する指標の動向をみた際と同様、2020年の感染拡大前後の時期には、有効求人倍率や新規求人倍率の水準がリーマンショック期よりも高い状況にあり、2020年に低下した後もそれより高い水準を維持していた。また、完全失業率についても、リーマンショック期よりも低い水準にあり、2020年に上昇したものの、それより低い水準にとどまっていた。

このように、感染拡大期においては、有効求人倍率や新規求人倍率が感染拡大前後のいずれ

16 2020年1月から求人票の記載項目が拡充され、一部に求人票の提出を見送る動きがあったことに留意が必要。

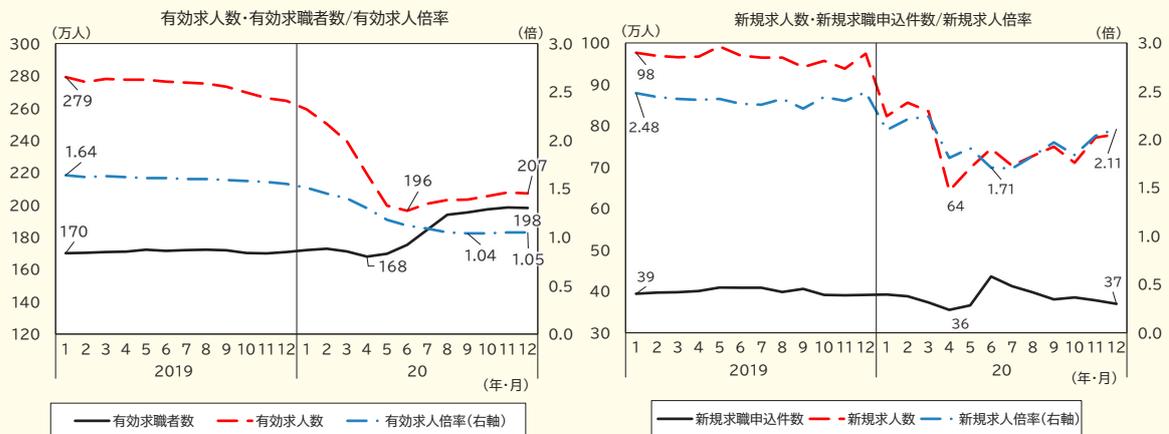
17 有効求職者数の増加が続いている背景について、厚生労働省職業安定局「2020年度 雇用政策研究会報告書」（令和2年12月24日）によれば、都道府県労働局からの情報として、  
 ・感染拡大の影響により事業の先行きへの不透明感・不確実性が高まる中、企業では、雇入れの判断に慎重となり、必要な人材を厳選し、即戦力を確保しようとする動きが強まっている  
 ・新型コロナウイルス感染症前と比較し、選択肢となる求人数が大きく減少した中、求職者が希望する仕事内容や労働条件に合った求人を見つけにくく、応募に慎重になっている  
 といった要因が考えられるとしている。

18 2020年1月から求人票の記載項目が拡充され、一部に求人票の提出を見送る動きがあったことから、求人数の減少を通じて有効求人倍率、新規求人倍率の低下に影響していることに留意が必要。

の時期もリーマンショック期よりも高い水準を維持しており、完全失業者数の増加や完全失業率の上昇が比較的緩やかになっているが、この背景には、既にみた非労働力人口の増加の動きのほか、近年続いてきた労働市場の人手不足基調があるものと考えられる。

第1-(5)-20図 求人・求職に関する主な指標の動き (2019年~2020年)

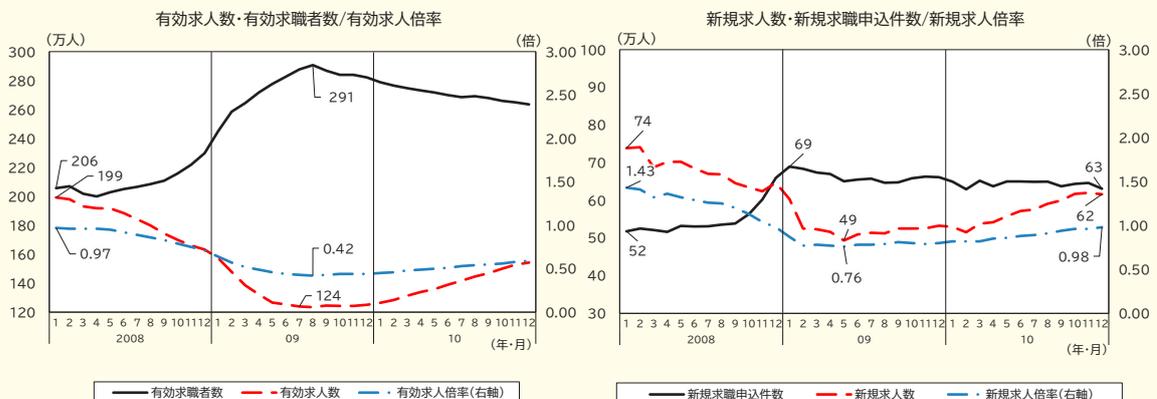
- 2019年~2020年の求人・求職に関する主な指標の動きをみると、有効求人数は、2020年に入り、4~5月を中心に減少した後、6月を底に弱いながらも持ち直しの動きがみられた。新規求人数は4月に大きく減少した後、5月以降は弱いながらも持ち直しの動きがみられた。
- 新規求職申込件数は、3~4月と減少し、6月には増加したものの、その後は緩やかに減少傾向で推移。有効求職者数は夏頃に増加傾向となった後、おおむね横ばいの動き。
- 有効求人倍率は1月以降大幅に低下した後、8月以降も弱い動きとなった。新規求人倍率も7月を底に上昇傾向で推移したものの、求職活動を控える動きにより新規求人倍率を押し上げている可能性があることに加え、依然として感染拡大前を下回る水準で推移していることに留意する必要がある。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
(注) データは季節調整値。

第1-(5)-21図 求人・求職に関する主な指標の動き (2008年~2010年)

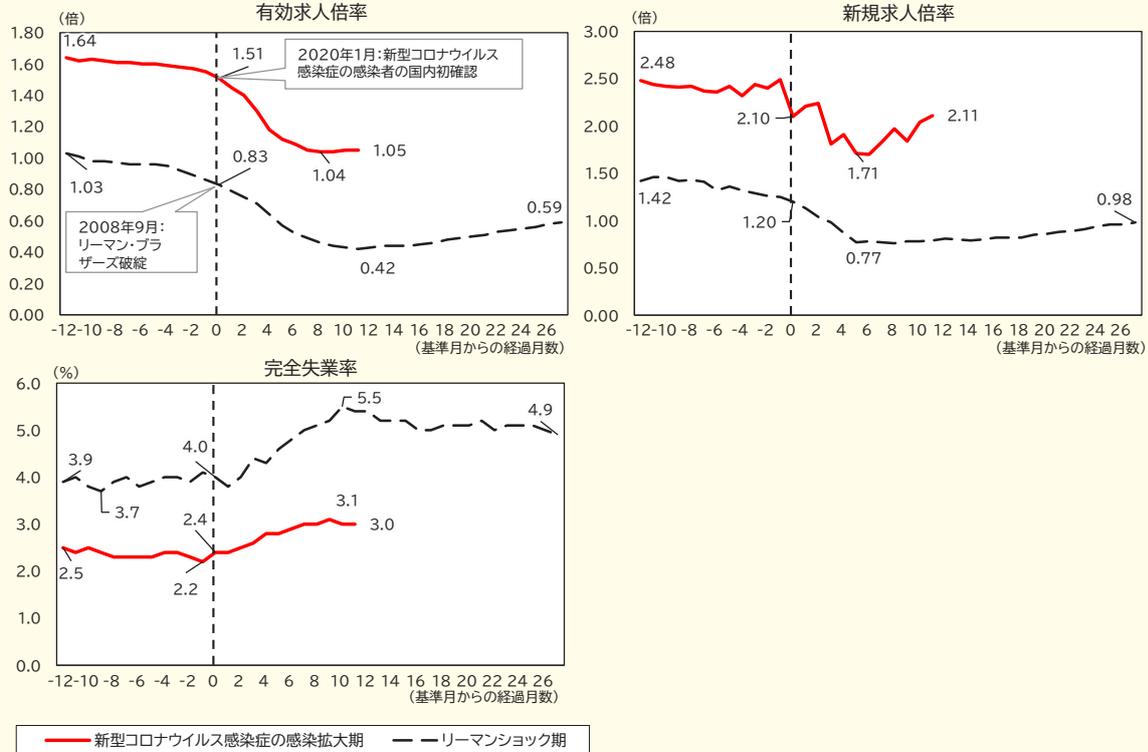
- リーマンショック期においては、ショック前から有効求職者数が有効求人数を上回っており、有効求人倍率は1倍を下回っている状況にあった。ショック後にはその差が拡大し、有効求人倍率は更に低下していった。
- 新規求人数はショック前に新規求職申込件数を上回っていたが、2008年12月以降、新規求人数が下回るようになり、新規求人倍率も1倍を切るようになった。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
(注) データは季節調整値。

第1-(5)-22図 雇用に関する主な指標の水準の比較

- 有効求人倍率、新規求人倍率、完全失業率の推移について、感染拡大期とリーマンショック期を比較すると、2020年の感染拡大前後の時期には、有効求人倍率や新規求人倍率の水準がリーマンショック期よりも高い状況にあり、2020年に低下した後もそれより高い水準を維持していた。
- 完全失業率についても、リーマンショック期よりも低い水準にあり、2020年に上昇したものの、それより低い水準にとどまっていた。

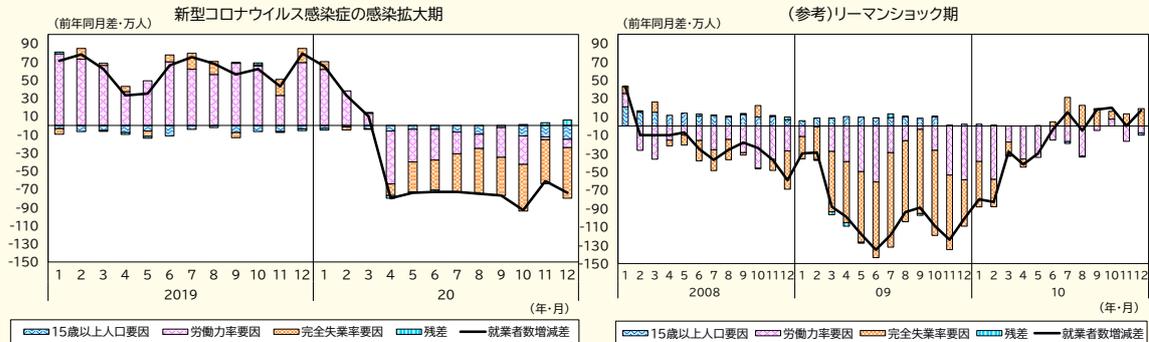


資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) データは全て季節調整値。

● **就業者数の減少要因としては労働力率要因が目立つが、完全失業率要因も目立ってきている**  
 労働力の動向に関して、感染拡大期、リーマンショック期ともに就業者数が大幅に減少したことについて述べたが、その内訳を要因分解すると両期で様相が異なっていることが分かる。第1-(5)-23図は、就業者数の変動(前年同月差)を「15歳以上人口要因」「労働力率要因」「完全失業率要因」に分解したものである。これをみると、リーマンショック期の2009年においては就業者数の減少分のうち完全失業率要因(完全失業者の増加)による減少分が目立つのに対し、感染拡大期の2020年においては、4月以降、労働力率要因(非労働力人口の増加)による減少分が就業者数の減少分のうち比較的高い割合を占めていたことが分かる。ただし、2020年後半にかけては、就業者数の減少分のうち、完全失業率要因が占める割合が高くなっていることに留意が必要である。

第1-(5)-23図 就業者数の変動の要因分解

- 就業者数の変動（前年同月差）を、「15歳以上人口要因」「労働力率要因」「完全失業率要因」に分解すると、リーマンショック期の2009年においては就業者数の減少分のうち完全失業率要因（完全失業者の増加）による減少分が目立つのに対し、感染拡大期の2020年においては、4月以降、労働力率要因（非労働力人口の増加）による減少分が比較的高い割合を占めている。
- ただし、2020年後半にかけては、就業者数の減少分のうち、完全失業率要因が占める割合が高くなっている。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) 1) 15歳以上人口は労働力人口と非労働力人口から成り、さらに労働力人口は就業者と完全失業者から成るため、就業者数の減少分を上記のように分解することができる。

2) 就業者数の前年同月差の要因分解の式は以下のとおり。

$$\Delta E = \underbrace{((- \Delta ur) \times \bar{a} \times \bar{N})}_{\text{完全失業率要因}} + \underbrace{((\bar{L} - ur) \times \Delta a \times \bar{N})}_{\text{労働力率要因}} + \underbrace{((\bar{L} - ur) \times \bar{a} \times \Delta N)}_{\text{15歳以上人口要因}}$$

E：就業者数、N：15歳以上人口、a：労働力率(=L/N)、L：労働力人口、ur：完全失業率(=U/L)、U：完全失業者数、△：前年同月差、( )：当年と前年の平均

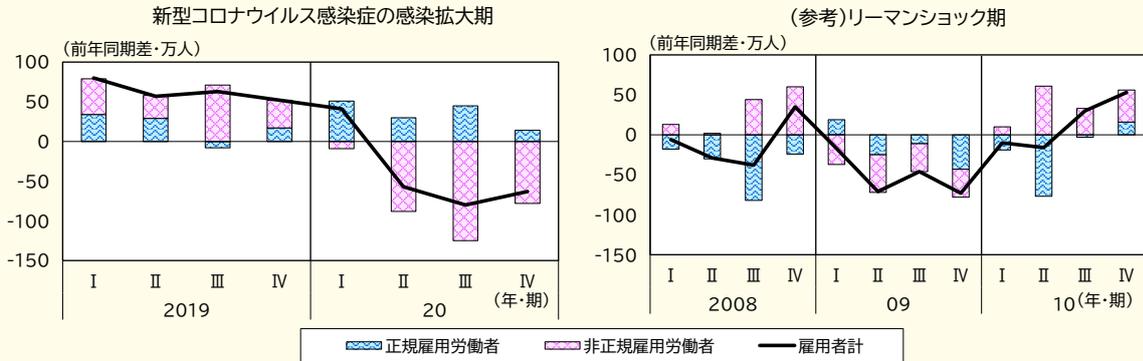
● 感染拡大による影響は正規雇用労働者よりも非正規雇用労働者に強く表れており、特に非労働力化の動きが目立つ

では、これまでにみた就業者数や雇用者数の減少は、どのような雇用形態の労働者において生じているのだろうか。第1-(5)-24図により、雇用者数の変動を雇用形態で分けると、リーマンショック期の2009年には正規雇用労働者、非正規雇用労働者ともに前年同期比で減少していたのに対し、感染拡大期の2020年には、正規雇用労働者は年間を通じて増加を続けていた一方、非正規雇用労働者が大きく減少していた。

さらに、第1-(5)-25図は、過去1年以内に離職した者の調査時点（四半期毎）での就業状態について、前年同期からの変化を前職の雇用形態別にみたものである。これをみると、「前職が正規雇用労働者」である者については、2020年に入ってから、再び就業者となった者（転職した者）が減少傾向にある一方で完全失業者となった者がやや増加傾向にある。他方で、「前職が非正規雇用労働者」である者については、2020年第II四半期（4-6月期）以降、転職した者は「前職が正規雇用労働者」である者よりも大きく減少している一方で、非労働力人口となった者、完全失業者になった者はいずれも前年同期比で「前職が正規雇用労働者」である者と比べ大幅な増加傾向にある。以上を踏まえると、2020年の感染拡大による雇用への影響は正規雇用労働者よりも非正規雇用労働者に強く表れており、特に非労働力化の動きが大きかったものと考えられる。

第1-(5)-24図 雇用形態別の雇用者数の推移

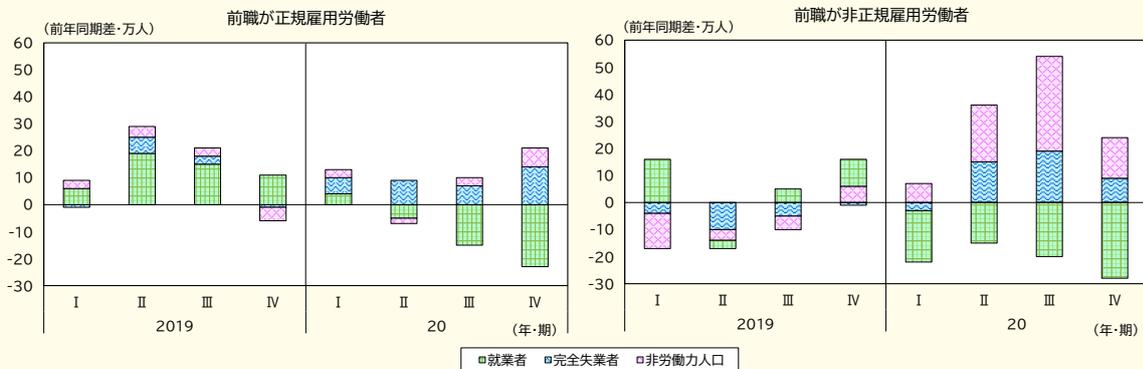
- 雇用形態別の雇用者数の動向をみると、リーマンショック期には正規雇用労働者、非正規雇用労働者ともに前年同期比での減少がみられたが、感染拡大期においては、正規雇用労働者は増加を続けているのに対し、非正規雇用労働者が大きく減少している。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) 1) 雇用者計は役員を除いている。  
 2) データは原数値。

第1-(5)-25図 前職の雇用形態別にみた就業状態の動向（過去1年以内に離職した者）

- 過去1年以内に離職した者の就業状態の変化を雇用形態別にみると、「前職が正規雇用労働者」である者については、2020年に入ってから、再び就業者となった者（転職した者）が減少傾向にある一方で完全失業者となった者がやや増加傾向にある。
- 「前職が非正規雇用労働者」である者については、2020年第Ⅱ四半期（4-6月期）以降、転職した者は「前職が正規雇用労働者」よりも大きく減少している一方で、非労働力人口となった者、完全失業者になった者はいずれも前年同期比で「前職が正規雇用労働者」と比べ大幅な増加傾向にある。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) 1) データは原数値。  
 2) 本図では、過去1年以内に離職した者の就業状態について失業者でなく完全失業者で集計している（第1-(5)-51図と異なる）。

● 感染拡大期における労働投入量の最大減少幅はリーマンショック期より大きい一方で、総雇用者所得はリーマンショック期よりも小幅な減少にとどまっている

感染拡大期の2020年の雇用情勢の特徴として、4月の緊急事態宣言発出後に休業者数が一時的に大幅に増加したことを述べたが、その影響は労働投入量や総雇用者所得の動きにも表れている。まず、第1-(5)-26図により、雇用者の総労働量を示す指標である労働投入量（雇用者数と一人当たりの労働時間とを乗じて算出したもの）の推移をみる。2020年の労働投入量は、全産業活動指数（2020年8月以降は、鉱工業生産指数及び第3次産業活動指数の

統合指数)の前年同月比とおおむね連動した動きとなっており、産業活動の落ち込みを反映して、前年同月比で大幅に減少し、2020年5月には-10.6%となった。これは、リーマンショック期の最大減少幅(2009年5月の前年同月比-7.3%)よりも大きい減少幅となっている。しかしながら、その減少分の内訳をみると、2020年の労働投入量の減少分の大半が労働時間の減少によるものであり、雇用者数の減少による部分は限られていることが分かる。その後、2020年6月以降、労働投入量は、主に労働時間の減少幅の縮小により回復傾向で推移したが、11月以降は減少幅がやや拡大している。

他方で、第1-(5)-27図により、雇用者全体の総賃金額を示す総雇用者所得(雇用者数と一人当たり賃金とを乗じて算出したもの)の推移をみると、2020年4月に前年同月比で減少に転じ、5月には前年同月比-3.5%、12月には特別給与の減少が影響し、前年同月比-4.0%となった。これは、労働投入量とは異なり、リーマンショック期の最大減少幅(2009年6月の前年同月比-8.9%)よりも小さい減少幅となっている。減少要因をみると、リーマンショック期の2009年よりも賃金(現金給与総額)の減少による寄与が小さくなっており、全体としても比較的小幅な減少にとどまっていることが分かる。

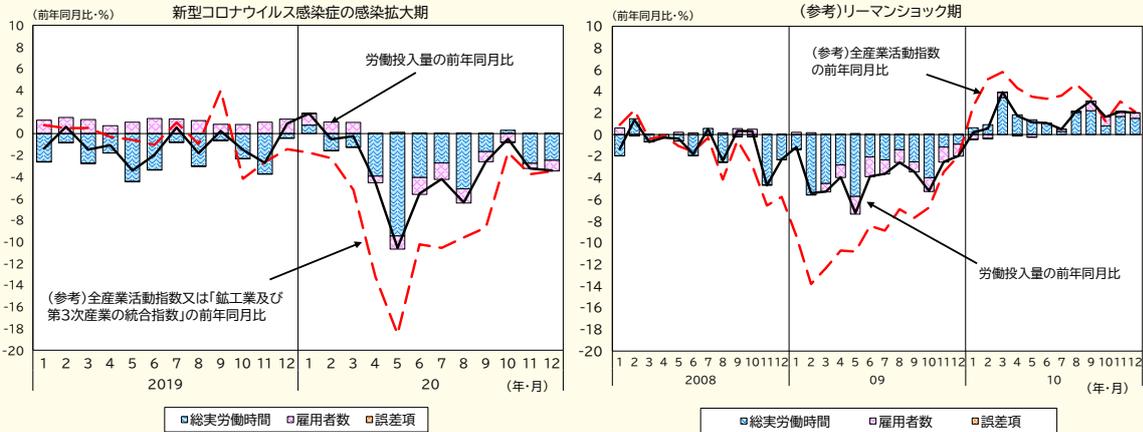
前図の労働投入量の推移と合わせてみると、2020年には、労働投入量は緊急事態宣言下の5月を中心にリーマンショック期よりも大きく減少した一方、総雇用者所得はリーマンショック期よりも小幅な減少にとどまったことが分かる。こうした背景には、緊急事態宣言等による感染拡大防止のための一時的な経済活動の抑制に対応するため、企業が雇用や賃金の維持に積極的に取り組んだことや、それを下支えする雇用調整助成金等の政策が効果を発揮したことがあるものと考えられる<sup>19</sup>。

---

19 企業が雇用維持に積極的であった要因として、感染拡大期においては、緊急事態宣言の発出が感染拡大防止を目的とした緊急的・一時的な措置であったこと、リーマンショック期と比較すると多くの産業においてショック前の業況は相対的に良い状態にあり、さらに企業が深刻な人手不足に直面していたことなどに留意する必要がある。また、雇用調整助成金等の効果については第6章で詳しくみる。

第1-(5)-26図 労働投入量の推移

- 雇用者の総労働量を示す指標である労働投入量（雇用者数×一人当たり労働時間）をみると、2020年は、前年同月比で大幅に減少し、2020年5月には-10.6%とリーマンショック期の最大減少幅（2009年5月の前年同月比-7.3%）よりも大きい減少幅となった。しかしながら、その減少分の大半が労働時間の減少によるものであり、雇用者数の減少による部分は限られている。
- 2020年6月以降、労働投入量は、主に労働時間の減少幅の縮小により回復傾向で推移したが、11月以降は減少幅がやや拡大している。

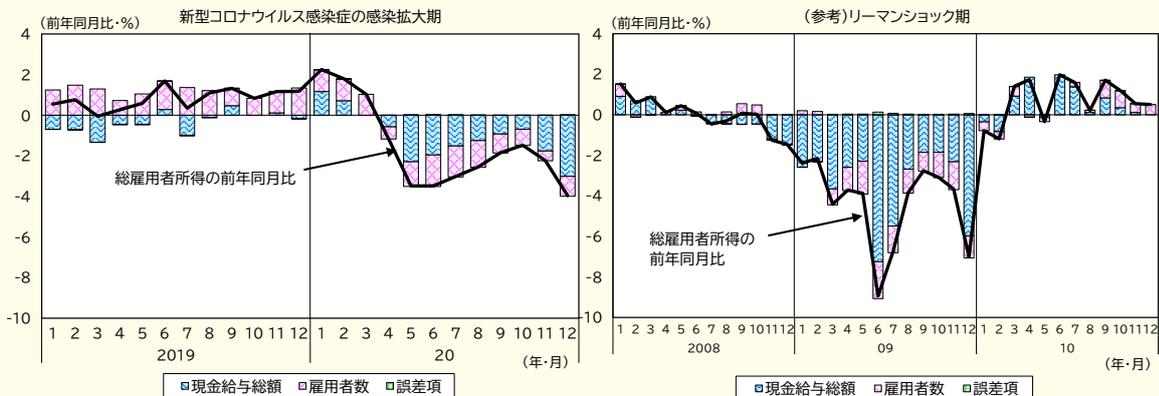


資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省統計局「労働力調査（基本集計）」、経済産業省「全産業活動指数」「鉱工業生産指数」「第3次産業活動指数」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて推計

- (注) 1) 労働投入量は、総実労働時間数（原指数）に雇用者数（原数値）を乗じて算出している。
- 2) 総実労働時間指数は、調査産業計、就業形態計、事業所規模5人以上の値を利用している。
- 3) 労働投入量の変化率は、総実労働時間指数の変化率、雇用者数の変化率及び誤差項に分解し、算出している。
- 4) 全産業活動指数は、2020年7月に作成を終了しており、2020年8月以降は、2015年基準の「鉱工業生産指数」「第3次産業活動指数」をもとに算出した「鉱工業及び第3次産業の統合指数」（2015年基準）の前年同月比を掲載している。
- 5) 全産業活動指数、鉱工業生産指数、第3次産業活動指数については、原指数を使用している。

第1-(5)-27図 総雇用者所得の推移

- 雇用者全体の総賃金額を示す総雇用者所得（雇用者数×一人当たり賃金）をみると、2020年4月に前年同月比で減少に転じ、5月には前年同月比-3.5%、12月には前年同月比-4.0%となったが、リーマンショック期の最大減少幅（2009年6月の前年同月比-8.9%）よりも小さい減少幅となっている。
- 減少要因をみると、リーマンショック期の2009年よりも賃金（現金給与総額）の減少による寄与が小さくなっており、全体としても比較的小幅な減少にとどまっている。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて推計

- (注) 1) 総雇用者所得は、現金給与総額指数（原指数）に雇用者数（原数値）を乗じて算出している。なお、厚生労働省において独自に作成した試算値であり、内閣府の「月例経済報告」の名目総雇用者所得とは若干算出方法が異なる。
- 2) 現金給与総額指数は、調査産業計、就業形態計、事業所規模5人以上の値を利用している。
- 3) 総雇用者所得の変化率は、現金給与総額指数の変化率、雇用者数の変化率及び誤差項に分解し、算出している。

●感染拡大期には企業は主に人員・賃金削減以外の方法で雇用調整等を行っている

次に、企業による雇用や賃金の維持のための取組の背景について詳細にみるために、企業による雇用調整等の方法についてみていく。まず、第1-(5)-28図により、雇用調整を実施した事業所の割合の推移をみると、リーマンショック期の2008年第Ⅳ四半期（10-12月期）から2009年第Ⅱ四半期（4-6月期）にかけて49%まで急速に上昇した。その後、低下傾向となったものの、2012年12月以降の景気回復局面においてもリーマンショック期前より高い水準で推移してきており、リーマンショックを機に企業の雇用調整等への意識が全般的に高まったことがうかがえる。そのような中で、感染拡大期の2020年第Ⅱ四半期（4-6月期）には49%と再びリーマンショック期と同程度まで上昇した。

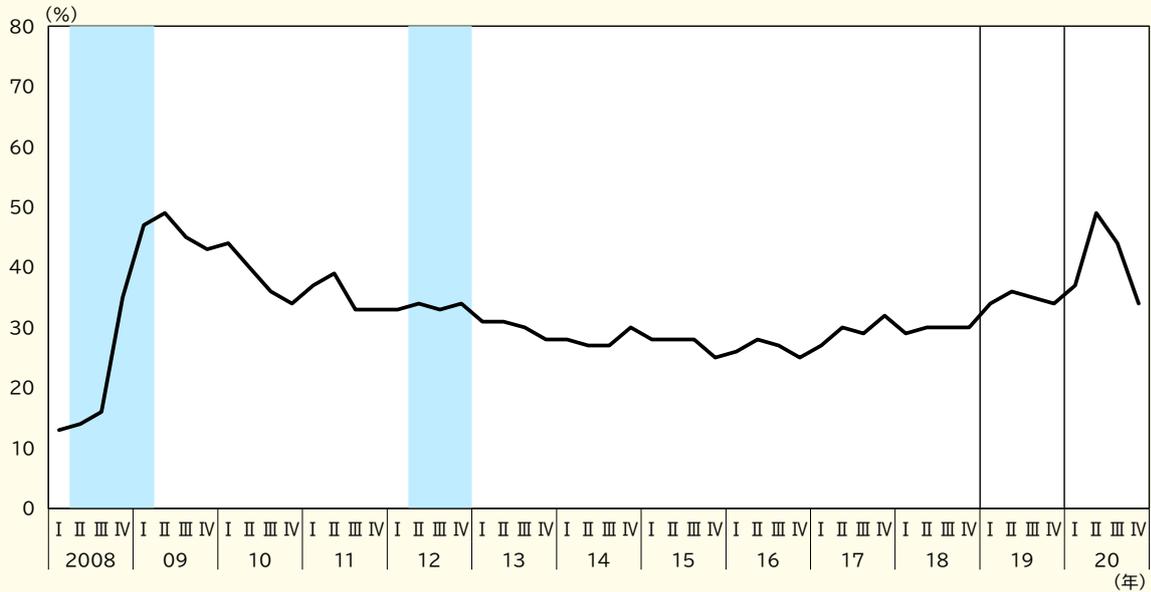
しかしながら、企業が実施した雇用調整等の方法をみると、感染拡大期とリーマンショック期とでは様相が大きく異なっている。第1-(5)-29図及び第1-(5)-30図は、雇用調整等を実施した事業所のうち、それぞれの雇用調整等の方法を実施した事業所の割合をみたものである。第1-(5)-29図の（1）は「残業規制」「配置転換」「一時休業（一時帰休）」等、人員・賃金削減以外の方法で雇用調整等を行った事業所の割合の推移であるが、リーマンショック期、感染拡大期ともに、これらの方法による雇用調整等を行った事業所が増加していることが分かる。一方で、同図の（2）は「希望退職者の募集、解雇」「中途採用の削減停止」「賃金等労働費用の削減」等、人員・賃金削減による雇用調整等を行った事業所の割合の推移であるが、2020年にはこうした人員・賃金削減による雇用調整等を行った事業所の割合がリーマンショック期ほどは高くないことが分かる。

さらに、第1-(5)-30図は、感染拡大期、リーマンショック期のそれぞれのショックの前後<sup>20</sup>でどのような雇用調整等の方法がとられたのか、それぞれの方法別に実施事業所割合をみたものである。これをみると、人員・賃金削減以外の雇用調整等の方法については、「残業規制」「休日・休暇の増加等」「配置転換」「出向」を実施していた事業所の割合は、リーマンショック期以降も比較的高い割合を維持していたこともあり、感染拡大期における増加幅は小幅にとどまっているものの、「残業規制」を除き感染拡大期の方が実施事業所割合は高くなっている。また、「一時休業（一時帰休）」を実施した事業所の割合は感染拡大期、リーマンショック期とも上昇しているが、感染拡大期の方が高くなっている。他方で、人員・賃金削減による雇用調整等の方法についてはいずれの項目でも、感染拡大期の方が実施事業所割合は低くなっている。このように感染拡大期の2020年には、人員・賃金削減よりも雇用や賃金の維持をしながら雇用調整等を実施した企業が多かったことがうかがえる。この背景には、感染拡大期における社会経済活動の抑制が、感染拡大防止を目的とした緊急的・一時的な措置であったことや、労働市場において人手不足基調の状態が続いていたこと、また、後述するように過去に例のない政策の下支えがあったことなどがあると考えられる。

20 本分析においては、「ショック前」とは、感染拡大期については2019年第Ⅰ四半期（1-3月期）～第Ⅳ四半期（10-12月期）を指し、リーマンショック期については2008年第Ⅰ四半期（1-3月期）～第Ⅲ四半期（7-9月期）を指している。また、「ショック後」とは、感染拡大期については2020年第Ⅰ四半期（1-3月期）～第Ⅳ四半期（10-12月期）を指し、リーマンショック期については2008年第Ⅳ四半期（10-12月期）～2010年第Ⅳ四半期（10-12月期）を指している。

第1-(5)-28図 雇用調整実施事業所の割合の推移

- 雇用調整を実施した事業所の割合の推移をみると、リーマンショック期の2008年第IV四半期（10-12月期）から2009年第II四半期（4-6月期）にかけて49%まで急速に増加した。その後、低下傾向となったものの、2012年12月以降の景気回復局面においてもリーマンショック期前より高い水準で推移していた。
- 感染拡大期には、2020年第II四半期（4-6月期）に49%まで上昇した。



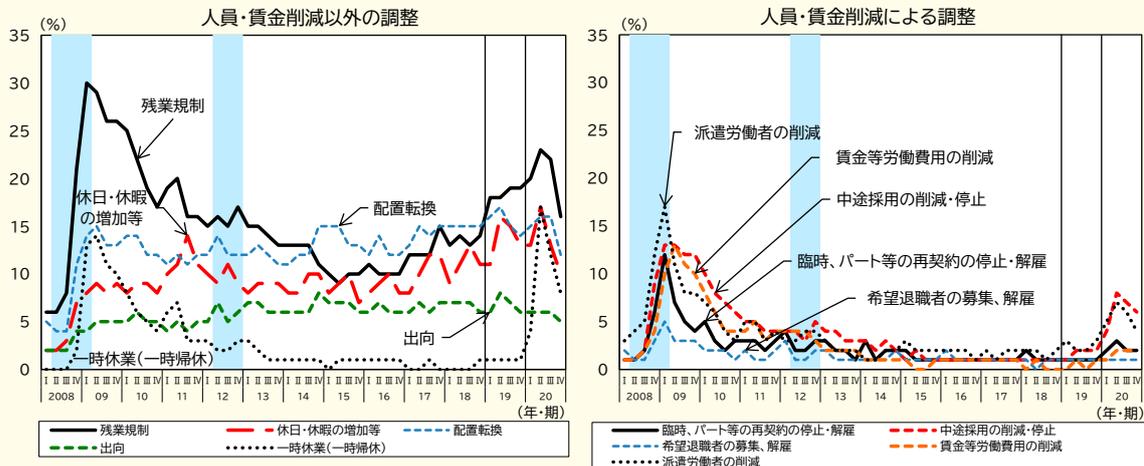
資料出所 厚生労働省「労働経済動向調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) グラフのシャドー部分は景気後退期。

2) 本白書では、2019年～2020年の労働経済の動向を中心に分析を行うため、見やすさの観点から2019年と2020年の年の区切りに実線を入れている。

第1-(5)-29図 雇用調整等の方法の実施事業所割合の推移

- 雇用調整を実施した事業所のうち各雇用調整等の方法を実施した事業所の割合の推移をみると、「残業規制」「配置転換」「一時休業（一時帰休）」等、人員・賃金削減以外の方法による雇用調整等については、リーマンショック期、感染拡大期ともに、これらの方法による雇用調整等を行った事業所が増加していることが分かる。
- 一方で、「希望退職者の募集、解雇」「中途採用の削減停止」「賃金等労働費用の削減」等、人員・賃金削減による雇用調整等については、感染拡大期にはこうした人員・賃金削減による雇用調整等を行った事業所の割合がリーマンショック期ほどは高くないことが分かる。



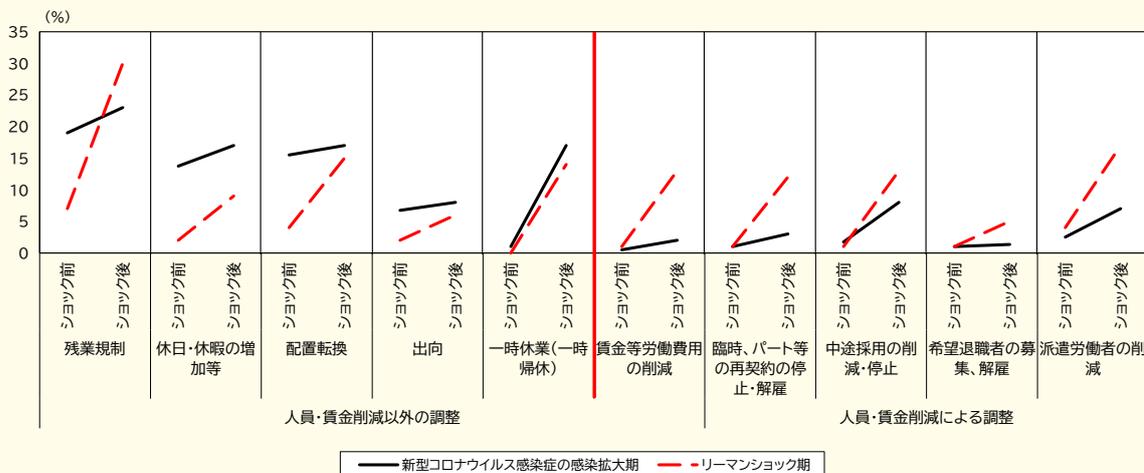
資料出所 厚生労働省「労働経済動向調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) グラフのシャドー部分は景気後退期。

2) 本白書では、2019年～2020年の労働経済の動向を中心に分析を行うため、見やすさの観点から2019年と2020年の年の区切りに実線を入れている。

第1-(5)-30図 雇用調整等の方法別の実施事業所割合

- ショック前後での雇用調整実施事業所における各雇用調整等の方法の実施割合の変化をみると、「残業規制」「休日・休暇の増加等」「配置転換」等を実施している事業所の割合は、リーマンショック以降、比較的高い割合を維持していたこともあり、感染拡大期における増加幅は小幅にとどまっているが、「残業規制」を除き、感染拡大期の方が実施事業所割合は高い。「一時休業（一時帰休）」を実施した事業所割合は、感染拡大期はリーマンショック期ともに上昇しているが、感染拡大期の方が実施事業所割合は高い。
- 一方、人員・賃金削減による雇用調整等の方法についてはいずれの項目でも、感染拡大期の方が実施事業所割合は低くなっている。



資料出所 厚生労働省「労働経済動向調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 「ショック前」は、感染拡大期は2019年第I四半期～第IV四半期、リーマンショック期は2008年第I四半期～第III四半期の平均であり、「ショック後」は、感染拡大期は2020年第I四半期～第IV四半期、リーマンショック期は2008年第IV四半期～2010年第IV四半期の最大値。

●求人・求職や失業への影響は地域によっても異なる

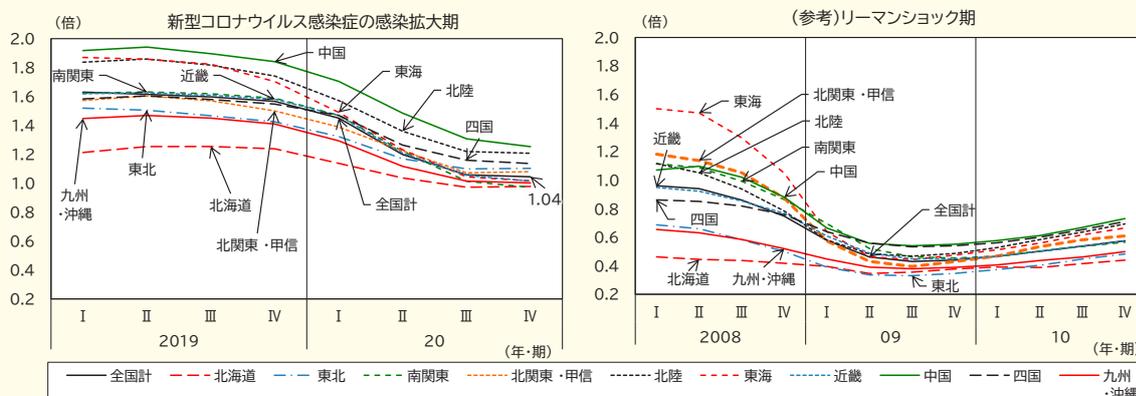
感染拡大の雇用への影響は地域によって異なる可能性があることから、地域別の求人・求職や失業の動向についてもみている。

第1-(5)-31図により地域別の有効求人倍率の動向をみると、全国的に2020年第I四半期(1-3月期)以降低下している中、特に「南関東」「東海」「近畿」では、第I四半期(1-3月期)から第IV四半期(10-12月期)にかけてそれぞれ1.5倍程度から1.0倍程度へと比較的大きく低下している。リーマンショック期の有効求人倍率は、2008年第III四半期(7-9月期)から2009年第II四半期(4-6月期)にかけて全国的に大きく低下した中、特に「東海」での減少幅が大きかった(付1-(5)-5表)。

また、第1-(5)-32図により地域別の完全失業率の動向をみると、2020年第II四半期(4-6月期)には「北海道」「東北」「南関東」「近畿」で比較的大きく上昇し、第III四半期(7-9月期)には「東海」「中国・四国」においても上昇がみられた。リーマンショック期の完全失業率は、2008年第IV四半期(10-12月期)から2009年第III四半期(7-9月期)にかけて全国的に大きく上昇した中、特に「東北」「近畿」での上昇が大きかった(付1-(5)-6表)。

第1-(5)-31図 地域別有効求人倍率の動向

- 感染拡大期の有効求人倍率の動向を地域別にみると、全国的に2020年第I四半期(1-3月期)以降低下している中、特に「南関東」「東海」「近畿」では、第I四半期(1-3月期)から第IV四半期(10-12月期)にかけてそれぞれ1.5倍程度から1.0倍程度へと比較的大きく低下している。
- リーマンショック期の有効求人倍率は、2008年第III四半期(7-9月期)から2009年第II四半期(4-6月期)にかけて全国的に大きく低下した中、特に「東海」での減少幅が大きかった。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) データは四半期の実施値別有効求人倍率(季節調整値)。

2) 各ブロックの構成県は、以下のとおり。

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

南関東：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

北関東・甲信：茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県

北陸：新潟県、富山県、石川県、福井県

東海：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

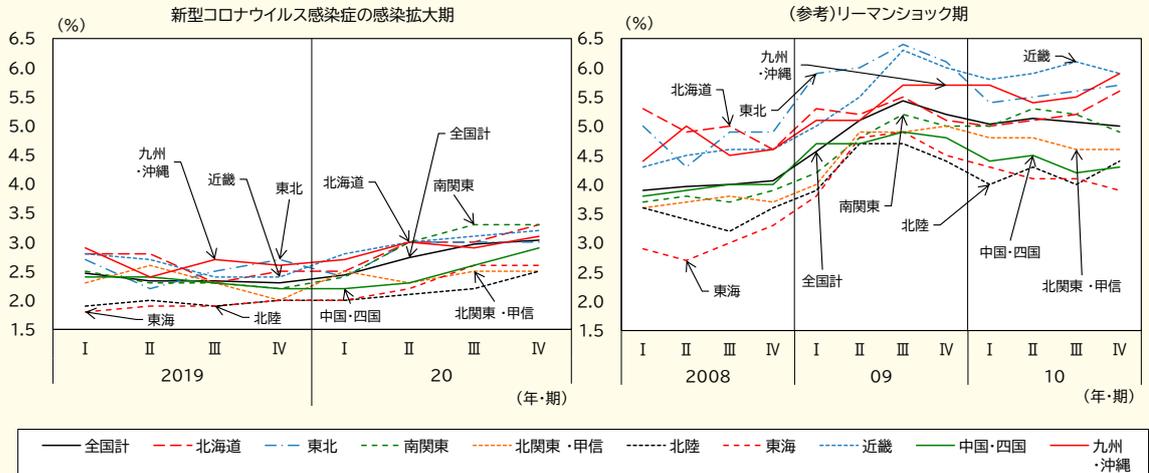
中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第1-(5)-32図 地域別完全失業率の動向

- 感染拡大期の完全失業率の動向を地域別にみると、2020年第II四半期（4-6月期）には「北海道」「東北」「南関東」「近畿」で比較的大きく上昇し、第III四半期（7-9月期）には「東海」「中国・四国」においても上昇がみられた。
- リーマンショック期の完全失業率は、2008年第IV四半期（10-12月期）から2009年第III四半期（7-9月期）にかけて全国的に大きく上昇した中、特に「東北」「近畿」での上昇が大きかった。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) データは四半期の季節調整値。  
 2) 全国の完全失業率の四半期値は、月次の季節調整値を厚生労働省政策統括官付政策統括室にて単純平均したものの。  
 3) 各ブロックの構成県は、以下のとおり。  
 北海道：北海道  
 東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県  
 南関東：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県  
 北関東・甲信：茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県  
 北陸：新潟県、富山県、石川県、福井県  
 東海：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県  
 近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県  
 中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県  
 四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県  
 九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

●就業者は正規雇用労働者が増加したものの特に女性の非正規雇用労働者の大幅減少等により減少、休業者は女性の非正規雇用労働者を中心に増加

本節では感染拡大の影響を大きく受けた2020年の雇用・労働全体の状況についてみてきた。最後にこれまでの分析を踏まえ、「労働力調査（詳細集計）」を用いて、第1-(5)-33図及び第1-(5)-34図により2020年の我が国の労働力の概況について言及しておく<sup>21</sup>。

第1-(5)-33図により男女計の概況についてみると、労働力人口は6,858万人で前年差22万人の減少となり、非労働力人口は4,200万人で前年差10万人の増加となっている<sup>22</sup>。労働力人口のうち、就業者数は6,667万人で前年差48万人の減少となり、完全失業者は191万人で前年差26万人の増加となった。就業者について従業上の地位別にみると、正規雇用労働者は3,529万人で前年差35万人の増加となった一方、非正規雇用労働者は2,090万人で前年差75万人の減少

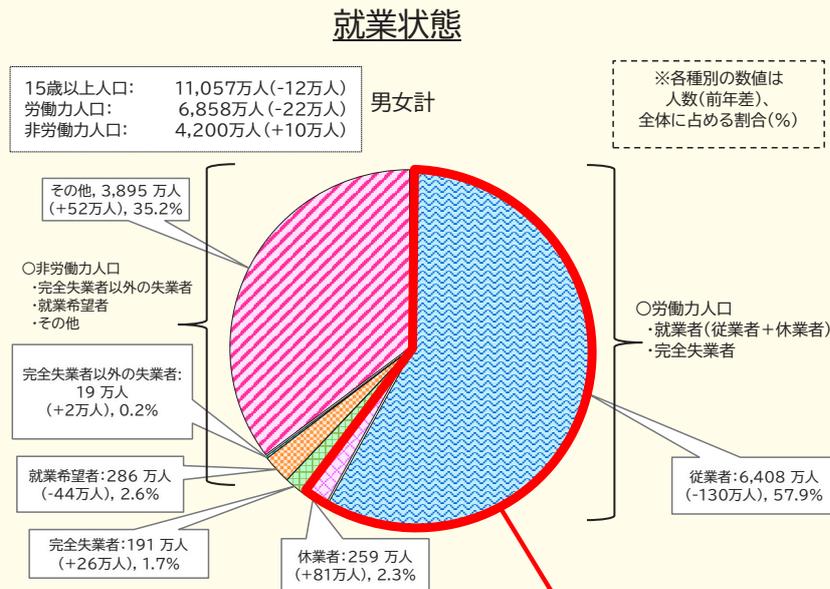
21 第1-(5)-33図及び第1-(5)-34図で使用している数値は「労働力調査（詳細集計）」によるものであるが、詳細集計の数値は調査世帯数や集計対象の違いなどから、基本集計の数値とは一致しない。

22 「労働力調査（基本集計）」の「労働力人口」「非労働力人口」の範囲に合わせるよう、「労働力調査（詳細集計）」の集計結果を組み替えており、「労働力調査（詳細集計）」の公表値の「労働力人口」「非労働力人口」とは異なっている。

となった。このうち、不本意非正規雇用労働者は230万人で前年差6万人の減少、その他の非正規雇用労働者は1,860万人で前年差69万人の減少といずれも減少した。また、就業者のうち、従業者は6,408万人で前年差130万人の減少となった一方、休業者は259万人で前年差81万人の増加となった。休業者の内訳について従業上の地位別にみると、正規雇用労働者が前年差24万人の増加、非正規雇用労働者が前年差43万人の増加となり、非正規雇用労働者の増加幅がより大きくなっている。非労働力人口の内訳をみると、就業希望者は286万人で前年差44万人の減少となったほか、完全失業者以外の失業者が前年差2万人の増加、その他が前年差52万人の増加となった。

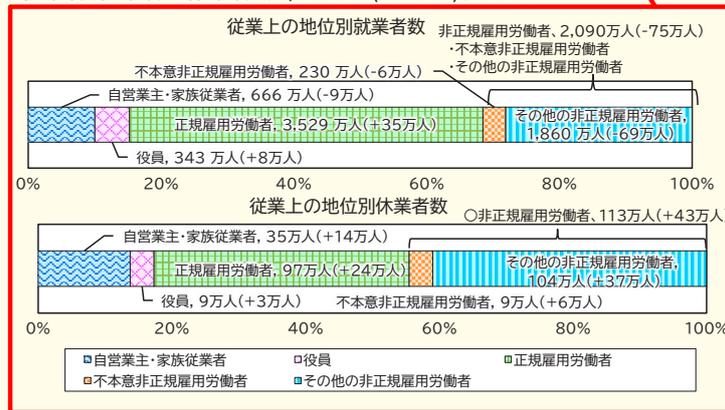
第1-(5)-34図により男女別の概況をみると、男女とも労働力人口が減少し（前年差男性6万人減少、女性16万人減少）、非労働力人口が増加しているが（前年差男性2万人増加、女性8万人増加）、労働力人口の減少幅、非労働力人口の増加幅とも女性の方が大きくなっている。また、就業者について従業上の地位別にみると、男女ともに正規雇用労働者数が増加し、非正規雇用労働者数が減少している中、女性の正規雇用労働者が前年差33万人の増加と、男性の前年差2万人の増加よりも大きく増加している一方で、女性の非正規雇用労働者が前年差50万人の減少と、男性の前年差26万人の減少よりも大きく減少している。休業者数については、男性が前年差30万人の増加に対して女性が前年差52万人の増加と女性の増加幅が大きかった。休業者の内訳についてみると、男性では正規雇用労働者が前年差10万人の増加、非正規雇用労働者が前年差11万人の増加、女性では、正規雇用労働者が前年差14万人の増加、非正規雇用労働者が前年差31万人の増加となっており、いずれの雇用形態でも女性の増加幅がより大きくなっている。非労働力人口の内訳をみると、就業希望者は女性が前年差33万人の減少と、男性の前年差12万人の減少よりも減少幅が大きくなっている。

第 1-(5)-33 図 我が国の労働力の概況



### 就業者(従業者+休業者)の内訳

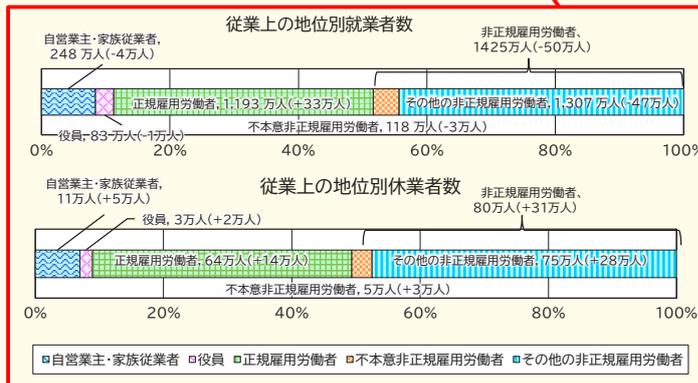
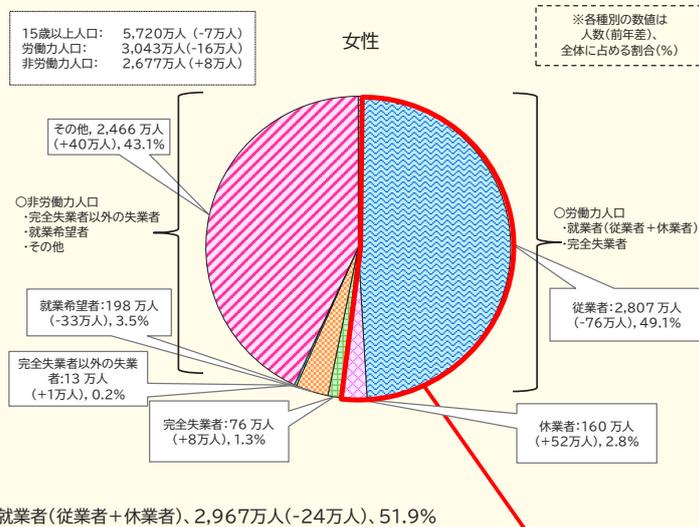
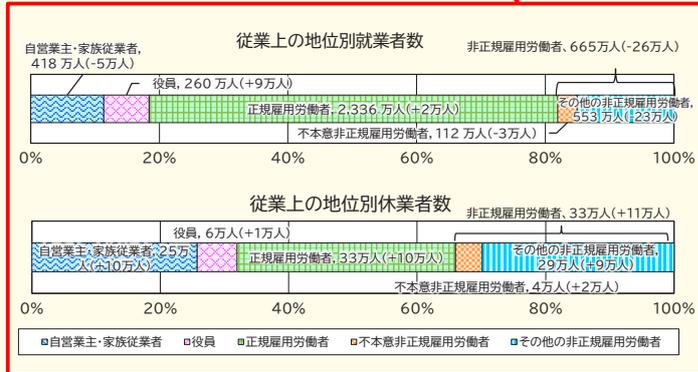
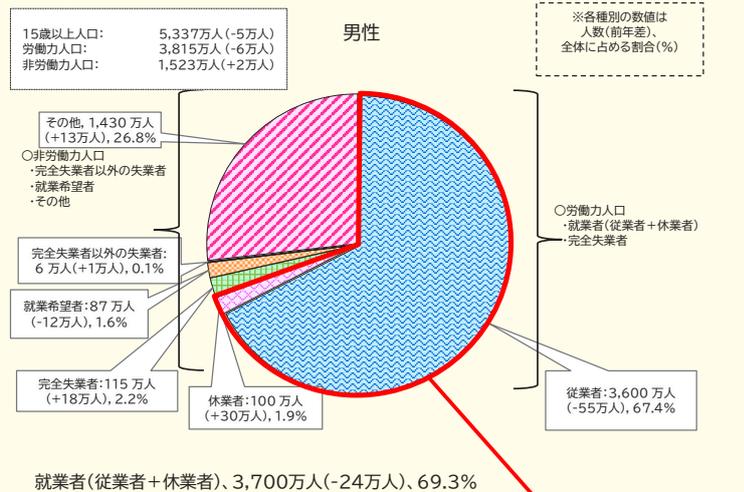
就業者(従業者+休業者)、6,667万人(-48万人)、60.3%



資料出所 総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注)
- 「労働力人口」は「労働力調査(詳細集計)」の「就業者数」と「完全失業者数」を合計したものであり、「労働力調査(詳細集計)」の「労働力人口(公表値)」とは異なる。
  - 「非労働力人口」は「労働力調査(詳細集計)」の「非労働力人口」と「完全失業者以外の失業者」(「労働力調査(詳細集計)」の「失業者」から「完全失業者」を差し引いたものとして算出)を合計したものであり、「労働力調査(詳細集計)」の「非労働力人口(公表値)」とは異なる。
  - 「失業者」は「就業しておらず、1か月以内に求職活動を行っており(過去の求職活動の結果待ちを含む)、すぐに就業できる者」、「完全失業者」は「失業者」のうち1週間以内に求職活動を行った者(過去の求職活動の結果待ちを含む)。
  - 不本意非正規雇用労働者は、非正規の職員・従業員のうち、現職に就いた理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者。その他の非正規の職員・従業員は、非正規の職員・従業員から不本意非正規雇用労働者を差し引いたものとして算出。
  - 非労働力人口のうち「その他」については、「非労働力人口(公表値)」から、就業希望者を差し引いたものとして算出。

第1-(5)-34図 我が国の労働力の概況（男女別）



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 「労働力人口」は「労働力調査（詳細集計）」の「就業者数」と「完全失業者数」を合計したものであり、「労働力調査（詳細集計）」の「労働力人口（公表値）」とは異なる。
- 2) 「非労働力人口」は「労働力調査（詳細集計）」の「非労働力人口」と「完全失業者以外の失業者」（「労働力調査（詳細集計）」の「失業者」から「完全失業者」を差し引いたものとして算出）を合計したものであり、「労働力調査（詳細集計）」の「非労働力人口（公表値）」とは異なる。
- 3) 「失業者」は「就業しておらず、1か月以内に求職活動を行っており（過去の求職活動の結果待ちを含む）、すぐに就業できる者」、「完全失業者」は「失業者」のうち1週間以内に求職活動を行った者（過去の求職活動の結果待ちを含む）。
- 4) 不本意非正規雇用労働者は、非正規の職員・従業員のうち、現職に就いた理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者。その他の非正規の職員・従業員は、非正規の職員・従業員から不本意非正規雇用労働者を差し引いたものとして算出。
- 5) 非労働力人口のうち「その他」については、「非労働力人口」（公表値）から、就業希望者を差し引いたものとして算出。

## 4 労働時間・賃金の動向

- 感染拡大期における総実労働時間は、2020年3月以降、5月を底として大幅に減少した後、減少幅が縮小し、10月には前年水準に一旦戻ったものの、11月以降再び減少した。続いて、労働時間・賃金への影響についても概観していく。

まず、労働時間について、第1-(5)-35図により、総実労働時間の変動要因をみると、2019年を通じて、一般労働者の所定内労働時間やパートタイム労働者の労働時間の減少、パートタイム労働者比率の増加等のマイナス寄与により、総実労働時間は減少傾向にあったところ、感染拡大の影響により、2020年3月以降、一般労働者の所定内労働時間及び所定外労働時間並びにパートタイム労働者の労働時間のマイナス寄与が拡大し、総実労働時間の減少幅が大きくなった。その後、5月を底として減少幅は縮小傾向となり、10月には前年同月の水準に一旦戻ったものの、11月以降は再び減少した。パートタイム労働者比率は、2020年1月からパートタイム労働者数の伸びの鈍化又は減少により前年同月比で低下し、労働時間に対してはプラス寄与に転じた。

最も減少幅が大きい時期をリーマンショック期と比較すると、リーマンショック期の2009年5月は前年同月比-5.7%であったのに対して、感染拡大期の2020年5月は前年同月比-9.5%と、減少幅がより大きくなっている。また、感染拡大期には、パートタイム労働者比率が減少し、総実労働時間の変動にプラスに寄与している点や、パートタイム労働者の労働時間のマイナス寄与がリーマンショック期よりも大きい点も特徴的である。

次に、総実労働時間の変動要因を雇用形態別にみってみる。第1-(5)-36図により、一般労働者についてみると、2019年には、主に所定内労働時間がマイナスに寄与したことにより総実労働時間は減少傾向にあったが、2020年には、所定内労働時間、所定外労働時間のマイナス寄与がともに拡大し、総実労働時間の減少幅が大きくなった。その後、5月を底として減少幅は縮小し、10月には前年同月の水準に一旦戻ったものの、11月以降再び減少した。

最も減少幅が大きい時期をリーマンショック期と比較すると、リーマンショック期の2009年5月は前年同月比-5.8%であったのに対して、感染拡大期の2020年5月は前年同月比-9.0%であり、感染拡大期の方が、総実労働時間の減少幅が大きくなっている。

また、第1-(5)-37図により、パートタイム労働者についてみると、2019年には、主に所定内労働時間がマイナスに寄与したことにより総実労働時間は減少傾向にあったが、2020年3月以降、所定内労働時間、所定外労働時間のマイナス寄与が拡大したことにより減少幅が拡

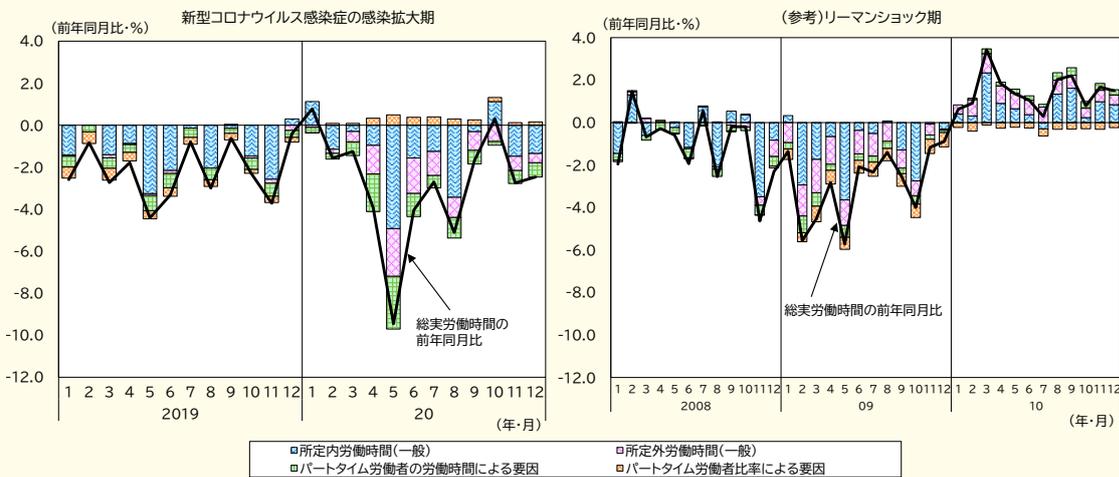
大した。その後、5月を底として減少幅は縮小していったが、12月時点でも前年同月の水準を下回っている。

最も減少幅が大きい時期をリーマンショック期と比較すると、リーマンショック期の2009年2月は前年同月比-4.8%であったのに対して、感染拡大期の2020年5月は前年同月比-13.4%であり、感染拡大期の方が総実労働時間の減少幅が大きくなっている。また、それ以外の時期についても、総じて感染拡大期の方が、リーマンショック期よりも総実労働時間の減少幅が大きくなっている。

こうした一般労働者及びパートタイム労働者の労働時間、特に所定内労働時間の大幅な減少には、2020年5月を底として減少幅が縮小しているものの、2020年2月から続く一般労働者、パートタイム労働者の出勤日数の減少傾向が影響している（付1-(5)-7表）。その背景には、感染拡大防止のための経済活動の抑制（外出自粛、営業自粛、休業要請等）に伴う出勤日数の減少があるものと考えられる。

第1-(5)-35図 総実労働時間の変動要因の推移

- 月次の総実労働時間の変動要因をみると、2019年には一般労働者の所定内労働時間やパートタイム労働者の労働時間の減少、パートタイム労働者比率の増加等のマイナス寄与により、総実労働時間は減少傾向にあった。
- 2020年には感染拡大の影響により、3月以降、一般労働者の所定内労働時間及び所定外労働時間並びにパートタイム労働者の労働時間のマイナス寄与が拡大し、総実労働時間の減少幅が大きくなった。5月を底として減少幅は縮小傾向となり、10月には前年同月の水準に一旦戻ったものの、11月以降は再び減少した。パートタイム労働者比率は、1月からパートタイム労働者数の伸びの鈍化又は減少により前年同月比で低下し、労働時間に対してはプラス寄与に転じた。
- 最も減少幅が大きい時期をリーマンショック期と比較すると、感染拡大期の方が減少幅が大きくなっていた（2009年5月：-5.7%⇒2020年5月：-9.5%（前年同月比））。

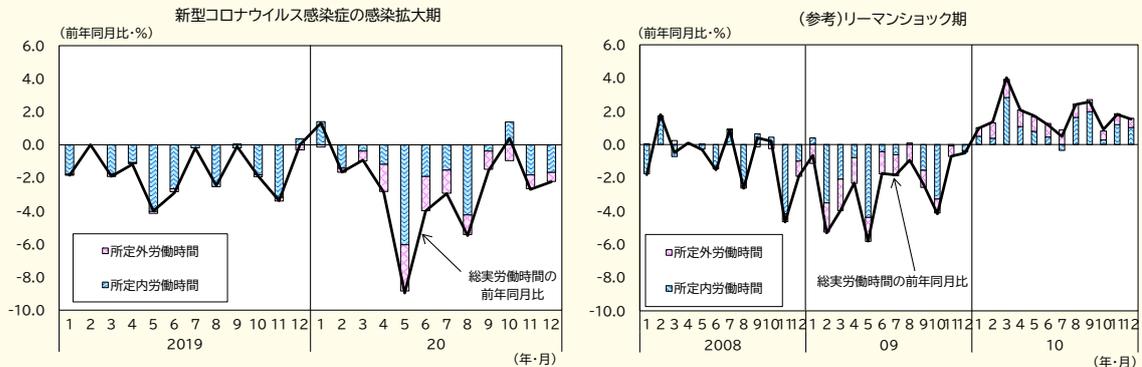


資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上の値を示している。  
 2) 指数（総実労働時間指数、所定内労働時間指数、所定外労働時間指数）にそれぞれの基準数値（2015年）を乗じ、100で除し、時系列接続が可能となるように修正した実数値を用いている。

第1-(5)-36図 一般労働者の総実労働時間の変動要因の推移

- 一般労働者の月次の労働時間の変動要因をみると、2019年には主に所定内労働時間がマイナスに寄与したことにより総実労働時間は減少傾向にあった。
- 2020年には所定内労働時間、所定外労働時間のマイナス寄与がともに拡大したことから減少幅が大きくなった。その後、5月を底として減少幅は縮小し、10月には前年同月の水準に一旦戻ったものの、11月以降再び減少した。
- 最も減少幅が大きい時期をリーマンショック期と比較すると、感染拡大期の方が減少幅が大きくなっていった（2009年5月：-5.8%⇒2020年5月：-9.0%（前年同月比））。

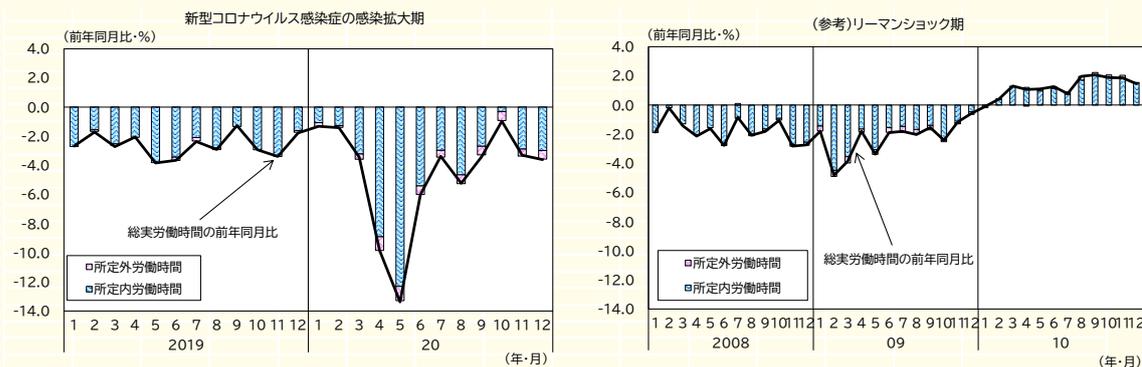


資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上の値を示している。  
 2) 指数（総実労働時間指数、所定内労働時間指数、所定外労働時間指数）にそれぞれの基準数値（2015年）を乗じ、100で除し、時系列接続が可能になるように修正した実数値を用いている。

第1-(5)-37図 パートタイム労働者の総実労働時間の変動要因の推移

- パートタイム労働者の月次の労働時間の変動要因をみると、2019年には主に所定内労働時間がマイナスに寄与したことにより総実労働時間は減少傾向にあった。
- 2020年3月以降、所定内労働時間、所定外労働時間のマイナス寄与が拡大したことにより総実労働時間の減少幅が拡大した。その後、5月を底として減少幅は縮小していったが、12月時点でも前年同月の水準を下回っている。
- 最も減少幅が大きい時期をリーマンショック期と比較すると、感染拡大期の方が減少幅が大きくなっていった（2009年2月：-4.8%⇒2020年5月：-13.4%（前年同月比））。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上の値を示している。  
 2) 指数（総実労働時間指数、所定内労働時間指数、所定外労働時間指数）にそれぞれの基準数値（2015年）を乗じ、100で除し、時系列接続が可能になるように修正した実数値を用いている。

●感染拡大期における賃金は、2020年4月から5月にかけて大きく減少し、5月を底として減少幅が縮小したが、11月以降減少幅が拡大し、12月は5月を上回る減少となった

次に、賃金の動向についてみていく。第1-(5)-38図により、就業形態計の現金給与総額（名目）の変動要因をみると、2019年には一般労働者の特別給与の減少やパートタイム労働者比率の上昇により現金給与総額がおおむねマイナス傾向で推移していたところ、2020年には

一般労働者の所定外給与及び特別給与の減少が大きくマイナスに寄与したことにより、現金給与総額は4月から5月にかけて前年同月比で大きく減少した。5月に前年同月比-2.3%まで減少した後、6月以降は減少幅が縮小していたが、11月には減少幅が再び拡大し、12月には一般労働者の特別給与の減少によるマイナス寄与により、前年同月比-3.0%と5月よりも大きく減少し、2020年で最大の減少幅となった。

リーマンショック期と比較すると、2020年12月の減少幅(-3.0%)は、リーマンショック期の最大減少幅である2009年6月の前年同月比-7.2%よりは小さく、また、各月の動きをみても総じて2020年の方が現金給与総額の減少幅が小さくなっている。また、2020年にはパートタイム労働者比率が低下し、現金給与総額にプラスに寄与している点及び特別給与の減少幅が小さい点で異なっている。

次に、現金給与総額の変動要因の推移を雇用形態別にみしてみる。第1-(5)-39図により、一般労働者についてみると、2019年には現金給与総額の前年同月比は低い伸びながら、おおむね増加傾向で推移していたところ、2020年には所定外給与及び特別給与が大きく減少したことで4月以降減少に転じた。6月に前年同月比-2.9%まで減少した後、7月以降は減少幅が縮小していたが、11月には減少幅が再び拡大した。12月には特別給与の減少がマイナスに寄与し、前年同月比-3.5%と6月よりも大きく減少し、2020年で最大の減少幅となった。

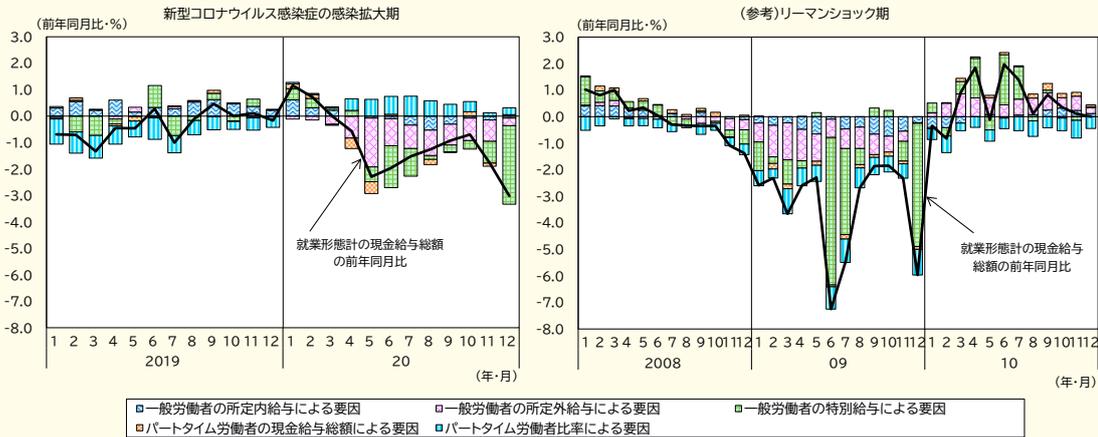
リーマンショック期と比較すると、2020年12月の減少幅(-3.5%)は、リーマンショック期の最大減少幅である2009年6月の前年同月比-6.8%よりは小さく、また、各月の動きをみても、主に特別給与の減少幅が比較的小さいことから、総じて現金給与総額の減少幅が小さくなっている。

第1-(5)-40図により、パートタイム労働者についてみると、2019年には、所定内給与の増加幅の縮小により、前年同月比でほぼ横ばい傾向にあったところ、2020年3月以降、所定内労働時間、所定外労働時間が大きく減少し、所定内給与、所定外給与の減少がマイナスに寄与したことから現金給与総額は減少に転じ、4月は前年同月比-3.6%、5月は前年同月比-4.1%と減少した。6月には、特別給与の増加によるプラス寄与の拡大により増加に転じた。その後は、8月、9月に再び減少した後、10月には所定内給与のプラス寄与により増加し、11月には所定内給与のマイナス寄与により減少した。12月には特別給与の増加によるプラス寄与の拡大により増加となった。このようにパートタイム労働者では、月によって増減の違いがみられた。この背景には、パートタイム労働者の特別給与が、一般労働者と異なり、6月、12月を中心に増加していることがあげられる。これは、第3章でみたとおり、2020年4月から働き方改革関連法のうち同一労働同一賃金に関する規定が大企業で施行され、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で基本給や賞与などあらゆる待遇について不合理な待遇差の解消が求められたことにより、パートタイム労働者に対する賞与等を支払う事業所が増加したこと等が背景にあるものと考えられる。

リーマンショック期と比較すると、2020年4月の前年同月比-3.6%、5月の前年同月比-4.1%は、リーマンショック期の最大減少幅である2009年2月の前年同月比-2.3%よりも大きかった一方、それ以外の月では減少幅が比較的小さい月や増加している月もあった。

第1-(5)-38図 現金給与総額（名目）の変動要因の推移

- 就業形態計の現金給与総額（名目）の変動要因をみると、2019年には一般労働者の特別給与の減少やパートタイム労働者比率の上昇により現金給与総額がおおむねマイナス傾向で推移していた。
- 2020年には一般労働者の所定外給与及び特別給与の減少が大きくマイナスに寄与したことにより、4月から5月にかけて前年同月比で大きく減少した後、6月以降は減少幅が縮小したが、11月には減少幅が再び拡大し、12月には一般労働者の特別給与の減少によるマイナス寄与により、5月よりも大きく減少し、2020年で最大の減少幅となった。
- 最も減少幅が大きい時期をリーマンショック期と比較すると、感染拡大期の方が減少幅が小さくなっていた（2009年6月：-7.2%⇒2020年12月：-3.0%（前年同月比））。

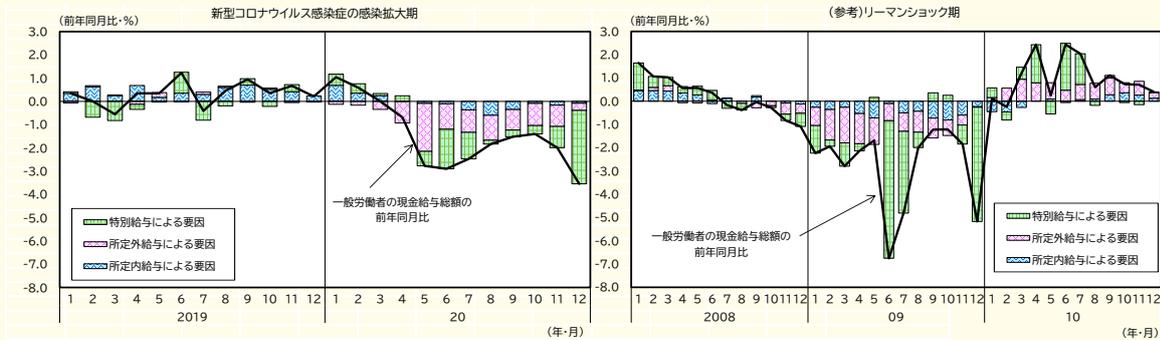


資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注)
- 1) 調査産業計、事業所規模5人以上の値を示している。
  - 2) 就業形態計、一般労働者、パートタイム労働者のそれぞれについて、指数（現金給与総額指数、定期給与指数、所定内給与指数）にそれぞれの基準数値（2015年）を乗じ、100で除し、現金給与総額の時系列接続が可能となるように修正した実数値を算出し、これらの数値を基にパートタイム労働者比率を推計している。
  - 3) 所定外給与＝定期給与（修正実数値）－所定内給与（修正実数値）、特別給与＝現金給与総額（修正実数値）－定期給与（修正実数値）として算出している。このため「毎月勤労統計調査」の公表値の増減とは一致しない場合がある。

第1-(5)-39図 一般労働者の現金給与総額（名目）の変動要因の推移

- 一般労働者の現金給与総額（名目）の変動要因をみると、2019年には現金給与総額の前年同月比は低い伸びながらも、おおむね増加傾向で推移していた。
- 2020年には所定外給与及び特別給与が大きく減少したことで4月以降減少に転じ、6月まで減少した後、7月以降は減少幅が縮小していたが、11月には減少幅が再び拡大した。12月には特別給与の減少がマイナスに寄与し、6月よりも大きく減少し、2020年で最大の減少幅となった。
- 最も減少幅が大きい時期をリーマンショック期と比較すると、感染拡大期の方が減少幅が小さくなっていた（2009年6月：-6.8%⇒2020年12月：-3.5%（前年同月比））。

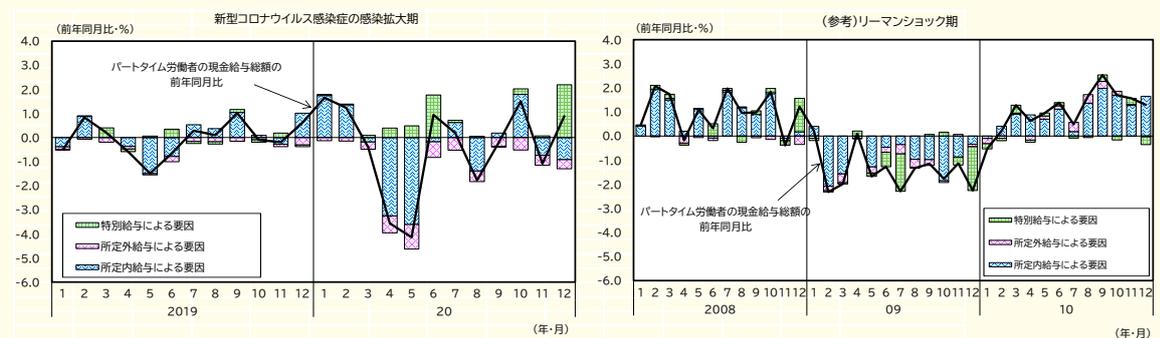


資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上の値を示している。  
 2) 指数（現金給与総額指数、定期給与指数、所定内給与指数）にそれぞれの基準数値（2015年）を乗じ、100で除し、時系列接続が可能となるように修正した実数値を用いている。  
 3) 所定外給与＝定期給与（修正実数値）-所定内給与（修正実数値）、特別給与＝現金給与総額（修正実数値）-定期給与（修正実数値）として算出している。このため「毎月勤労統計調査」の公表値の増減とは一致しない場合がある。

第1-(5)-40図 パートタイム労働者の現金給与総額（名目）の変動要因の推移

- パートタイム労働者の現金給与総額（名目）の変動要因をみると、2019年には所定内給与の増加幅の縮小により、前年同月比でほぼ横ばい傾向で推移していた。
- 2020年3月以降、所定内労働時間、所定外労働時間が大きく減少し、所定内給与、所定外給与の減少がマイナスに寄与したことから現金給与総額は減少に転じ、4月、5月と減少した。6月には、特別給与の増加によるプラス寄与の拡大により増加に転じた。その後は、8月、9月に再び減少した後、10月には所定内給与のプラス寄与により増加し、11月には所定内給与のマイナス寄与により減少した。12月には特別給与の増加によるプラス寄与の拡大により増加となった。
- 最も減少幅が大きい時期をリーマンショック期と比較すると、感染拡大期の方が減少幅が大きくなっていた（2009年2月：-2.3%⇒2020年5月：-4.1%（前年同月比））。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

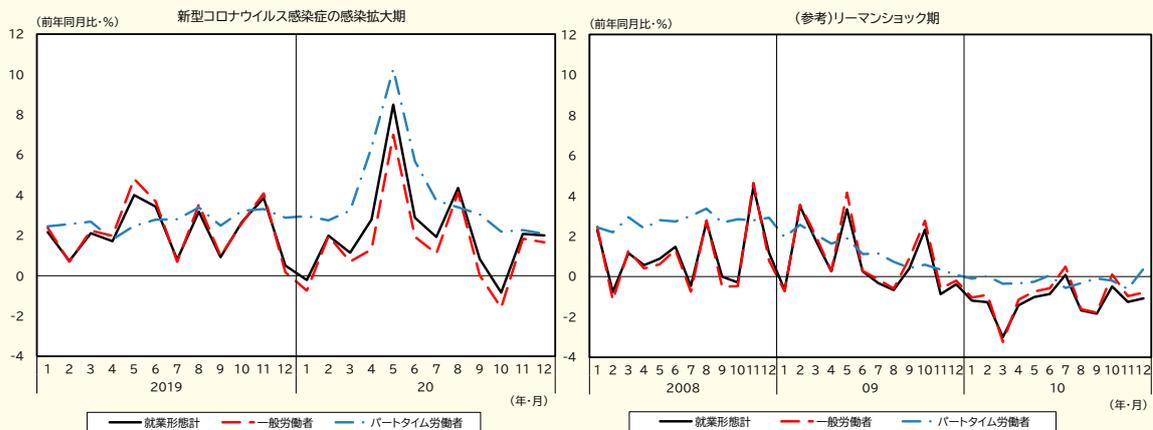
- (注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上の値を示している。  
 2) 指数（現金給与総額指数、定期給与指数、所定内給与指数）にそれぞれの基準数値（2015年）を乗じ、100で除し、時系列接続が可能となるように修正した実数値を用いている。  
 3) 所定外給与＝定期給与（修正実数値）-所定内給与（修正実数値）、特別給与＝現金給与総額（修正実数値）-定期給与（修正実数値）として算出している。このため「毎月勤労統計調査」の公表値の増減とは一致しない場合がある。

●時間当たりの所定内給与は2020年4月、5月に大きく上昇した

さらに、第1-(5)-41図により、所定内給与を所定内労働時間で除した時間当たりの所定内給与をみると、2019年にはパートタイム労働者では前年同月比2～3%程度の増加傾向で推移し、一般労働者では、月々の変動が大きいものの、同じく増加傾向で推移した。2020年には、緊急事態宣言下の4月から5月にかけて一般労働者、パートタイム労働者とも所定内労働時間が大幅に減少したため、時間当たりの賃金が大きく上昇し、5月には前年同月比で一般労働者は7.0%の増加、パートタイム労働者は10.3%の増加となった。これには、緊急事態宣言下の4月、5月を中心に、感染拡大防止のための取組（外出自粛、営業自粛、休業要請など）により労働時間が所定内労働時間を中心に大きく減少した一方で、所定内給与は、休業手当の支払等もあり労働時間の減少割合ほどは減少しなかったことが背景にあるものと考えられる。また、パートタイム労働者では4～6月以外の月においても、2019年同様、前年同月比2～3%程度の増加傾向が続いている。リーマンショック期には、2020年ほどの時間当たり所定内給与の上昇はみられなかった。<sup>23</sup>

第1-(5)-41図 就業形態別にみた時間当たり所定内給与の推移

- 所定内給与を所定内労働時間で除した時間当たりの所定内給与をみると、2020年4月から5月にかけて一般労働者、パートタイム労働者とも所定内労働時間が大幅に減少したため、時間当たりの賃金が大きく上昇した。パートタイム労働者では4～6月以外の月においても、2019年同様、前年同月比2～3%程度の増加傾向が続いている。
- リーマンショック期には、2020年ほどの時間当たり所定内給与の上昇はみられなかった。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上の値を示している。また、2012年以降において、東京都の「500人以上規模の事業所」についても再集計した値を示している。  
 2) 時間当たり所定内給与は、所定内給与の指数を所定内労働時間の指数で除して指数化した値である。

23 一般労働者及び就業形態計の時間当たり所定内給与の前年同月比について、月々の変動が大きくなっているが、一般労働者は、所定内労働時間がカレンダー要因等による出勤日数の増減で変動しやすいのに対し、所定内給与は所定内労働時間ほど変動しないため、時間当たり所定内給与の月々の変動が大きくなっていると考えられる。

## 第2節 産業別の状況

### 1 企業活動の動向

#### ● 経済活動は、感染拡大によって幅広い産業において影響を受けたが、業種によって落ち込みの度合いにばらつきがみられた

前節では、感染拡大による影響を大きく受けた2020年の雇用・労働全体の状況について詳しくみてきた。感染拡大防止のための経済活動の抑制等の影響により就業者数、雇用者数の大幅な減少や労働者の非労働力化がみられたことが明らかになったが、その影響は産業によって大きく異なることとなった。海外の経済活動の停止に伴う輸出の減少等の影響を受けた「製造業」のほか、国内の経済活動の抑制に伴う旅行や外食などの消費の落ち込み等の影響を受けた「運輸業、郵便業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」など産業によって影響の度合いに違いが生じた。また、2020年4～5月の緊急事態宣言発出時には「宿泊業、飲食サービス業」や「生活関連サービス業、娯楽業」を中心に業況等が大幅に悪化し、その後に回復の兆しがみられるなど、時期によっても大きな変動がみられた。このように産業ごとに状況が大きく異なっていたことを踏まえ、本節では、感染拡大が雇用・労働に及ぼした影響について産業別に詳しくみていく。

まず、主要産業別に生産活動の状況を概観する。製造業への影響を詳しくみるため、第1-(5)-42図により、鉱工業生産指数を業種別にみると、2020年4～5月にかけて、国内外の自動車販売の落ち込みを背景に「輸送機械工業」で大幅に低下したほか、その他の多くの業種で低下した。落ち込みが激しかった「輸送機械工業」を含め6月以降に持ち直しの傾向がみられたが、12月時点で感染拡大前の水準には戻っていない。他方で、「電子部品・デバイス工業」では比較的低下幅も小さいなど、業種によって影響の大きさに差がみられた。

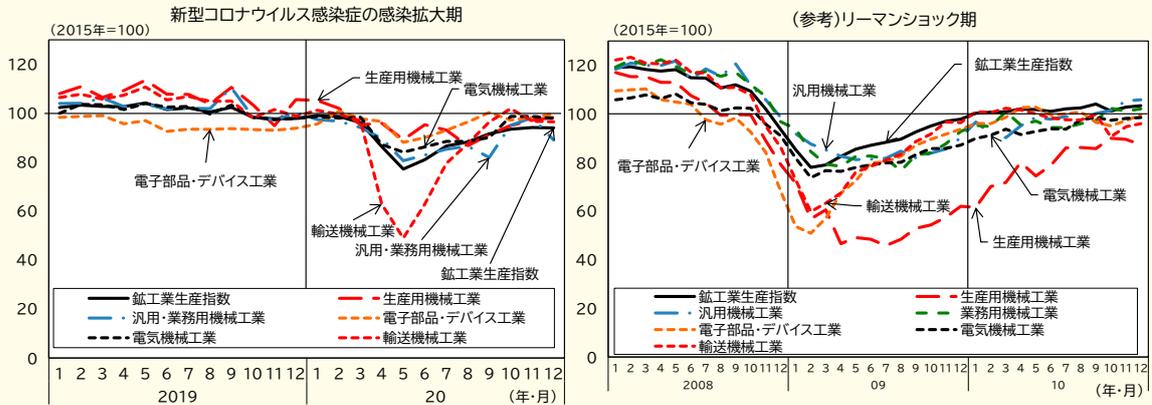
リーマンショック期と比較すると、リーマンショック期には「輸送機械工業」のほかにも「生産用機械工業」や「電子部品・デバイス工業」など幅広い業種で低下したのに対し、感染拡大期は「輸送機械工業」が他の業種に比べて大幅に低下したことが特徴的である。

次に、第1-(5)-43図により、第3次産業活動指数を主要産業別にみると、緊急事態宣言下の2020年4月から5月にかけては、ほぼ全ての第3次産業で低下した。特に「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」といった対人サービスを中心とした産業で大幅に低下したほか、「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」でも低下した。その後、6月以降はほぼ全ての産業で回復傾向がみられたが、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「運輸業、郵便業」では相対的に回復の動きが鈍く、12月時点では感染拡大前の水準には戻っていない。このように、製造業と同様、第3次産業の中でも業種により影響の度合いに違いがみられた。

リーマンショック期と比較すると、リーマンショック期には大幅に低下した第3次産業はなく、その中で「卸売業、小売業」では低下がみられたものの他の産業では大幅な低下がみられなかったのに対し、感染拡大期の2020年には大幅に低下した「運輸業、郵便業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」など幅広い産業で低下している点が特徴的である。

第1-(5)-42図 鉱工業生産指数の推移

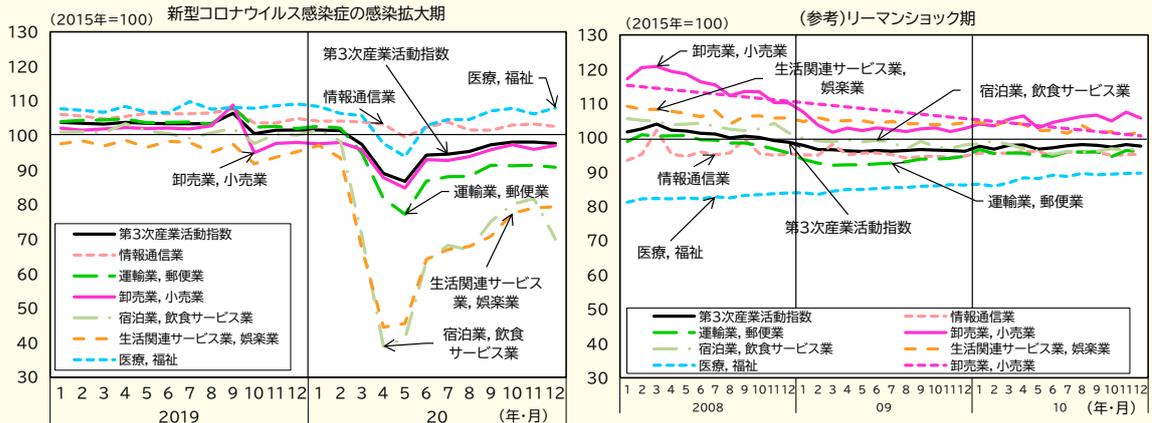
- 鉱工業生産指数を業種別にみると、2020年4～5月に「輸送機械工業」で大幅に下落したほか、その他の多くの業種で低下した。6月以降は持ち直しの傾向がみられたものの、12月時点で感染拡大前の水準には戻っていない。
- リーマンショック期と比較すると、リーマンショック期では「輸送機械工業」のほかにも「生産用機械工業」「電子部品・デバイス工業」など、より幅広い業種で低下したのに対し、感染拡大期は「輸送機械工業」が他の業種に比べて大幅に低下した。



資料出所 経済産業省「鉱工業指数」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) データは季節調整値。

第1-(5)-43図 第3次産業活動指数の推移

- 第3次産業活動指数を主要産業別にみると、緊急事態宣言下の2020年4月から5月にかけてほぼ全ての第3次産業で低下した。特に「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」といった対人サービスを中心とした産業で大幅に低下したほか、「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」も低下した。その後、6月以降はほぼ全ての産業で回復傾向がみられたが、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「運輸業、郵便業」では相対的に回復の動きが鈍く、12月時点では感染拡大前の水準には戻っていない。
- リーマンショック期には、「卸売業、小売業」では低下がみられたものの他の第3次産業では大幅な低下がみられなかったのに対し、感染拡大期の2020年には、大幅に低下した「運輸業、郵便業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」など、幅広い産業で低下している。



資料出所 経済産業省「第3次産業活動指数」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) データは季節調整値。

続いて、こうした生産活動の動向の下での企業収益の状況のみてみる。第1-(5)-44図により、非製造業<sup>24</sup>の経常利益の推移を主要産業別にみると、2020年第I四半期(1-3月期)

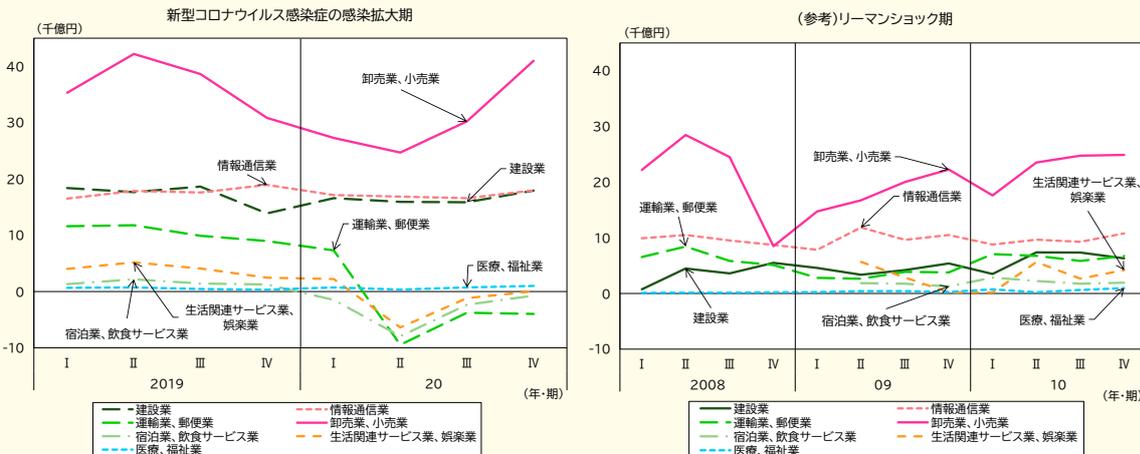
24 製造業の経常利益の推移は本白書第1-(1)-5図を参照。

から第Ⅱ四半期（4-6月期）にかけて「運輸業，郵便業」「宿泊業，飲食サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」でマイナスに転じたほか、「卸売業，小売業」等で減少した。その後、第Ⅲ四半期（7-9月期）及び第Ⅳ四半期（10-12月期）には改善の動きがみられ、「卸売業，小売業」では感染拡大前の水準まで回復したものの、「運輸業，郵便業」「生活関連サービス業，娯楽業」「宿泊業，飲食サービス業」では、マイナスが続き、感染拡大前の水準には戻っていないなど産業により回復状況に差が生じている。

リーマンショック期と比較すると、リーマンショック期にも「卸売業，小売業」での減少がみられたものの、感染拡大期の2020年にはより幅広い産業で経常利益が減少しており、一部の産業ではマイナスに転じている点が特徴的である。

第1-(5)-44図 非製造業を主要産業別にみた経常利益の推移

- 非製造業の経常利益の推移を主要産業別にみると、2020年第Ⅰ四半期（1-3月期）から第Ⅱ四半期（4-6月期）にかけて「運輸業，郵便業」「宿泊業，飲食サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」でマイナスに転じたほか、「卸売業，小売業」等で減少した。その後、第Ⅲ四半期（7-9月期）及び第Ⅳ四半期（10-12月期）には改善の動きがみられ、「卸売業，小売業」では感染拡大前の水準まで回復したものの、「運輸業，郵便業」「生活関連サービス業，娯楽業」「宿泊業，飲食サービス業」では、マイナスが続き、感染拡大前の水準には戻っていないなど産業により回復状況に差が生じている。
- リーマンショック期と比較すると、リーマンショック期にも「卸売業，小売業」での減少がみられたものの、感染拡大期の2020年にはより幅広い産業で経常利益が減少しており、一部の産業ではマイナスに転じている。



資料出所 財務省「法人企業統計調査」(季報)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) データは厚生労働省において独自に作成した季節調整値。

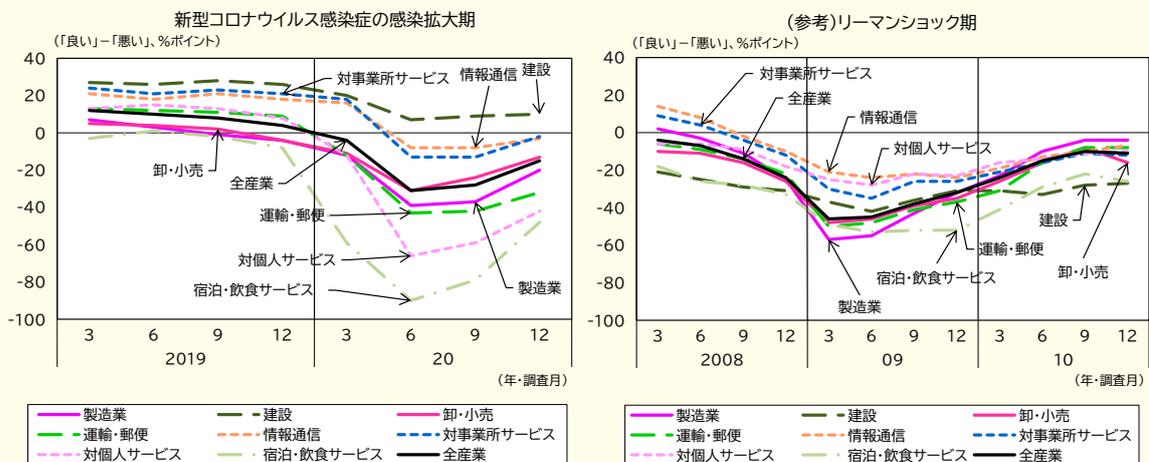
次に、第1-(5)-45図により、業況判断D.I.を主要産業別にみていく。2020年3月調査から6月調査にかけては、「宿泊・飲食サービス」「対個人サービス」を中心にほぼ全ての産業で急速に悪化した。その後、9月調査及び12月調査では緩やかな改善の傾向がみられたものの、落ち込みが大きかった「宿泊・飲食サービス」「対個人サービス」「運輸、郵便」などでは回復の動きが鈍く、12月調査時点では多くの産業で感染拡大前の水準まで回復していない。

リーマンショック期と比較すると、リーマンショック期にはショック前の2008年3月調査時点から大半の産業で「悪い」超であったのに対し、感染拡大期の2020年には、感染拡大前の2019年12月時点では大半の産業が「良い」超であったところ、業況の急速な悪化により「悪い」超に転じている。また、リーマンショック期には「製造業」を中心に全ての産業で-20%ポイントから-60%ポイントの間での悪化がみられたのに対し、感染拡大期にはプラスを

維持した産業がある一方で「宿泊・飲食サービス」「対個人サービス」等の悪化が際立つなど産業間でのばらつきがみられた点が特徴的である。

第 1-(5)-45 図 主要産業別にみた業況判断 D.I. の推移

- 業況判断 D.I. を主要産業別にみると、2020 年 3 月調査から 6 月調査にかけては、「宿泊・飲食サービス」「対個人サービス」を中心にほぼ全ての産業で急速に悪化した。その後、9 月調査及び 12 月調査では緩やかな改善の傾向がみられたものの、落ち込みが大きかった「宿泊・飲食サービス」「対個人サービス」「運輸・郵便」などでは回復の動きが鈍く、12 月調査時点では多くの産業で感染拡大前の水準まで回復していない。
- リーマンショック期にはショック前の 2008 年 3 月調査時点から大半の産業で「悪い」超であったのに対し、感染拡大期には、感染拡大前の 2019 年 12 月時点では大半の産業が「良い」超であったところ、業況の急速な悪化により「悪い」超に転じている。また、リーマンショック期には「製造業」を中心に全ての産業で -20%ポイントから -60%ポイントの間での悪化がみられたのに対し、感染拡大期にはプラスを維持した産業がある一方で「宿泊・飲食サービス」「対個人サービス」等の悪化が際立つなど産業間でのばらつきがみられた。



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) 対事業所サービスには「デザイン業」「広告業」「技術サービス業(他に分類されないもの)(獣医業を除く)」「産業廃棄物処理業」「自動車整備業」「機械等修理業」「職業紹介・労働者派遣業」「その他の事業サービス業」が含まれる。

2) 対個人サービスには「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」が含まれる。

2 雇用の動向

●感染拡大の影響により全ての業種で人員の不足感が急速に弱まったが、再び人手不足感が強まる動き

次に、こうした産業ごとの生産活動の動向の違いを踏まえ、雇用の動きを産業別に詳しくみていく。

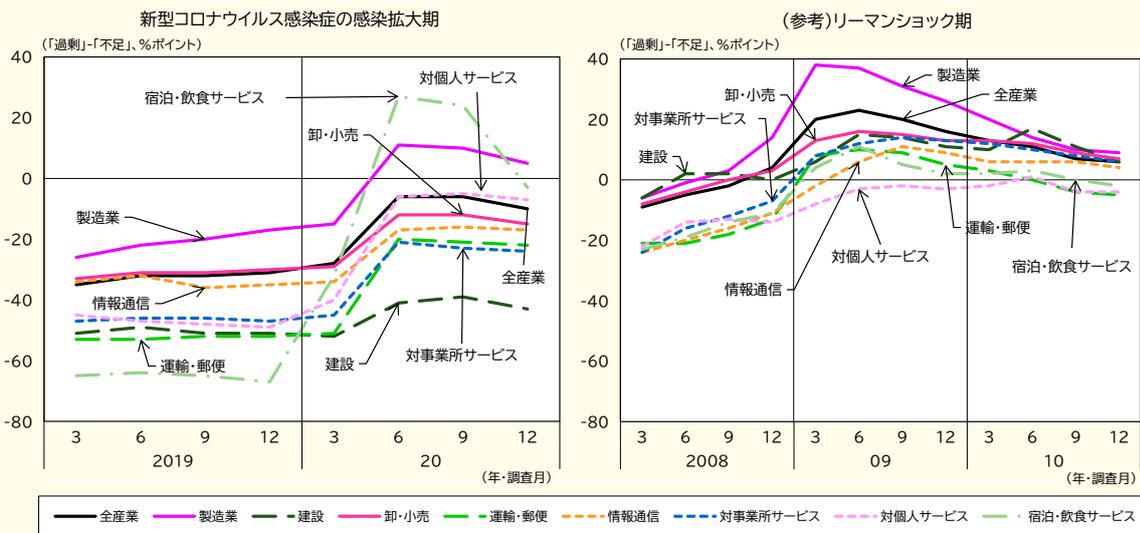
まず、第 1-(5)-46 図により、雇用人員判断 D.I. の推移を産業別にみると、2019 年には全ての産業で不足超であったところ、2020 年に入り、全ての業種で人員の不足感が弱まっている。2020 年 3 月調査では「宿泊・飲食サービス」で不足感が弱まったところ、緊急事態宣言下の 4 月、5 月を経て、2020 年 6 月調査では多くの産業で急速に不足感が弱まり、「宿泊・飲食サービス」「製造業」では過剰超に転じている。一方、「建設」「運輸・郵便」「情報通信」「卸・小売」でも人手不足感は弱まったものの依然として不足超の状態が続いた。その後、12 月調査では不足感が強まる方向の動きとなり、「宿泊・飲食サービス」でも不足超に転じ、「製造

業」のみが過剰超となっている。

リーマンショック期と比較すると、リーマンショック期には、ショック前（2008年6月調査以前）に大半の産業で不足超であったところ、ショック後には「製造業」を中心にほとんどの産業で過剰超に転じ、その状況が続いた。これに対し、感染拡大期では、感染拡大前の2019年には全ての産業で人員の不足感が強い状況にあったところ、2020年には「宿泊・飲食サービス」「製造業」のみで過剰超に転じた一方、その他の産業では不足超の状態が続いており、産業によっては企業の人手不足感が依然として強いことが分かる。

第1-(5)-46図 雇用人員判断D.I.の推移

- 雇用人員D.I.の推移を産業別にみると、2019年には全ての産業で不足超であったところ、2020年に入り全ての業種で人員の不足感が弱まっている。2020年3月調査では「宿泊・飲食サービス」で不足感が弱まったところ、2020年6月調査では多くの産業で急速に不足感が弱まり、「宿泊・飲食サービス」「製造業」では過剰超に転じている。一方、「建設」「運輸・郵便」「情報通信」「卸・小売」では依然として不足超の状態が続いている。12月調査では不足感が強まる動きとなっており、「宿泊・飲食サービス」も不足超に転じ、「製造業」のみが過剰超となっている。
- リーマンショック期と比較すると、リーマンショック期はショック前に大半の産業で不足超であったところ、「製造業」を中心にほとんどの産業で過剰超に転じ、その状況が続いたが、感染拡大期には「宿泊・飲食サービス」「製造業」のみが過剰超に転じた一方、その他の産業では不足超の状態が続いており、産業によっては企業の人手不足感が依然として強い。



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

● 2020年1月以降ほぼ全ての産業で求人数が減少傾向

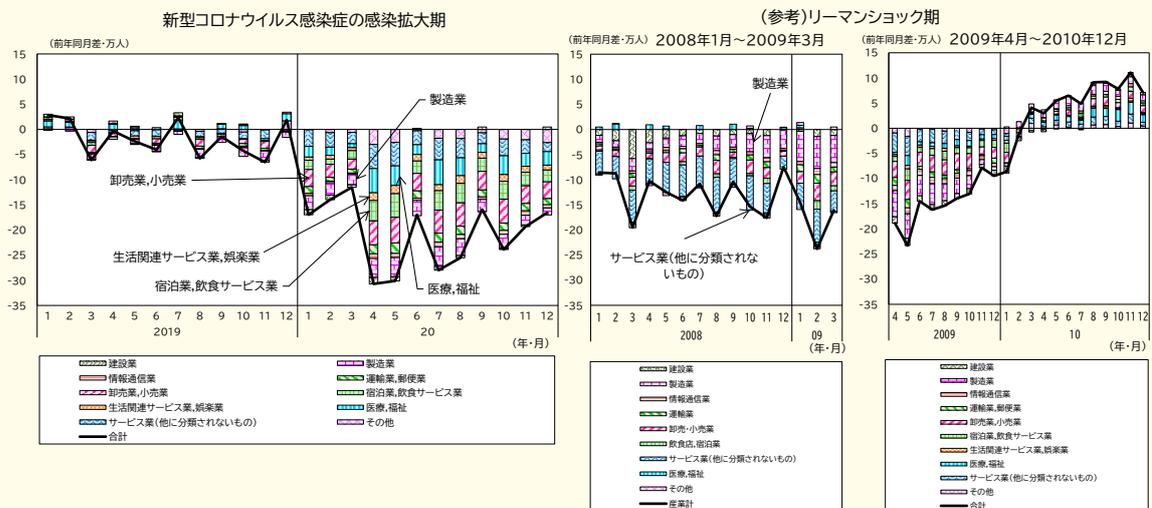
次に、実際の求人の状況についてみてみる。第1-(5)-47図により、産業別の新規求人の動向を前年同月差で見ると、2020年1月以降ほぼ全ての産業で求人数が減少傾向にあり、4月には大きく減少し、その後、減少幅は縮小傾向となった。業種別にみると、「医療、福祉」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「製造業」の減少幅が大きくなっている（付1-(5)-8表及び9表）。

リーマンショック期と比較すると、リーマンショック期にはショック前（2008年8月以前）からほぼ全ての産業で求人数が減少傾向で推移しており、特に2008年第Ⅳ四半期（10-12月期）から2009年第Ⅱ四半期（4-6月期）までを中心に、「製造業」「サービス業（他に分類されないもの）」での減少幅が比較的大きかったのに対し、感染拡大期には感染拡大前の2019年12月までは前年とほぼ同水準で推移していたところ、2020年1月以降、ほぼ全ての産業で求

人数が大きく減少傾向となり<sup>25</sup>、特に緊急事態宣言発出の影響を大きく受けた4月から5月にかけて、「サービス業（他に分類されないもの）」「卸売業，小売業」「宿泊業，飲食サービス業」等の減少幅が比較的大きいことが分かる。

第1-(5)-47図 産業別の新規求人の動向

- 産業別の新規求人の動向を前年同月差で見ると、2020年1月以降ほぼ全ての産業で求人数が減少傾向にあり、4月には大きく減少し、その後減少幅は縮小傾向となった。業種別では「医療，福祉」「卸売業，小売業」「宿泊業，飲食サービス業」「製造業」の減少幅が大きい。
- リーマンショック期と比較すると、リーマンショック期はショック以前からほぼ全ての産業で求人数が減少傾向で推移しており、特に「製造業」「サービス業（他に分類されないもの）」での減少幅が大きいのに対し、感染拡大期は感染拡大前の2019年12月までは前年とほぼ同水準で推移していたところ、2020年1月以降、ほぼ全ての産業で求人数が大きく減少傾向となり、特に「サービス業（他に分類されないもの）」「卸売業，小売業」「宿泊業，飲食サービス業」等の減少幅が大きい。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) 1) 産業別の新規求人数は現在の産業分類（2007年改訂）では2008年4月以降のデータのみ公表されており、2008年3月以前の公表データは2002年に改訂された旧産業分類によるものであるため、リーマンショック期の新規求人数（前年同月差）については、2009年3月以前と2009年4月以降に分けて集計している。  
 2) 「その他」は、左図、右図においては「農林，漁業」「鉱業，採石業，砂利採取業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「金融業，保険業」「不動産業，物品賃貸業」「学術研究，専門・技術サービス業」「複合サービス事業」「教育，学習支援業」「公務」の合計。中図においては、「農林，漁業」「鉱業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「金融・保険業」「不動産業」「複合サービス事業」「公務，その他」「サービス業」の合計。

● 「宿泊業，飲食サービス業」「卸売業，小売業」「生活関連サービス業，娯楽業」「製造業」等で雇用者数が減少した

続いて、こうした労働需要の状況を踏まえ、産業別に雇用者数の動向を詳しくみていく。まず、第1-(5)-48図により、産業別の雇用者数の動向を前年同月差で見ると、2020年4月以降「宿泊業，飲食サービス業」「卸売業，小売業」「生活関連サービス業，娯楽業」等を中心に雇用者数の減少幅が拡大し、8月以降は「製造業」でも雇用者数の減少幅が拡大した（付1-(5)-10表及び11表）<sup>26</sup>。リーマンショック期に「製造業」のほか「サービス業（他に分類され

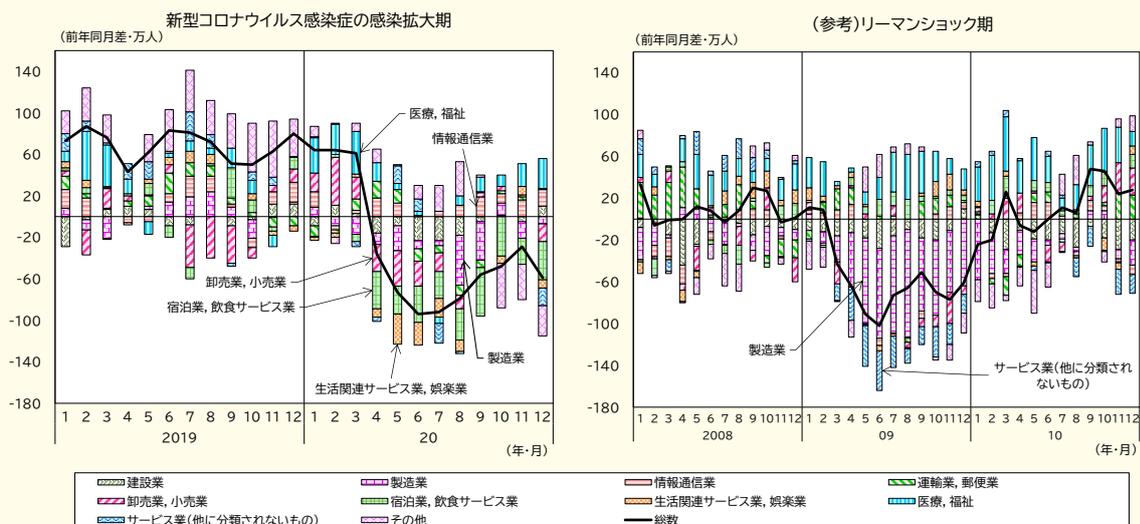
25 前節でも述べたように、2020年1月からの新規求人数の減少は、2020年1月から求人票の記載項目が拡充され、一部に求人票の提出を見送る動きがあったことが影響している点に留意が必要。  
 26 製造業の雇用者は10月に前年同月差でプラスとなっているが、製造業の雇用者は2019年10月に一時的に大きく減少していることに留意する必要がある。

ないもの)」等<sup>27</sup>で雇用者数の減少幅が大きかったこととは異なることが分かる。

次に、第1-(5)-49図により、2020年の四半期ごとの産業別の雇用者数の動向（前年同期差）を雇用形態別に分けてみる。正規雇用労働者については、「医療、福祉」「情報通信業」「製造業」「運輸業、郵便業」などで増加傾向となっている一方、「建設業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」では減少傾向となっており、産業により異なる動きとなっている。他方で、非正規雇用労働者については、「製造業」「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」「生活関連サービス業、娯楽業」「建設業」「医療、福祉」と多くの産業で減少傾向で推移しており、特に「宿泊業、飲食サービス業」「製造業」「卸売業、小売業」では、2020年第Ⅱ四半期（4-6月期）、第Ⅲ四半期（7-9月期）に大きく減少し、こうした産業の非正規雇用労働者が感染拡大の影響を大きく受けたことが分かる。また、「医療、福祉」では、2020年第Ⅲ四半期（7-9月）を除き、非正規雇用労働者も前年同期差で増加となっている。

第1-(5)-48図 産業別の雇用者数の推移

- 雇用者数の動向（前年同月差）を産業別にみると、2020年4月以降「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」「生活関連サービス業、娯楽業」等を中心に雇用者数の減少幅が拡大し、8月以降は「製造業」でも雇用者数の減少幅が拡大した。
- 一方、リーマンショック期には「製造業」のほか「サービス業（他に分類されないもの）」等で雇用者数の減少が大きくなっていた。



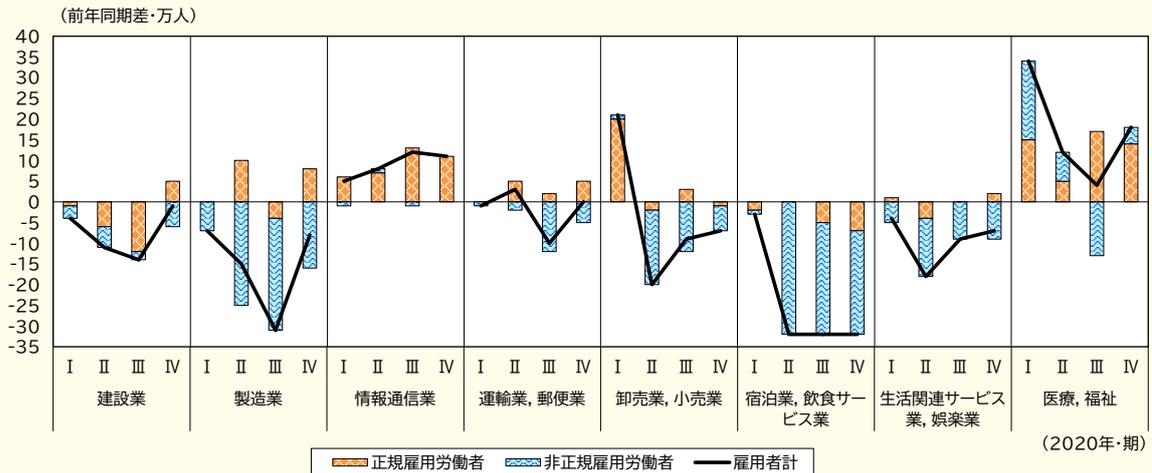
資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) データは原数値。  
 2) 「その他」は、「農林、漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「複合サービス事業」「教育、学習支援業」「公務」の合計。  
 3) 派遣労働者については、2012年12月以前は派遣元の産業、2013年1月以降は派遣先の産業で集計されているため、単純比較はできない。  
 4) 製造業の雇用者は2020年10月に前年同月差でプラスとなっているが、製造業の雇用者は2019年10月に一時的に大きく減少していることに留意が必要。

27 リーマンショック期において「サービス業（他に分類されないもの）」で雇用者数が大きく減少しているのは、2012年12月以前は派遣労働者が派遣元の業種で集計されており、「サービス業（他に分類されないもの）」に「職業紹介・労働者派遣業」が含まれているためである。2013年1月以降、派遣労働者は派遣先の業種で集計されている。そのため、感染拡大期とリーマンショック期の雇用者数の動向について単純比較はできない点に留意する必要がある。

第1-(5)-49図 産業別・雇用形態別雇用者数

- 産業別・雇用形態別に2020年の雇用者数の状況を見ると、正規雇用労働者については、「医療、福祉」「情報通信業」「製造業」「運輸業、郵便業」などで増加傾向となっている一方、「建設業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」では減少傾向となっており、産業により異なる動きとなっている。
- 非正規雇用労働者については、「製造業」「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」「生活関連サービス業、娯楽業」「建設業」「医療、福祉」と多くの産業で減少傾向で推移しており、特に「宿泊業、飲食サービス業」「製造業」「卸売業、小売業」では、2020年第II四半期（4-6月期）、第III四半期（7-9月期）に大きく減少している。また、「医療、福祉」では、2020年第III四半期（7-9月）を除き、非正規雇用労働者も前年同期差で増加となっている。



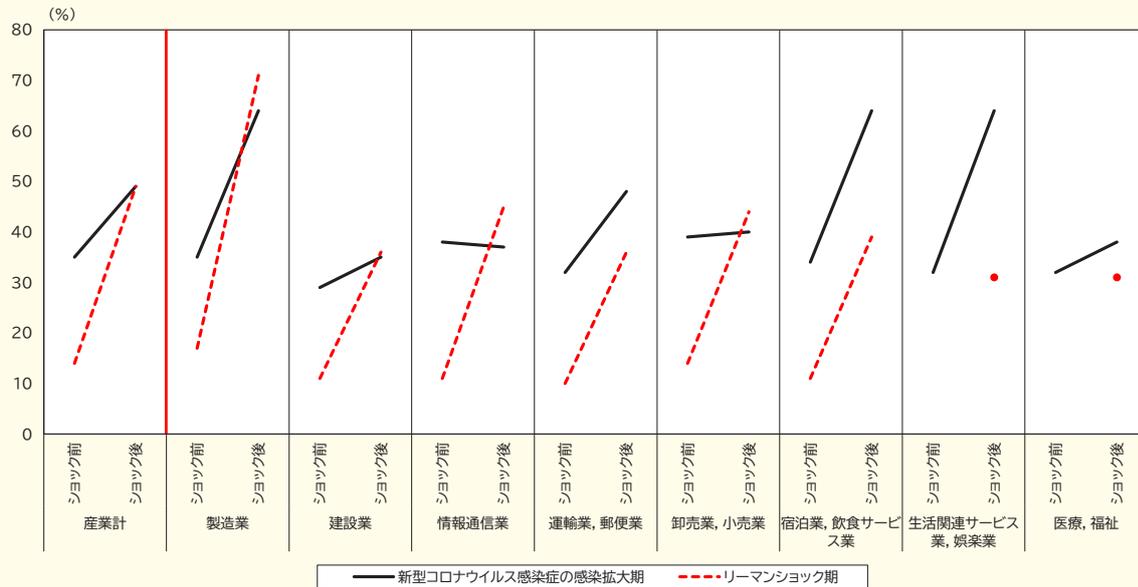
資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) 1) データは原数値。  
 2) 役員を除く雇用者について集計している。

●雇用調整実施事業所の割合は「生活関連サービス業、娯楽業」「宿泊業、飲食サービス業」「製造業」などで大きく上昇

前節では、事業所における雇用調整の状況をみたが、産業別にみるとどのような特徴があるだろうか。第1-(5)-50図は、感染拡大期、リーマンショック期のそれぞれのショック前後で雇用調整を実施した事業所の割合がどう変化したのかを産業別にみたものである。これによると、感染拡大期においては、雇用調整実施事業所の割合が「生活関連サービス業、娯楽業」「宿泊業、飲食サービス業」「製造業」などで大きく上昇した一方で、「医療、福祉」「建設業」「卸売業、小売業」などでは上昇幅がそれらに比べ小さく、さらに「情報通信業」ではやや低下している。リーマンショック期には「製造業」を中心に幅広い業種で雇用調整の実施割合が上昇したのに対し、感染拡大期には従来から多くの産業で実施割合が高い水準にあったほか、特定の業種での実施割合の上昇が目立っており、こうした点が特徴的であるといえる。

第1-(5)-50図 雇用調整実施事業所の割合

- 雇用調整実施事業所の割合を産業別にみると、感染拡大期においては、雇用調整実施事業所の割合が「生活関連サービス業、娯楽業」「宿泊業、飲食サービス業」「製造業」などで大きく上昇した一方で、「医療、福祉」「建設業」「卸売業、小売業」などでは上昇幅がそれらに比べ小さく、さらに「情報通信業」ではやや低下している。
- リーマンショック期には「製造業」を中心に幅広い業種で雇用調整の実施割合が上昇したのに対し、感染拡大期には従来から多くの産業で実施割合が高い水準にあったほか、特定の業種での実施割合の上昇が目立っている。



資料出所 厚生労働省「労働経済動向調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 「生活関連サービス業、娯楽業」「医療、福祉」については2008年8月調査以前は調査していないため集計していない。  
 2) 「ショック前」は感染拡大期は2019年第I四半期～第IV四半期、リーマンショック期は2008年第I四半期～第III四半期の平均であり、「ショック後」は感染拡大期は2020年第I四半期～第IV四半期、リーマンショック期は2008年第IV四半期～2010年第IV四半期の最大値。

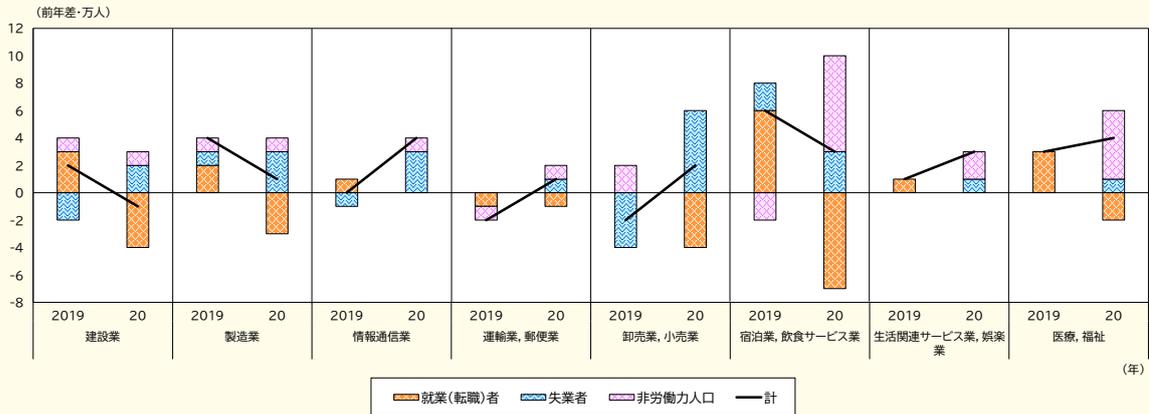
● 2020年は多くの産業で転職者が減少した一方、「卸売業、小売業」では失業者となった者が、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」等では非労働力人口となった者が多い

続いて、産業別の離職者の動向をみても。第1-(5)-51図は、過去1年以内に離職した者について、前職の産業別に2019年及び2020年の就業状態の動向をみたものである。これによると、2020年には「情報通信業」「生活関連サービス業、娯楽業」「医療、福祉」で離職者数の増加幅が2019年よりも拡大し、「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」では離職者数が減少から増加に転じている。他方で、「製造業」「宿泊業、飲食サービス業」では離職者数の増加幅が2019年よりも縮小し、「建設業」では離職者数が減少している。

その内訳として調査時点の就業状態をみると、多くの産業で再び就業者となった者（転職した者）が減少した一方、「卸売業、小売業」では失業者となった者が、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「医療、福祉」では非労働力人口となった者が比較的多かった。

第1-(5)-51図 前職の産業別にみた離職者の就業状態の動向（就業者・失業者・非労働力人口）

- 過去1年以内に離職した者について、前職の産業別に就業状態の動向をみると、2020年には「情報通信業」「生活関連サービス業、娯楽業」「医療、福祉」で離職者数の増加幅が2019年よりも拡大し、「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」では離職者数が減少から増加に転じている。他方で、「製造業」「宿泊業、飲食サービス業」では離職者数の増加幅が2019年よりも縮小し、「建設業」では離職者数が減少している。
- その内訳として調査時点の就業状態をみると、多くの産業で再び就業者となった者（転職した者）が減少した一方、「卸売業、小売業」では失業者となった者が、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「医療、福祉」では非労働力人口になった者が比較的多かった。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) データは原数値。

●産業間の労働移動は全体的に減少しているが、一部の産業間では増加する動きもみられる

第2章において、2020年に転職者の総数が減少したことについて確認し、また、前図により多くの産業においても転職者が減少したことをみたが、更に感染拡大下における産業間の労働移動の動向についてみていく。

まず、第1-(5)-52図により、どのような産業において労働移動（同業種内、異業種間ともに含む。）が活発であるかをみってみる。同図の（1）は、労働移動の多い主要10業種それぞれにおける労働移動者（過去1年以内に離職経験のある就業者）の「受入数」と「送出处」について2013年から2019年までの平均の数を示したものである（同業種内での労働移動を含む。）。これによると、「卸売業、小売業」「医療、福祉」「製造業」等で労働移動者の総数が多いことが分かる。受入数、送出处の動向をみると、「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」等では送出处が受入数を上回っている（送出处超過）一方、「医療、福祉」「サービス業（他に分類されないもの）」等では受入数が送出处を上回っている（受入超過）。

続いて同図の（2）により、2019年から2020年にかけての各業種における「受入数」、「送出处」の変化をみると、労働移動者数全体の減少に伴い、多くの業種で受入数、送出处ともに減少しており、特に「宿泊業、飲食サービス業」では受入数、送出处とも、「製造業」では受入数が、大きく減少した。他方で「生活関連サービス業、娯楽業」では僅かではあるが受入数の増加がみられた。

次に、第1-(5)-53図により、主な産業における同業種内又は異業種間における労働移動の状況についてみてみる。同図の（1）は、労働移動の多い主な産業における転職者の受入数のうち、同業種からの移動者及び異業種からの移動者の割合（2013年から2019年までの平均）をみたものである。これによると、「医療、福祉」「製造業」「宿泊業、飲食サービス業」等では比較的同業種からの移動が多いのに対し、「サービス業（他に分類されないもの）」「生活関連

サービス業、娯楽業」「運輸業、郵便業」等では異業種からの移動が比較的多いことが分かる。

続いて同図の（2）により、2019年から2020年にかけての変化をみると、同業種からの移動については「情報通信業」「運輸業、郵便業」を除く業種で減少しており、「宿泊業、飲食サービス業」での減少が比較的大きい。異業種からの移動については、「製造業」で比較的大きく減少し、「運輸業、郵便業」「サービス業（他に分類されないもの）」等でも減少している一方で、「生活関連サービス業、娯楽業」では増加している。

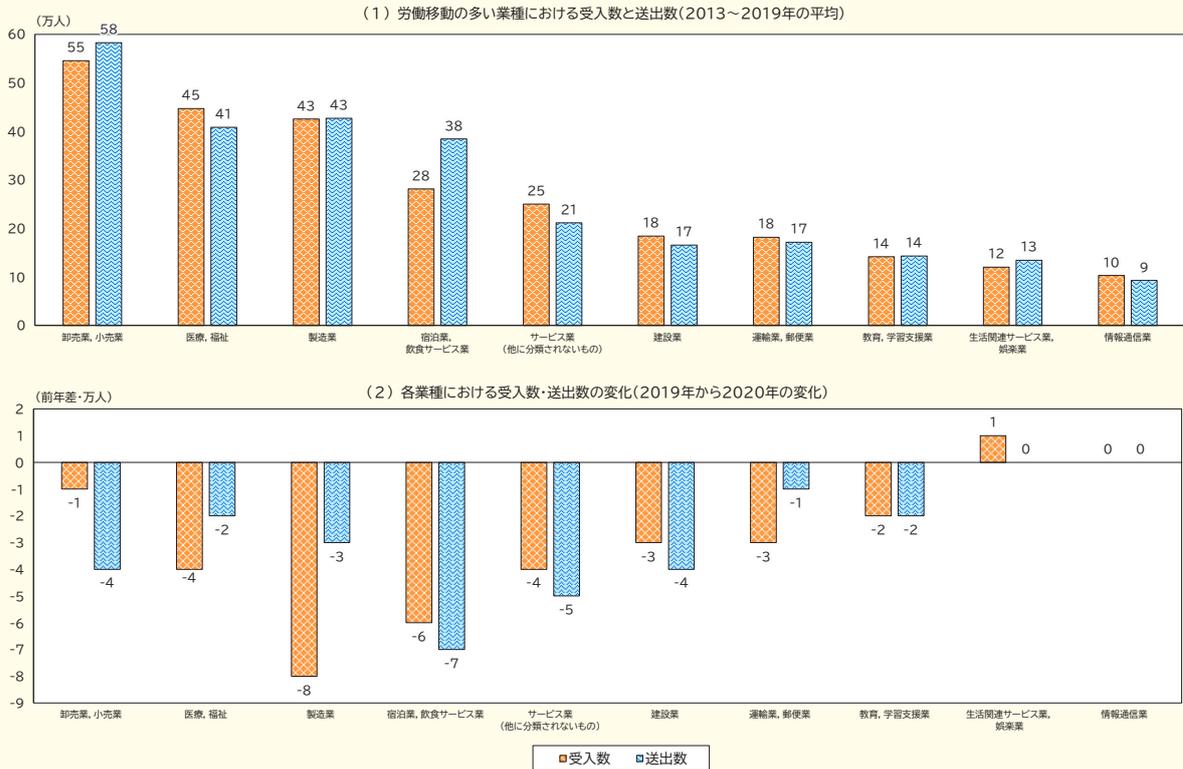
さらに、第1-(5)-54図により、異業種間の労働移動の状況を試みる。同図の（1）は、異業種間で労働移動をした者について現職の産業別に前職の産業（どの産業から移動してきたか）を2013年から2019年までの平均でみたものである。これをみると、「製造業」や「卸売業、小売業」で他の業種からの移動を比較的多く受け入れていることが分かる。また、「卸売業、小売業」と「宿泊業、飲食サービス業」との間、「製造業」と「卸売業、小売業」との間で相互の移動が多いほか、「サービス業（他に分類されないもの）」から「製造業」や「卸売業、小売業」への移動も比較的多い。

同図の（2）により2019年から2020年にかけての変化をみると、「卸売業、小売業」から「製造業」への移動が比較的大きく減少しているなど産業間の移動は産業ごとにみてもおおむね減少している場合が多いが、「宿泊業、飲食サービス業」又は「生活関連サービス業、娯楽業」から「卸売業、小売業」への移動や、「宿泊業、飲食サービス業」と「運輸業、郵便業」との間の相互の移動など増加している動きもみられる。

以上のように、2020年においては、離職後に失業者や非労働力人口となる者が増加している一方で、同業種内、異業種間ともに転職の動きはおおむね弱くなっていることが分かる。他方で、一部の産業間では移動が増加している動きもみられる。

第1-(5)-52図 産業間労働移動の状況（全体の状況）

- 労働移動者の多い業種について労働移動者の「受入数」と「送出数」の2013年から2019年の平均をみると、「卸売業、小売業」「医療、福祉」「製造業」等で労働移動の総数が多いことが分かる。
- 「受入数」「送出数」の動向をみると、「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」等では送出数が受入数を上回っている（送出超過）一方、「医療、福祉」「サービス業（他に分類されないもの）」等では受入数が送出数を上回っている（受入超過）。
- 2019年から2020年の変化をみると、労働移動者数全体の減少に伴い、多くの業種で受入数、送出数ともに減少しており、特に「宿泊業、飲食サービス業」では受入数、送出数ともに、「製造業」では受入数が大きく減少した。他方で「生活関連サービス業、娯楽業」では僅かではあるが受入数の増加がみられた。



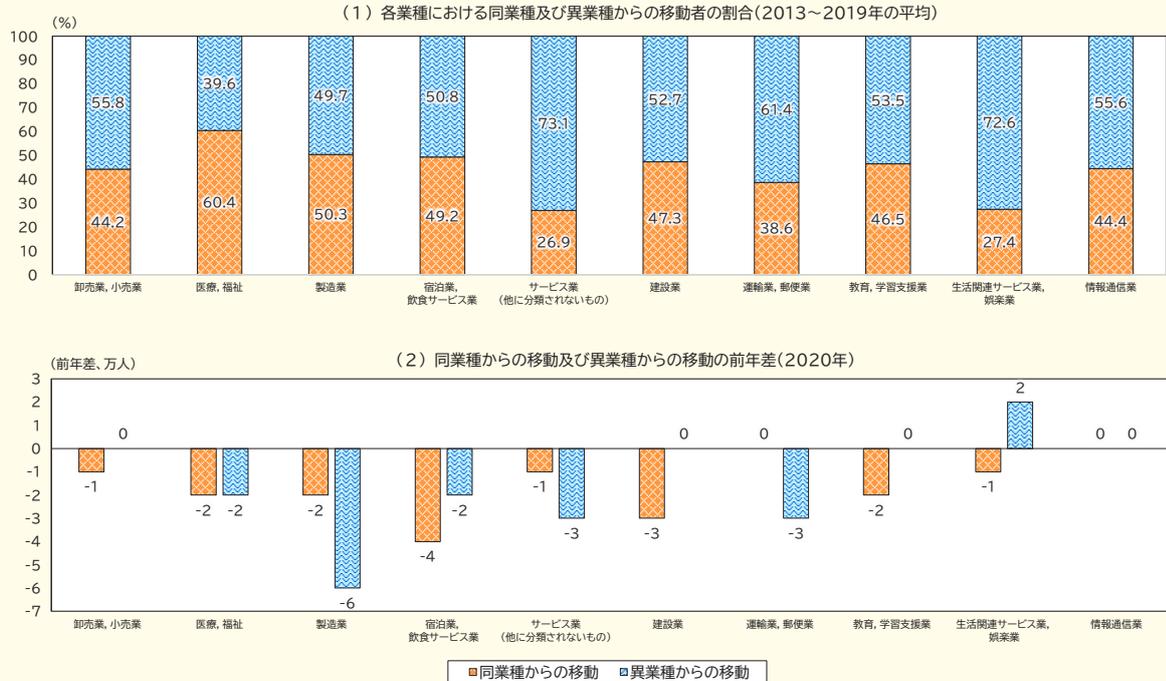
資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) ここで「労働移動者」とは、過去1年以内に離職経験のある就業者数を指す。

2) 「受入側」「送出側」とは、それぞれ過去1年以内に離職経験のある者の現職の産業及び前職の産業を指す。

第1-(5)-53図 産業間労働移動の状況（同業種・異業種からの移動の状況）

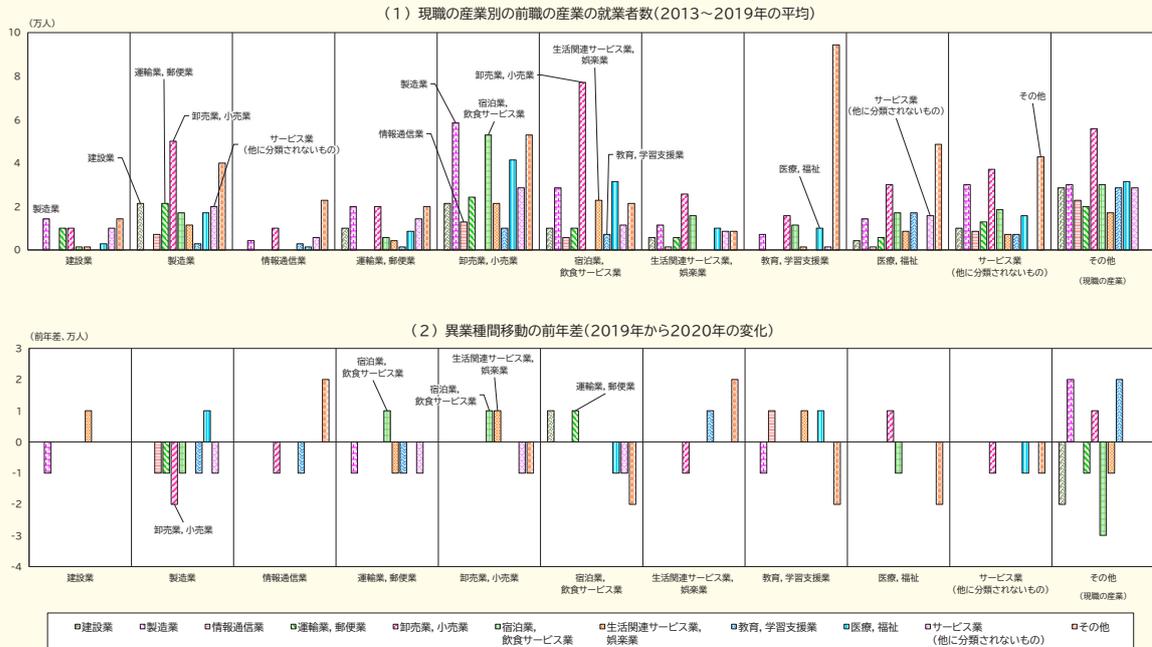
- 主な産業別に、転職入職者のうち同業種からの移動者と異業種からの移動者の割合をみると、「医療、福祉」「製造業」「宿泊業、飲食サービス業」等では比較的同業種からの移動が多いのに対し、「サービス業（他に分類されないもの）」「生活関連サービス業、娯楽業」「運輸業、郵便業」等では比較的同業種からの移動が多い。
- 2019年から2020年の変化をみると、同業種からの移動については「情報通信業」「運輸業、郵便業」を除く業種で減少しており、「宿泊業、飲食サービス業」での減少が比較的大きい。異業種からの移動については、「製造業」で比較的大きく減少し、「運輸業、郵便業」「サービス業（他に分類されないもの）」等でも減少している一方で、「生活関連サービス業、娯楽業」では増加している。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

第1-(5)-54図 産業間労働移動の状況（異業種間移動の状況）

- 2013年から2019年にかけての異業種間の移動の状況をみると、「製造業」や「卸売業、小売業」で他の業種からの移動を比較的多く受け入れている。また、「卸売業、小売業」と「宿泊業、飲食サービス業」との間、「製造業」と「卸売業、小売業」との間で相互の移動が多いほか、「サービス業（他に分類されないもの）」から「製造業」や「卸売業、小売業」への移動も比較的多い。
- 2019年から2020年の変化をみると、産業間の移動は産業ごとにもおおむね減少している場合が多いが、「宿泊業、飲食サービス業」又は「生活関連サービス業、娯楽業」から「卸売業、小売業」への移動や、「宿泊業、飲食サービス業」と「運輸業、郵便業」との間の相互の移動など増加している動きもみられる。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 「その他」は「建設業」「製造業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「医療、福祉」「サービス業（他に分類されないもの）」以外の合計。  
 2) 同業種間の労働移動は除いたもの。

3 労働時間・賃金の動向

●労働時間は、「生活関連サービス業、娯楽業」「宿泊業、飲食サービス業」「製造業」で減少幅が大きくなっている

この節の最後に、労働時間・賃金の動きを産業別にみていく。

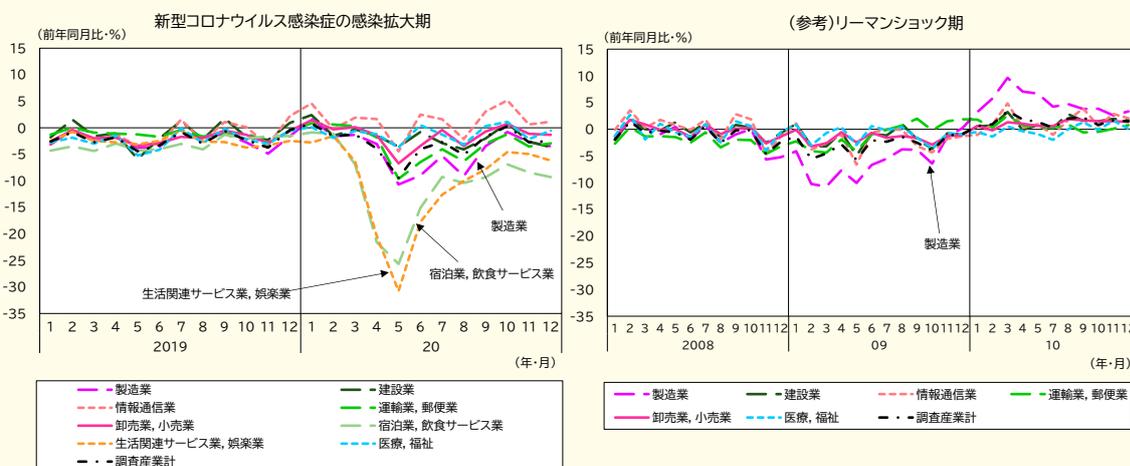
第1-(5)-55図により、総実労働時間の推移を主な産業別にみると、2020年3月から5月にかけて多くの産業において急速に減少し、2020年5月には「生活関連サービス業、娯楽業」で前年同月比-30.8%、「宿泊業、飲食サービス業」で前年同月比-25.7%と大きく減少したほか、「製造業」でも前年同月比-10.7%と比較的大きく減少した。その後、6月から10月にかけて、産業間での差はあるものの徐々に減少幅は縮小しつつあったが、11月以降、再び減少幅が拡大した。

感染拡大期とリーマンショック期とで最も減少幅が大きい時点の比較をすると、リーマンショック期は「製造業」の減少幅が大きく、最大で2009年3月に前年同月比-10.7%まで減少したのに対し、感染拡大期には2020年5月に前年同月比-10.7%と同程度まで減少している。他方で、感染拡大期の2020年に大幅に減少した「生活関連サービス業、娯楽業」「宿泊業、飲

食サービス業」では、産業分類の変更があるため単純比較はできないが、リーマンショック期の最大減少幅は、旧産業分類による「宿泊業，飲食サービス業」で前年同月比-5.0%（2009年3月）、「サービス業（他に分類されないもの）」で前年同月比-4.9%（2008年11月）となっており（付1-(5)-12図（1））、感染拡大期における「宿泊業，飲食サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」の減少幅の方が大きかった。

第1-(5)-55図 産業別にみた総実労働時間の推移

- 総実労働時間の推移を主な産業別にみると、2020年3月から5月にかけて多くの産業において急速に減少したが、2020年5月には「生活関連サービス業，娯楽業」「宿泊業，飲食サービス業」「製造業」で比較的大きく減少した。その後、6月から10月にかけて、産業間での差はあるものの徐々に減少幅は縮小しつつあったが、11月以降、再び減少幅が拡大した。
- リーマンショック期と比較すると、リーマンショック期は「製造業」の減少幅が大きかったが、感染拡大期には「生活関連サービス業，娯楽業」「宿泊業，飲食サービス業」の減少幅の方が大きかった。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 調査産業計、就業形態計、常用労働者、事業所規模5人以上の値を示している。また、2012年以降において東京都の「500人以上規模の事業所」についても再集計した値を示している。  
 2) 指数（総実労働時間指数）に基準数値（2015年）を乗じ、100で除し、時系列接続が可能となるように修正した実数値を用いている。  
 3) 「宿泊業，飲食サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」は、2010年以降しか統計データがなく、リーマンショック期は記載していない。

●賃金は、「宿泊業，飲食サービス業」「運輸業，郵便業」「生活関連サービス業，娯楽業」において減少幅が大きくなっている

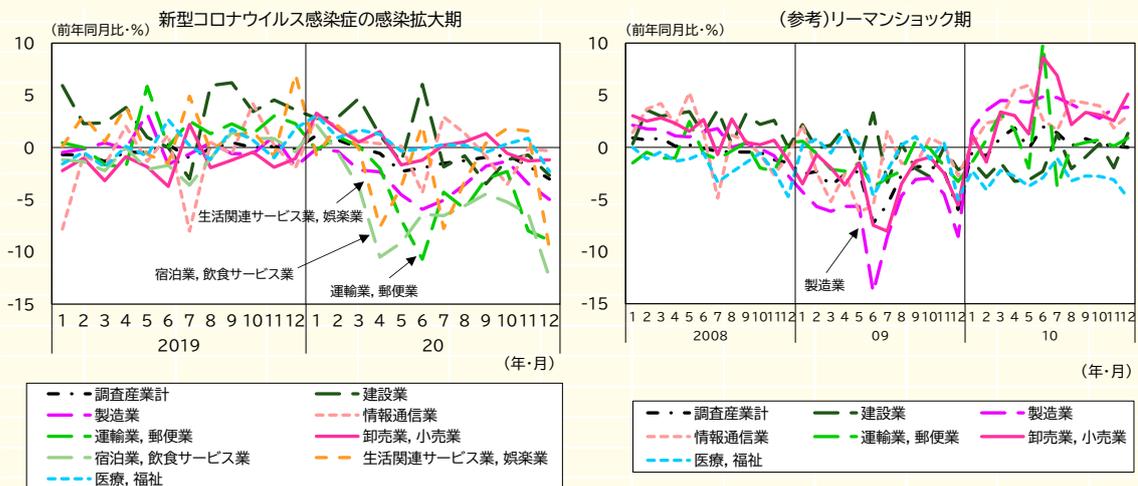
次に、第1-(5)-56図により、現金給与総額の推移を産業別にみると、労働時間の推移と同様にほぼ全ての産業で2020年3月以降大きく減少した後、4月から6月までを底としておおむね10月にかけて徐々に減少幅は縮小傾向となったが、11月以降再び減少幅が拡大した。特に減少幅が大きい業種についてみると、「宿泊業，飲食サービス業」では12月に前年同月比-12.5%、「運輸業，郵便業」では6月に前年同月比-10.7%、「生活関連サービス業，娯楽業」では12月に前年同月比-9.7%となっている。

感染拡大期とリーマンショック期とで最も減少幅が大きい時点の比較をすると、リーマンショック期は「製造業」の減少幅が大きく、最大で2009年6月に前年同月比-13.9%まで減少したのに対し、感染拡大期には2020年6月に前年同月比-5.9%の減少と、リーマンショック期ほどの減少とはなっていない。他方で、感染拡大期の2020年に大幅に減少した「運輸業，郵便業」（2020年6月の前年同月比-10.7%）では、リーマンショック期の2010年7月の前年同

月比-3.9%よりも大きく減少している。また、産業分類の変更があるため単純比較はできないが、「宿泊業，飲食サービス業」（2020年12月の前年同月比-12.5%）では旧産業分類による「宿泊業，飲食サービス業」の2009年12月の前年同月比-14.2%と同程度まで減少したほか、「生活関連サービス業，娯楽業」（2020年12月の前年同月比-9.7%）では旧産業分類の「サービス業（他に分類されないもの）」の2009年6月の前年同月比-6.9%よりも大きく減少している（付1-(5)-12図（2））。

第1-(5)-56図 産業別にみた現金給与総額の推移

- 現金給与総額の推移を主な産業別にみると、ほぼ全ての産業で2020年3月以降大きく減少し、4月から6月までを底として、おおむね10月にかけて徐々に減少幅は縮小傾向となったが、11月以降再び減少幅が拡大した。特に「宿泊業，飲食サービス業」「運輸業，郵便業」「生活関連サービス業，娯楽業」で減少幅が大きくなっている。
- リーマンショック期と比較すると、リーマンショック期は「製造業」の減少幅が大きかったが、感染拡大期には、「宿泊業，飲食サービス業」「運輸業，郵便業」「生活関連サービス業，娯楽業」での減少幅が大きかった。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上の値を示している。  
 2) 指数（現金給与総額指数）に基準数値（2015年）を乗じ、100で除し、時系列接続が可能となるように修正した実数値を用いている。  
 3) 「宿泊業，飲食サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」は、2010年以降しか統計データがなく、リーマンショック期は記載していない。

以上のように、産業別に分析すると、感染拡大防止のための国内外での経済活動の抑制等の影響を受け、「製造業」「運輸業，郵便業」「宿泊業，飲食サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」等で業況が悪化したことにより、これらの産業で働く労働者の雇用、労働時間、賃金等も大きな影響を受けたことが分かった。リーマンショック期には、「製造業」を中心とした幅広い産業が経済的ショックの影響を受けたのに対し、感染拡大期には、輸出の減少から製造業などを含め幅広い産業が影響を受けたものの、とりわけ「宿泊業，飲食サービス業」といった対人サービスを中心とした産業などで、緊急事態宣言による外出自粛、休業要請等の影響を強く受け、こうした産業で働く労働者の雇用、労働時間、賃金等が大きな影響を受けたことが特徴であるといえる。

## 第3節 労働者の属性別の状況

### ●就業者数の変動要因としては、男性は完全失業者の増加、女性は非労働人口の増加が大きい

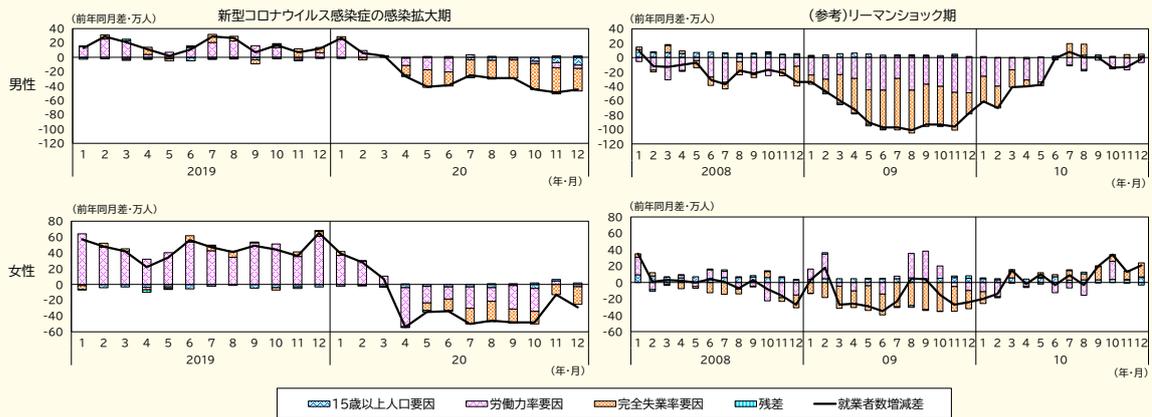
ここまで、感染拡大による影響を大きく受けた2020年の雇用・労働の全体の状況と産業別の状況を見てきたが、特に「宿泊業、飲食サービス業」「製造業」「卸売業、小売業」等の産業を中心に非正規雇用労働者への影響が大きいことが明らかとなった。これらを踏まえて、本章の最後に性別や年齢など労働者の属性による影響の違いをみていく。

第1-(5)-57図により、既にみた就業者数の変動要因を男女別にみると、男女とも就業者数は、2020年4月以降、前年同月差で減少傾向となっている。男女別に就業者数の変動を要因分解すると、男性では、2020年4～6月には完全失業者数の増加による要因（完全失業率要因）と非労働力人口の増加による要因（労働力率要因）によるマイナス寄与が目立つが、7月以降、労働力率要因のマイナス寄与は縮小し、完全失業率要因のマイナス寄与が目立っている。女性では、4月以降、労働力率要因のマイナス寄与が目立つが、7月以降は、完全失業率要因のマイナス寄与が拡大した。

リーマンショック期と比較すると、男性では、感染拡大期の方が、就業者数の減少幅が小さくなっており、その要因をみると、労働力率要因と完全失業率要因のそれぞれのマイナス寄与がいずれもリーマンショック期よりも小さくなっている。女性では、感染拡大期の方が、就業者数の減少幅がやや大きくなっており、その要因をみると、リーマンショック期よりも労働力率要因のマイナス寄与が大きく、他方で完全失業率要因のマイナス寄与がやや小さくなっている。

第1-(5)-57図 男女別の就業者数の変動の要因分解

- 男女別に就業者数の推移をみると、男女とも2020年4月以降、前年同月差で減少傾向となった。
- 男女別に就業者数の変動を要因分解すると、男性では、2020年4～6月には完全失業者数の増加による要因（完全失業率要因）と非労働力人口の増加による要因（労働力率要因）によるマイナス寄与が目立つが、7月以降、労働力率要因のマイナス寄与は縮小し、完全失業率要因のマイナス寄与が目立っている。
- リーマンショック期と比較すると、男性では、感染拡大期の方が就業者数の減少幅が小さく、労働力率要因のマイナス寄与度、完全失業率要因のマイナス寄与度がいずれもリーマンショック期よりも比較的小さい。女性では、感染拡大期の方が就業者数の減少幅がやや大きく、リーマンショック期よりも労働力率要因のマイナス寄与が大きく、他方で完全失業率要因のマイナス寄与がやや小さくなっている。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 就業者数の前年同月差の要因分解の式は以下のとおり。

$$\Delta E = \underbrace{((- \Delta ur) \times \bar{a} \times \bar{N})}_{\text{完全失業率要因}} + \underbrace{((1 - ur) \times \Delta a \times \bar{N})}_{\text{労働力率要因}} + \underbrace{((1 - ur) \times \bar{a} \times \Delta N)}_{\text{15歳以上人口要因}}$$

E：就業者数、N：15歳以上人口、a：労働力率(=L/N)、L：労働力人口、ur：完全失業率(=U/L)、U：完全失業者数、△：前年同月差、( )：当年と前年の平均

### ●男女別・雇用形態別の雇用者数の動向をみると特に女性のパート・アルバイトを中心とする非正規雇用労働者が大幅に減少

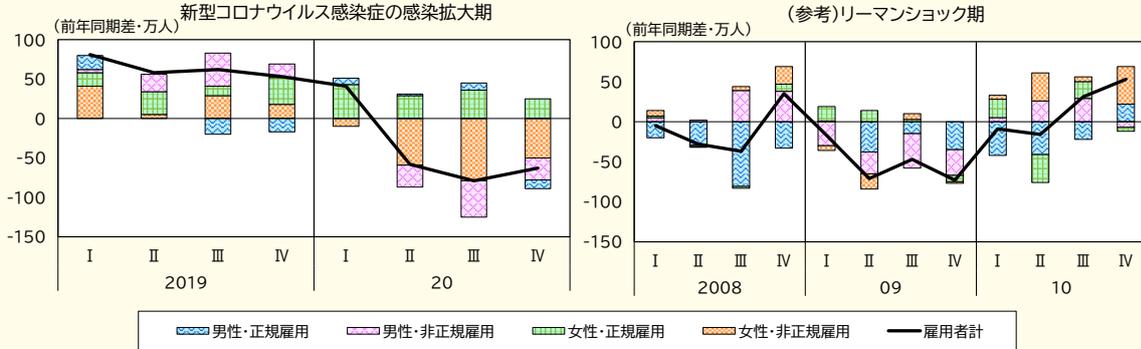
雇用形態別では非正規雇用労働者の雇用への影響が大きいことについて述べたが、第1-(5)-58図により、男女別・雇用形態別の雇用者数の動向をみると、2020年に入り、第I四半期（1-3月期）以降は女性の非正規雇用労働者で、第II四半期（4-6月期）以降は女性に加えて男性の非正規雇用労働者で雇用者数が減少しており、特に女性の非正規雇用労働者の減少幅がより大きかった。一方で、女性の正規雇用労働者は、引き続き堅調に増加傾向で推移した。

リーマンショック期と比較すると、リーマンショック期に雇用者数が減少した2009年第I四半期（1-3月期）以降は男性の正規雇用、非正規雇用の雇用者数の減少が目立っていたが、感染拡大期の2020年には男女ともに非正規雇用の雇用者数の減少が目立っている。

続いて、第1-(5)-59図により、非正規雇用労働者のうちの雇用形態別の雇用者数の動向を男女別にみる。リーマンショック期の2009年には、男女ともに派遣労働者の減少が目立っていたのに対し、感染拡大期では男女ともにパート・アルバイトや契約社員・嘱託の減少が大きく、特に女性のパート・アルバイトの減少幅が大きいことが分かる。

第1-(5)-58図 男女別・雇用形態別の雇用者数の動向

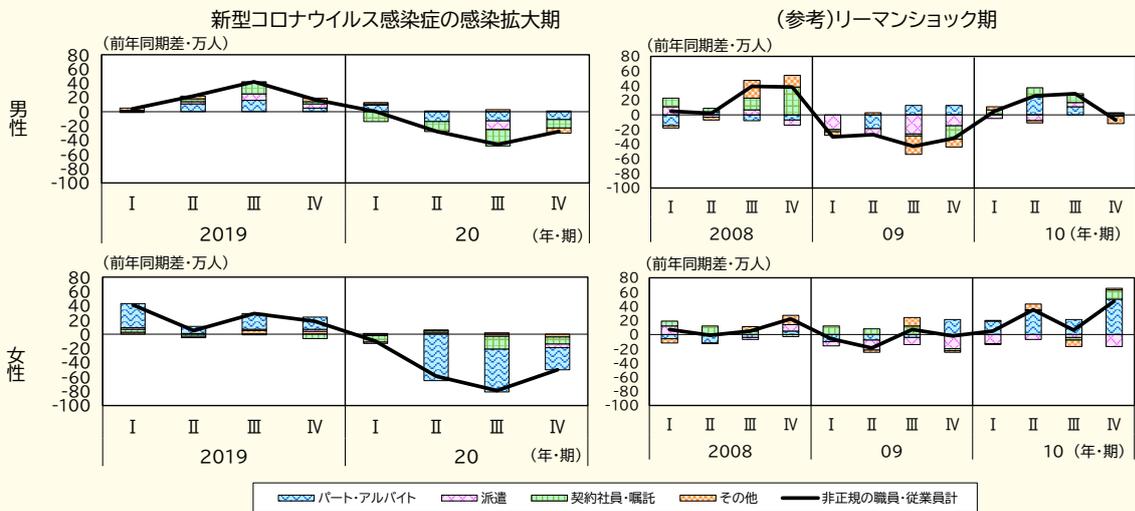
- 男女別・雇用形態別の雇用者数の動向をみると、2020年に入り、女性は第I四半期（1-3月期）以降、男性は第II四半期（4-6月期）以降、非正規雇用の雇用者数が減少した。一方で、女性の正規雇用労働者は、引き続き堅調に増加傾向で推移した。
- リーマンショック期と比較すると、リーマンショック期は男性の正規雇用、非正規雇用の雇用者数の減少が目立っていたが、感染拡大期は男女ともに非正規雇用の雇用者数の減少が目立っている。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) データは原数値。

第1-(5)-59図 男女別・非正規雇用労働者の雇用者数の動向

- 非正規雇用労働者のうちの雇用形態別の雇用者数の動向を男女別にみると、リーマンショック期の2009年には、男女ともに派遣労働者の減少が目立ったのに対し、感染拡大期では男女ともにパート・アルバイトや契約社員・嘱託の減少が大きく、特に女性のパート・アルバイトの減少幅が大きい。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) データは原数値。

- 「宿泊業、飲食サービス業」「製造業」「卸売業、小売業」「生活関連サービス業、娯楽業」などで女性の非正規雇用労働者等を中心に雇用者数が大きく減少する一方、「医療、福祉」「情報通信業」で正規雇用労働者を中心に雇用者数が増加。

さらに、労働者の性別や雇用形態による感染拡大の影響の違いについて、より詳細にみていく。第1-(5)-60図により、産業別に男女別・雇用形態別の雇用者数の動向をみると、女性の非正規雇用労働者は、「宿泊業、飲食サービス業」「製造業」「卸売業、小売業」「生活関連サービス業、娯楽業」で2020年第II四半期（4-6月期）に大きく減少し、その後も減少傾向で推

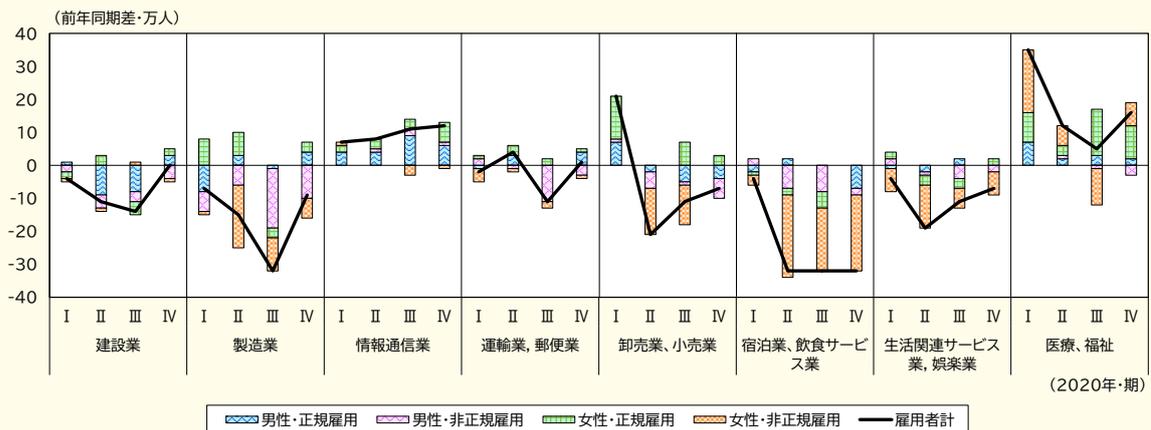
移した。特に、「宿泊業，飲食サービス業」では，第Ⅲ四半期（7-9月期）、第Ⅳ四半期（10-12月期）においても他の産業よりも大きく減少した。このほか、「運輸業，郵便業」でも減少が続いた。一方，女性の正規雇用労働者は，「宿泊業，飲食サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」では減少傾向となったものの，「医療，福祉」「情報通信業」「卸売業，小売業」「製造業」「運輸業，郵便業」では増加傾向にあった。「医療，福祉」では女性の非正規雇用労働者が第Ⅲ四半期（7-9月期）に減少したが，正規雇用労働者がそれを上回る幅で増加している。

また，男性の非正規雇用労働者は，2020年を通じて「製造業」「建設業」で減少傾向にあり，第Ⅱ四半期（4-6月期）以降「宿泊業，飲食サービス業」「運輸業，郵便業」「卸売業，小売業」「生活関連サービス業，娯楽業」でも減少傾向となった。男性の正規雇用労働者は，第Ⅰ四半期（1-3月期）、第Ⅲ四半期（7-9月期）に「製造業」で，第Ⅱ四半期（4-6月期）、第Ⅲ四半期（7-9月期）に「建設業」で，第Ⅱ四半期（4-6月期）以降に「卸売業，小売業」で，第Ⅳ四半期（10-12月期）に「宿泊業，飲食サービス業」で減少がみられた。

他方で2020年を通じて雇用者数が増加していた「情報通信業」や「医療，福祉」では，第Ⅲ四半期（7-9月期）の女性の非正規雇用労働者の減少などを除き，男性，女性ともに正規雇用労働者を中心に2020年を通じて前年同期比で増加が続いた。

第1-(5)-60図 男女別・産業別・雇用形態別の雇用者数

- 産業別に雇用形態別の雇用者数の動向をみると，女性の非正規雇用労働者は，「宿泊業，飲食サービス業」「製造業」「卸売業，小売業」「生活関連サービス業，娯楽業」で，2020年第Ⅱ四半期（4-6月期）以降減少傾向となったほか，「運輸業，郵便業」でも減少が続いた。一方，女性の正規雇用労働者は，「宿泊業，飲食サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」で減少傾向にある一方，「医療，福祉」「情報通信業」「卸売業，小売業」「製造業」「運輸業，郵便業」では増加傾向にあった。
- 男性では，非正規雇用労働者は「製造業」「建設業」「宿泊業，飲食サービス業」「運輸業，郵便業」「卸売業，小売業」「生活関連サービス業，娯楽業」で，正規雇用労働者は「製造業」「建設業」「卸売業，小売業」「宿泊業，飲食サービス業」で減少がみられた。
- 他方で，「情報通信業」や「医療，福祉」では，男性，女性ともに正規雇用労働者を中心に増加が続いた。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) データは原数値。

- 正規雇用労働者は男性及び女性の「単身世帯」、女性の「世帯主の配偶者」等を中心に増加する一方で，非正規雇用労働者は男性及び女性の「未婚の子」、男性の「世帯主」、女性の「世帯主の配偶者」等で減少。また，子育てをしている世帯の女性の就業者数も比較的大きく減少

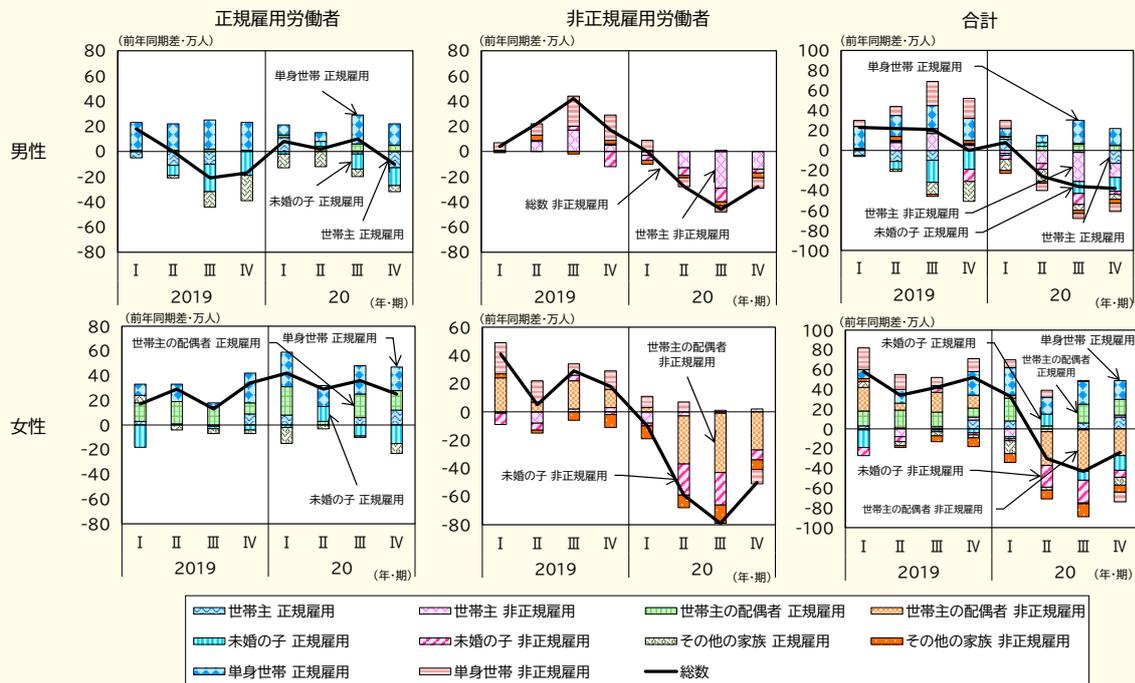
続いて，第1-(5)-61図により，男女別に雇用形態別・世帯主との続柄別の雇用者数の動

向をみる<sup>28</sup>。第1-(5)-58図では特に女性の正規雇用労働者について2020年第Ⅱ四半期（4-6月期）以降も堅調に増加傾向で推移したことをみたが、世帯の続柄別でみると、正規雇用労働者については、男性及び女性の「単身世帯」、女性の「世帯主の配偶者」を中心に増加を続けた一方で、第Ⅲ四半期（7-9月期）以降、男性及び女性の「未婚の子」、男性の「世帯主」で減少した。また、男女ともに減少傾向にある非正規雇用労働者については、女性の「世帯主の配偶者」、男性の「世帯主」、男性及び女性の「未婚の子」等で減少していることが分かる<sup>29</sup>。

ここで、女性の「世帯主の配偶者」に関連して、1-(5)-62図により、世帯の種類別に配偶者のある女性の就業者数の動向をみると、2020年には「夫婦のみの世帯」では増加傾向で、「夫婦と親から成る世帯」では横ばい傾向で推移したのに対し、「夫婦と子供から成る世帯」では、2020年第Ⅰ四半期（1-3月期）の増加の後、第Ⅱ四半期（4-6月期）に比較的大幅に減少し、その後、減少幅が縮小するといった変動がみられたことから、子育てをしている世帯の女性への影響が大きかったことが分かる。

第1-(5)-61図 男女別・雇用形態別・世帯主との続柄別雇用者数の動向

- 2020年第Ⅱ四半期（4-6月）以降、正規雇用労働者は男性及び女性の「単身世帯」、女性の「世帯主の配偶者」等を中心に増加を続けた一方で、第Ⅲ四半期（7-9月期）以降は男性及び女性の「未婚の子」、男性の「世帯主」で減少した。
- 一方で非正規雇用労働者は、女性の「世帯主の配偶者」、男性の「世帯主」、男性及び女性の「未婚の子」等で減少している。



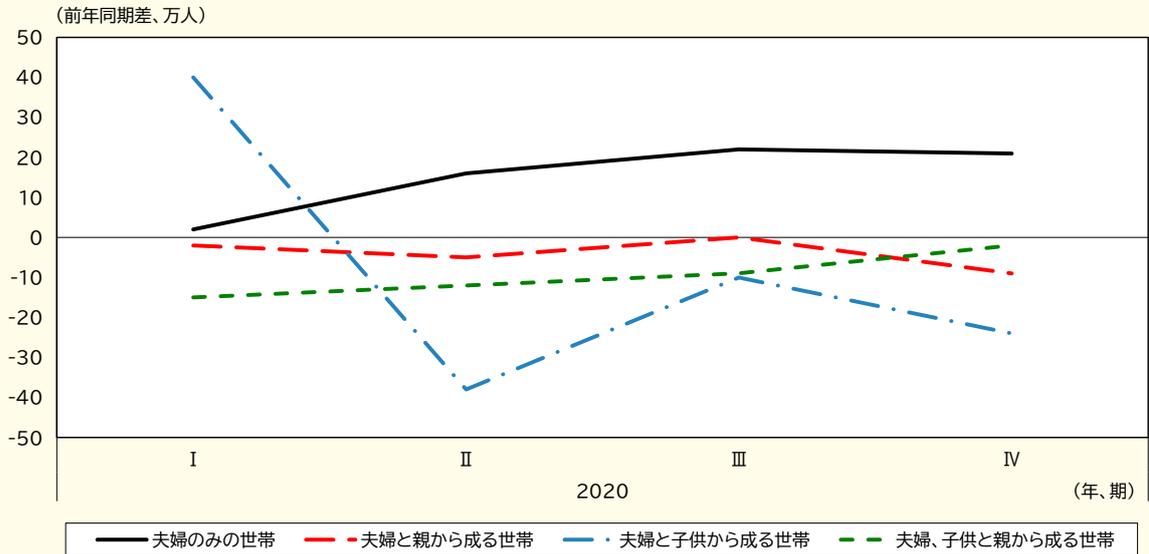
資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) データは原数値。

28 後述する完全失業者や非労働力人口の動向と同様、世帯主との続柄別の雇用者数については、当該続柄の人口の影響を受ける点については留意が必要。

29 さらに、非正規雇用労働者の減少分について、雇用形態別の内訳でみると、2020年平均で女性の「未婚の子」が「パートタイム・アルバイト」で前年差9万人減少、男性の「世帯主」が「嘱託・契約社員」で前年差10万人減少、女性の「世帯主の配偶者」が「パート・アルバイト」で前年差22万人減少とそれぞれ大きく減少している。

第 1-(5)-62 図 世帯の種類別の配偶者のある女性の就業者数の動向

○ 世帯の種類別に配偶者のある女性の就業者数の動向をみると、2020年には「夫婦のみの世帯」では増加傾向で、「夫婦と親から成る世帯」では横ばい傾向で推移したのに対し、「夫婦と子供から成る世帯」では、2020年第 I 四半期（1-3 月期）の増加の後、第 II 四半期（4-6 月期）に比較的大幅に減少し、その後、減少幅が縮小するといった変動がみられたことから、子育てをしている世帯の女性への影響が大きかったことが分かる。

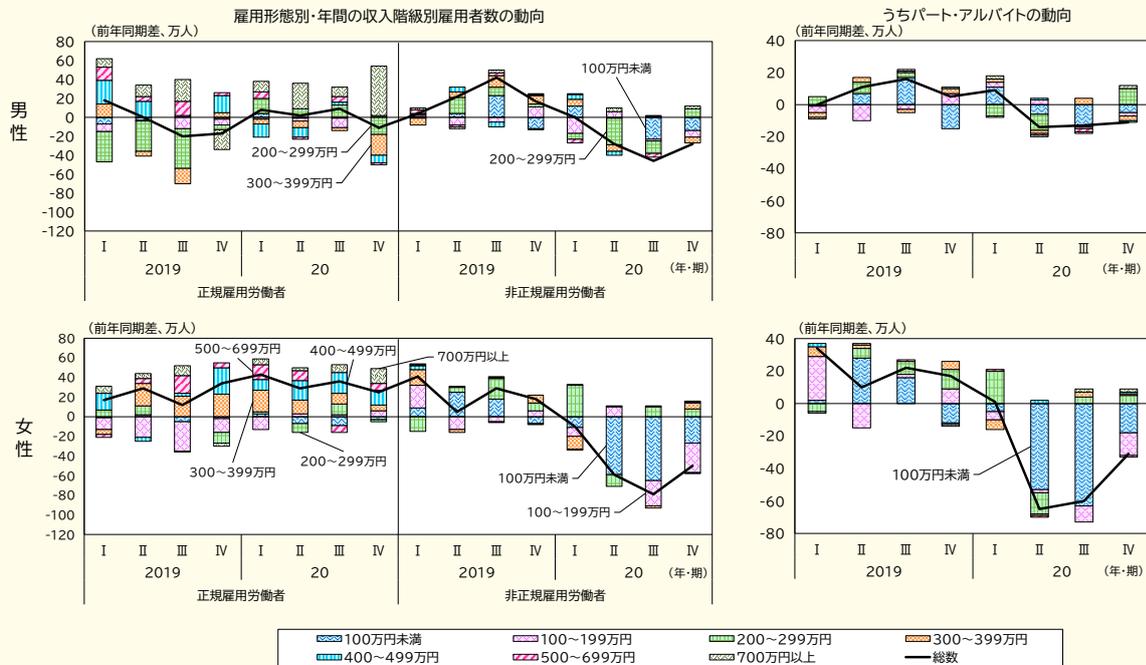


● 正規雇用労働者は2020年第 I 四半期以降、女性の年間収入300万円以上の層などで増加。非正規雇用労働者は2020年第 II 四半期以降、男女ともに年間収入300万円未満の層を中心に減少しており、特に女性のパート・アルバイトの年間収入100万円未満の層で大きく減少

さらに、第 1-(5)-63 図により、男女別・雇用形態別に年間収入階級別の雇用者数の動向をみると、正規雇用労働者については、2020年第 I 四半期（1-3 月期）以降、女性の年間収入300万円以上の層などで増加がみられた一方、第 IV 四半期には男性の年間収入200万円以上400万円未満の層を中心に減少がみられた。非正規雇用労働者については、主に2020年第 II 四半期（4-6 月期）以降、男女ともに年間収入300万円未満の層を中心に減少しており、特に女性の年間収入100万円未満の層の減少幅が大きい。非正規雇用労働者のうち特にパート・アルバイトの状況についてみても、女性の年間収入100万円未満の層の減少幅が大きいことが分かる。

第1-(5)-63図 男女別・雇用形態別・年間の収入階級別雇用者数の動向

- 男女別・雇用形態別に年間収入階級別の雇用者数の動向をみると、正規雇用労働者については、2020年第I四半期（1-3月期）以降、女性の年間収入300万円以上の層などで増加がみられた一方、第IV四半期には男性の年間収入200万円以上400万円未満の層を中心に減少がみられた。
- 非正規雇用労働者については、主に2020年第II四半期（4-6月期）以降、男女ともに年間収入300万円未満の層を中心に減少しており、特に女性の年間収入100万円未満の層の減少幅が大きい。
- 非正規雇用労働者のうち特にパート・アルバイトの状況についてみても、女性の年間収入100万円未満の層の減少幅が大きい。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) データは原数値。  
2) 役員を除く雇用者について集計。

ここまでの分析から、感染拡大による雇用への影響は、「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」「生活関連サービス業、娯楽業」等で働く女性の非正規雇用労働者、「製造業」で働く男性及び女性の非正規雇用労働者、「建設業」の男性の正規雇用労働者、「運輸業、郵便業」の男性の非正規雇用労働者で特に大きいことが分かった。また、続柄別では、女性の「世帯主の配偶者」、男性の「世帯主」、男性及び女性の「未婚の子」などの非正規雇用労働者への影響が大きく、特に女性の非正規雇用労働者で「パート・アルバイト」を中心に年間収入100万円未満の層で雇用者数の減少が大きいことが分かった。

## コラム 1-2 感染拡大による女性の雇用や収入等への影響について

ここまでみたように、感染拡大による雇用への影響は、特に「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」「生活関連サービス業、娯楽業」等の産業でパート・アルバイトとして働く「世帯主の配偶者」の女性に大きく及んでいることが分かった。また、子育てをしている世帯の女性の就業が大きく影響を受けていることについてもみた。

こうした感染拡大による女性の労働者の雇用への影響を受け、収入や家計の面ではどのような変化が起きているだろうか。この点について、J I L P Tの周燕飛主任研究員（当時）「コロナショックと女性の雇用危機」（2021年3月）が参考になる。この論文においては、J I L P TがNHKと共同で実施した「新型コロナウイルスと雇用・暮らしに関するNHK・J I L P T共同調査」（2020年11月、以下「NHK・J I L P T共同調査」という。）及びJ I L P Tが実施した「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査」（5月、8月、12月の連続パネル個人調査、以下「J I L P T連続調査」という。）の結果を用いて、感染拡大が特に女性の雇用、労働時間、収入等に与えた影響について分析している。以下、この論文のうち特に女性の労働者の収入や生活への影響に係る分析について紹介する。

まず、コラム 1-2-①図は、男女別の平均税込月収の動向について通常月を100としてみたものであるが、2020年4月には、男性の雇用者の平均月収は感染拡大前の通常月から4.8%減少したのに対し、女性の雇用者では9.0%減少し、更に「子育て女性（18歳未満の子どもを育てている女性）」に限定すると11.6%減少しており、減少幅がより大きくなっているとしている。

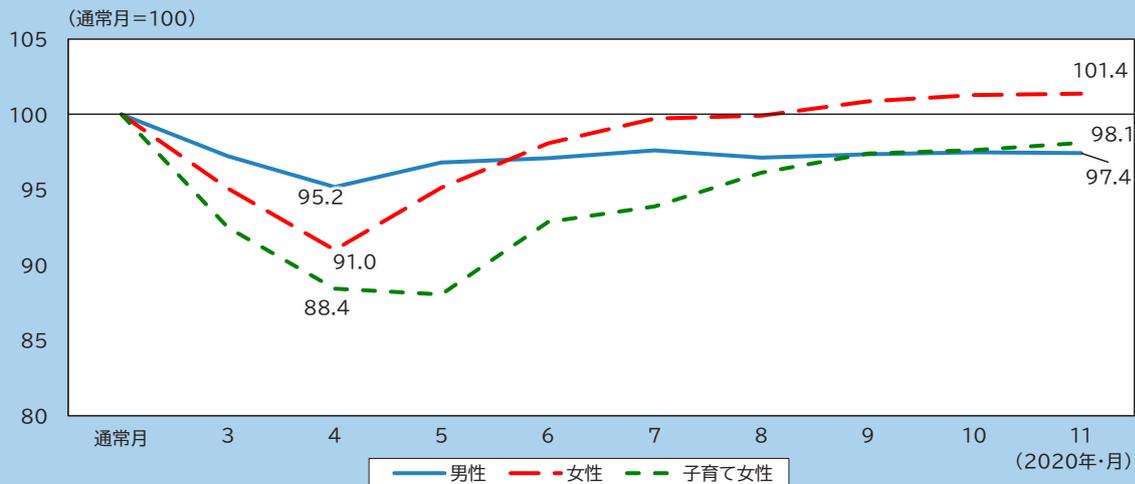
また、「子育て女性」を含めた女性の感染拡大期における雇用と収入の変化について、性別や未成年の子の有無等を説明変数とし、2020年10月の収入が感染拡大前と比較して3割以上減少しているかどうかを被説明変数としてプロビットモデルによる回帰分析を行った結果、「未成年の子あり」かつ「女性」の場合に、未成年の子どもがいない男性と比較して収入が3割以上減少する確率が高くなることが示唆されたとしている。（コラム 1-2-②図）

さらに、この論文では、子育てをしている世帯の女性を中心とした収入の減少が家計に及ぼす影響について分析している。NHK・J I L P T共同調査によれば、世帯総収入のうち、妻（女性）の収入が占める割合は、正規雇用の妻で42.7%、非正規雇用の妻でも23.8%を占めており、女性の収入減が家計に大きな影響を及ぼしているとしている。また、J I L P T連続調査の8月調査によれば、女性の収入が1割以上減った世帯について、2割が家での食費の切詰めに転じ、1割弱が公共料金等の滞納をしているという結果となっており、これは女性の収入があまり減っていない世帯と比べ、割合が2～4倍になっているとしている。（コラム 1-2-③図）

これらのことから、子育てをしている世帯を中心とした女性の雇用や収入が感染拡大の影響を受けており、それによって労働者の家計にも大きく影響が及んでいる可能性がある。既にみたように、2020年後半には男性の世帯主の正規雇用労働者、非正規雇用労働者の雇用者数の減少もみられるなど、感染拡大の影響は女性の労働者のみに及んでいるものではないことにも留意が必要だが、女性の「世帯主の配偶者」等の非正規雇用労働者数の減少が依然として続いていることなどを踏まえると、感染拡大による女性の雇用・就労への影響について引き続き注視する必要があると考えられる。

【コラム1-2-①図：男女別税込み月収の推移】

- 男女別に平均税込み月収の変化を、通常月を100としてみると、2020年4月には、男性雇用者の平均月収は感染拡大前の通常月から4.8%減少したのに対し、女性雇用者では9.0%の減少となっている。さらに、「子育て女性」に限定すると、減少幅は11.6%に拡大する。



資料出所 周 燕飛「コロナショックと女性の雇用危機」(JILPT Discussion Paper、2021年3月)

【コラム 1-2-②図：「収入 3 割以上減少」の確率推定 (Probit モデル)】

○ 「子育て女性」を含めた女性の感染拡大期における雇用と収入の変化について、性別や未成年の子の有無等を説明変数とし、2020年10月の収入が感染拡大前と比較して3割以上減少しているかどうかを被説明変数としてプロビットモデルによる回帰分析を行った結果、「未成年子あり」かつ「女性」の場合に、未成年の子がいない男性と比較して収入が3割以上減少する確率が高くなることが示唆されている。

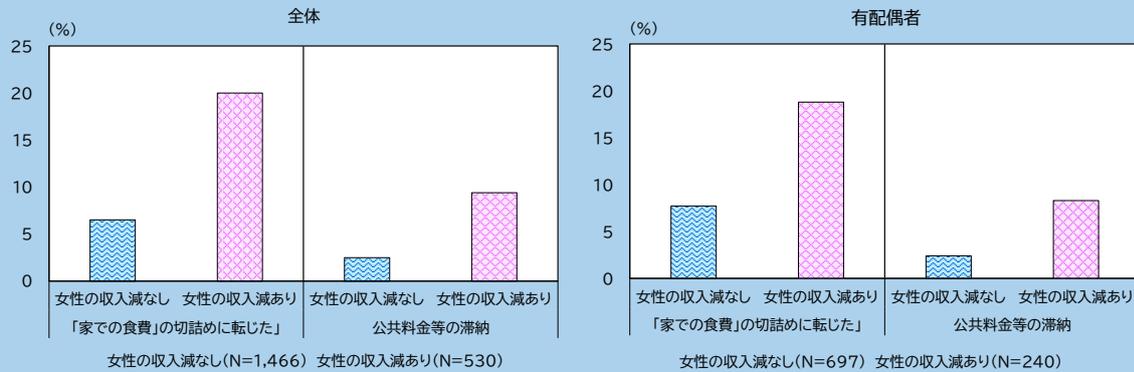
	雇用に変化あり		収入 3 割以上減少	
	(1) Base	(2) Full	(3) Base	(4) Full
女性	0.0532 ***	0.0051	0.0238 ***	-0.0036
	0.0150	0.0164	0.0094	0.0101
年齢層：	20-24 歳 (ref=25-54 歳)	0.1515 ***	0.0746 ***	0.0672 ***
		0.0244	0.0230	0.0095
	55-64 歳	-0.0255	-0.0516 ***	0.0306 **
		0.0171	0.0169	0.0106
学歴：	中学校・高校卒 (ref=大学(院)卒)	0.0667 ***	0.0313 *	0.0254 ***
		0.0180	0.0170	0.0100
	短大・高専等	0.0695 ***	0.0670 ***	0.0208 *
		0.0187	0.0178	0.0123
未成年子あり		-0.0523 **		-0.0320 **
		0.0225		0.0162
女性×未成年子あり		0.0366		0.0357 *
		0.0304		0.0215
非正規雇用者		0.0960 ***		0.0474 ***
		0.0139		0.0083
業種：	飲食サービス業、宿泊業 (ref=製造業)	0.2075 ***		0.0542 ***
		0.0367		0.0149
	生活、娯楽等サービス業	0.0477 *		0.0058
		0.0273		0.0155
	卸売業、小売業	-0.0278		-0.0158
		0.0252		0.0173
	医療、福祉	-0.1541 ***		-0.0383 *
		0.0242		0.0207
	情報通信業	-0.1350 ***		-0.0150
		0.0317		0.0245
	その他	-0.0218		-0.0053
		0.0211		0.0158
都道府県ダミー	Yes	Yes	Yes	Yes
標本サイズ	5,000	5,000	4,527	4,527

資料出所 周 燕飛「コロナショックと女性の雇用危機」(JILPT Discussion Paper、2021年3月)

- (注) 1) 各説明変数について、限界効果(1行目の数値)と標準誤差(2行目の数値)が報告されている。  
 2) 「雇用に変化あり」は、解雇・雇止め、自ら離職、労働時間半減30日以上、休業7日以上のいずれかを指す。  
 3) \* は p 値 < 0.1、\*\* は p 値 < 0.05、\*\*\* は p 値 < 0.01 を指す。

【コラム1-2-③図：女性の収入減少の有無別家計のひっ迫度】

○ JILPT連続調査の8月調査によれば、女性の収入が1割以上減った世帯について、2割が家での食費の切詰めに転じ、1割弱が公共料金等の滞納をしているという結果となっており、これは女性の収入があまり減っていない世帯と比べ、割合が2～4倍になっている。



資料出所 周 燕飛「コロナショックと女性の雇用危機」(JILPT Discussion Paper、2021年3月)

- (注)
- 1) 「収入減」とは、通常月に比べて直近月の月収が1割以上減少したことを指す。
  - 2) 「切詰めに転じた」とは、通常月は切詰めなし、直近月は切詰めありの場合を指す。
  - 3) 「公共料金等」にガス・水道・電気・電話料金、家賃、住宅ローン、その他債務を含む。

- 失業者・完全失業者数の動向を男女別にみると、完全失業者は男性で、非労働力人口は女性で増加が比較的目立つ。年齢階級別にみると、完全失業者は4月以降男女とも幅広い年齢層で増加傾向にあり、非労働力人口は、男性は4～6月、女性は4～10月にかけて増加

ここまで感染拡大の影響による就業者数や雇用者数の減少の状況を見てきたが、このような就業者数や雇用者数の減少が、失業や非労働力人口など、どのような就業状態の変化につながっているかについて、労働者の属性別にみていく。

第1-(5)-64図及び第1-(5)-65図は男女別・年齢階級別の完全失業者数、非労働力人口の動向をみたものであるが、両図を併せて男女別の動きをまず概観すると、完全失業者数は男性においては2020年4月以降、女性においては2020年5月以降に増加が目立っているが、2020年中の単月での最大の増加幅は、男性では10月に対前年同月36万人増、女性では8月に対前年同月25万人増となっており、男性の方が増加幅が大きいことが分かる。一方で、非労働力人口については、男性では4月から6月にかけて増加が目立ち、6月には対前年同月20万人増となった後、7月以降は前年並みの水準で推移しているのに対し、女性では4月に対前年同月48万人増と急増し、その後、増加幅は縮小したものの10月まで前年同月差20万人程度でプラスが続いた。

第1-(5)-64図により、完全失業者数の動向を男女別・年齢階級別にみると、男性は2020年4月以降、女性は2020年5月以降、完全失業者数が増加している。男女別に年齢階級別の内訳をみると、男性では、4月から5月にかけて比較的若い世代を中心に幅広い年齢層で増加幅が拡大し、6月以降は「45～54歳」の年齢層での増加や、ピークとなった10月以降は「55～59歳」の年齢層での増加が目立つようになった。その後、12月は増加幅がやや縮小した。女性では、5月から8月にかけて増加幅が拡大し、主に「25～34歳」「45～54歳」の年齢層のほか55歳以上の各年齢層でも増加した。その後、11月にかけて増加幅が縮小したが、12月には再び増加幅が拡大した<sup>30</sup>。

次に、第1-(5)-65図により、非労働力人口の動向を男女別・年齢階級別にみると、男性では、2020年4～6月に増加したものの、その後は前年並みの水準で推移した。女性では、4月以降、非労働力人口が増加に転じたものの、11月、12月は再び減少している。男女別に年齢階級別の内訳をみると、男女ともに「60～64歳」が減少傾向、「65歳以上」が2020年2月以降増加傾向で推移している<sup>31</sup>。また、男性では4～7月に「25～34歳」で増加した。女性では4月以降「15～24歳」(総じて11月まで)、「35～44歳」(8月まで)、「45～54歳」(12月まで)の年齢層で増加した。また、7～9月に「25～34歳」の年齢層で増加した後、11月、12月に比較的大きく減少している。

以上を概括すると、まず、完全失業者数、非労働力人口の動きを男女別にみると、2020年4月以降、男性では完全失業者、女性では非労働力人口の増加が比較的目立っている。年齢階級別にみると、男性では、4月、5月頃は44歳以下の比較的年齢の若い層で完全失業者数や非労働力人口の増加の動きが目立っていたが、6月以降は加えて「45～54歳」、10月以降は「55～59歳」の中高年齢層の完全失業者数の増加もみられる。女性では、5月以降、若年層にお

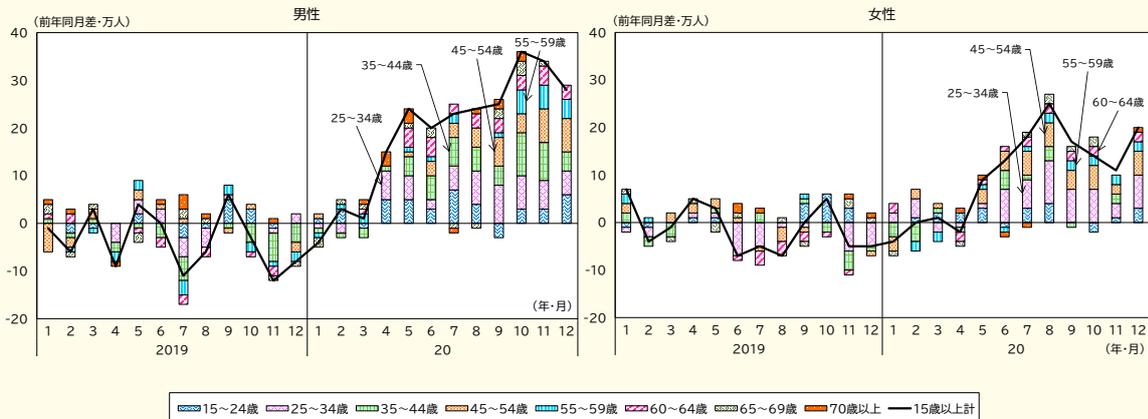
30 後述する非労働力人口の動向と同様、年齢階級別や世帯主との続柄別の完全失業者についても一般的に当該年齢階級や続柄の人口の影響を受ける点については留意が必要。

31 年齢階級別の人口に占める非労働力人口の割合の推移をみると、「65～69歳」「70歳以上」の年齢層での非労働力人口の割合は、2020年を通じて男女ともにおおむね前年同期比マイナスで推移しているが、特に「70歳以上」の年齢層でマイナス幅は縮小傾向にある(付1-(5)-13図)。

いて完全失業者数、非労働力人口がともに増加していることは男性と同様であるが、非労働力人口の増加が男性よりも長期的に続いている。また、10月頃まで、「45～54歳」の層などで完全失業者数、非労働力人口がともに増加していることも特徴である。

第1-(5)-64図 男女別・年齢階級別にみた完全失業者数の動向

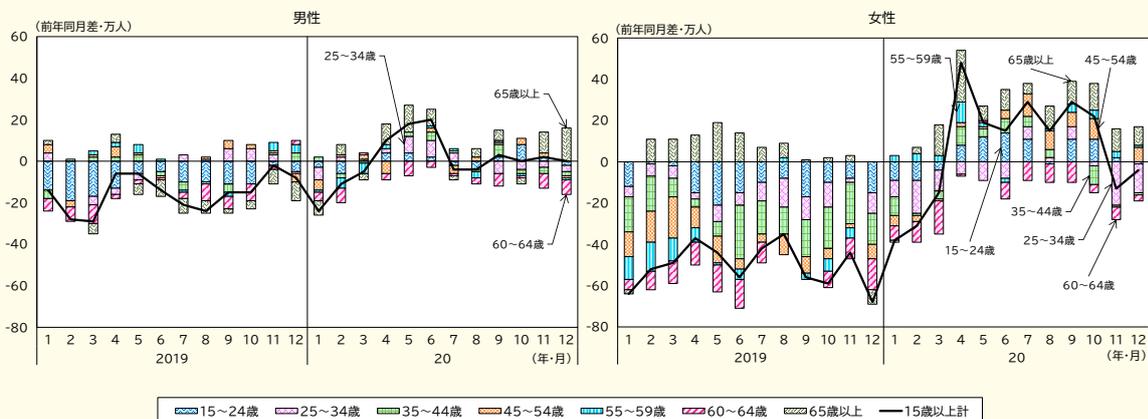
- 完全失業者数の動向を男女別・年齢階級別にみると、男性は2020年4月以降、女性は2020年5月以降、完全失業者数が増加している。男女別に年齢階級別の内訳をみると、男性では、4月から5月にかけて比較的若い世代を中心に幅広い年齢層で増加幅が拡大し、6月以降は「45～54歳」の年齢層での増加や、ピークとなった10月以降は「55～59歳」の年齢層での増加が目立つようになった。その後、12月は増加幅がやや縮小した。
- 女性では、5月から8月にかけて増加幅が拡大し、主に「25～34歳」「45～54歳」の年齢層のほか55歳以上の各年齢層でも増加した。その後、11月にかけて増加幅が縮小したが、12月には再び増加幅が拡大した。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) データは原数値。

第1-(5)-65図 男女別・年齢階級別の非労働力人口の動向

- 非労働力人口の動向を男女別にみると、男性では、2020年4～6月に増加したものの、その後は前年並みの水準で推移した。女性では、4月以降、非労働力人口が増加に転じたものの、11月、12月は再び減少している。
- 男女別に年齢階級別の内訳をみると、男女ともに「60～64歳」が減少傾向、「65歳以上」が2020年2月以降増加傾向で推移している。また、男性では4～7月に「25～34歳」で増加した。女性では4月以降「15～24歳」（総じて11月まで）、「35～44歳」（8月まで）、「45～54歳」（12月まで）の年齢層で増加した。また、7～9月に「25～34歳」の年齢層で増加した後、11月、12月に比較的大きく減少している。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

●完全失業者は男性、女性の「未婚の子」「単身世帯」のほか、男性の「世帯主」、女性の「世帯主の配偶者」「世帯主」で増加し、非労働力人口は男性、女性の「未婚の子」や女性の「世帯主の配偶者」「世帯主」等で増加が目立つ

続いて、世帯主との続柄に着目して完全失業者数や非労働力人口の動向をみしてみる。第1-(5)-66図により、完全失業者数の動向について男女別に世帯主との続柄別に分けてみると、男性では、2020年4月頃から「未婚の子」の増加が目立つとともに、2020年後半には「単身世帯」「世帯主」の増加も目立つようになった。女性では、2020年5月以降、「未婚の子」「単身世帯」の増加が目立つが、「世帯主の配偶者」も8月頃を中心に増加したほか、「世帯主」も9月以降増加がみられる。リーマンショック期には、男性の「その他の家族」「世帯主」「単身世帯」及び女性の「世帯主の配偶者」「その他の家族」の完全失業者数が大きく増加していた。

次に、第1-(5)-67図により、非労働力人口の動向について男女別に世帯主との続柄別に分けてみると、男性では、2020年に入り、「未婚の子」で大きく増加したほか、「世帯主」でも9月以降に増加が目立つ一方、「単身世帯」では8月以降の減少が目立った。女性では、4月以降「未婚の子」で増加するとともに、「世帯主の配偶者」も4月以降6月を除き増加傾向にあったが、10月以降減少傾向となった。また、女性でも「世帯主」が9月以降、増加している。他方で8月以降「単身世帯」で、おおむね2020年を通じて「その他の家族」で減少している。

なお、非労働力人口が男性、女性ともに「その他の家族」で減少し、主に女性の「単身世帯」で増加していることについては、当該続柄の人口が、「その他の家族」では減少<sup>32</sup>し、「単身世帯」では増加していることによる影響が大きいことに留意が必要である<sup>33</sup>。

以上を概括すると、2020年4月以降、男女ともに「未婚の子」で完全失業者数、非労働力人口ともに増加が目立つほか、「単身世帯」では完全失業者数の増加が目立つ。また、男性では、「世帯主」で完全失業者数の増加が目立っており、女性では、「世帯主の配偶者」「世帯主」で、非労働力人口の増加が4月以降に、また、完全失業者数の増加が年後半に目立った。

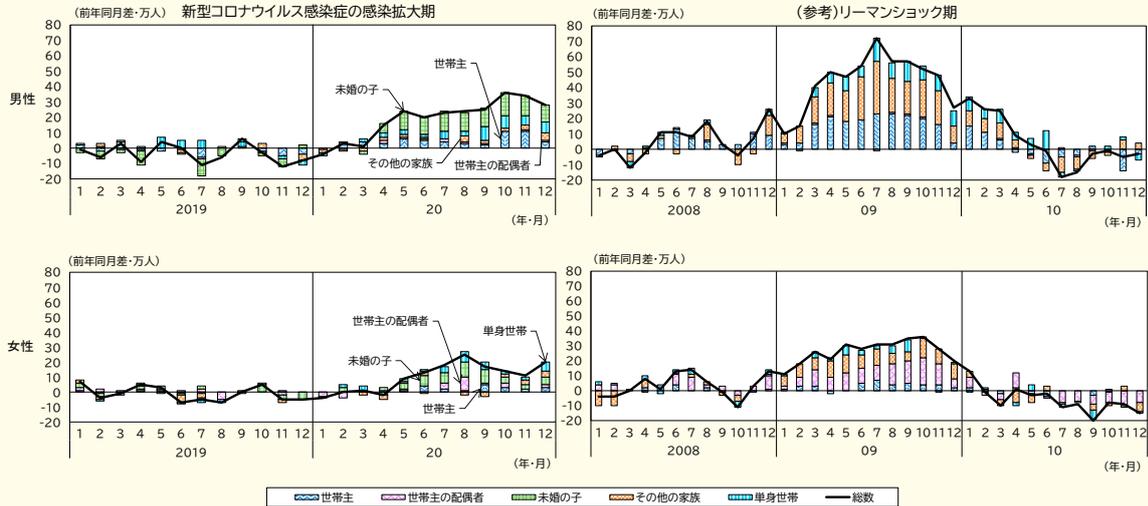
なお、女性の「世帯主」で完全失業者数の増加がみられることについて、内閣府「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」（2021年4月28日、以下本章において「内閣府報告書」という。）では、2020年7月から9月期に母子世帯の女性（シングルマザー）の完全失業率が大幅に増加していることを指摘し、特にシングルマザーについて、就業を希望しているが、希望に見合った仕事がないということが表れている可能性があるとしている。

32 「その他の家族（未婚の子以外）」の人口は、男性では2019年平均で前年差15万人の減少、2020年平均で15万人の減少、女性では2019年平均で27万人の減少、2020年平均で27万人の減少となっている。一方で「単身世帯」の人口は、男性では2019年平均で前年差50万人の増加、2020年平均で7万人の増加、女性では2019年平均で41万人の増加、2020年平均で29万人の増加となっている。

33 世帯主との続柄別の非労働力人口の人口に占める割合をみると、単身世帯については、当該続柄の人口の増加を反映し、2020年を通じて減少傾向で推移しているほか、「その他の家族」については、当該続柄の人口の減少を反映し、2020年を通じて前年同期比でプラスで推移している（付1-(5)-14図）。

第1-(5)-66図 男女別・世帯主との続柄別の完全失業者数の動向

- 完全失業者数の動向について男女別に世帯主との続柄別に分けてみると、男性では、2020年4月頃から「未婚の子」の増加が目立つとともに、2020年後半には「単身世帯」「世帯主」の増加が目立つようになった。女性では、2020年5月以降、「未婚の子」「単身世帯」の増加が目立つが、「世帯主の配偶者」も8月頃を中心に増加したほか、「世帯主」も9月以降増加がみられる。
- リーマンショック期には、男性の「その他の家族」「世帯主」「単身世帯」及び女性の「世帯主の配偶者」「その他の家族」の完全失業者が大きく増加していた。

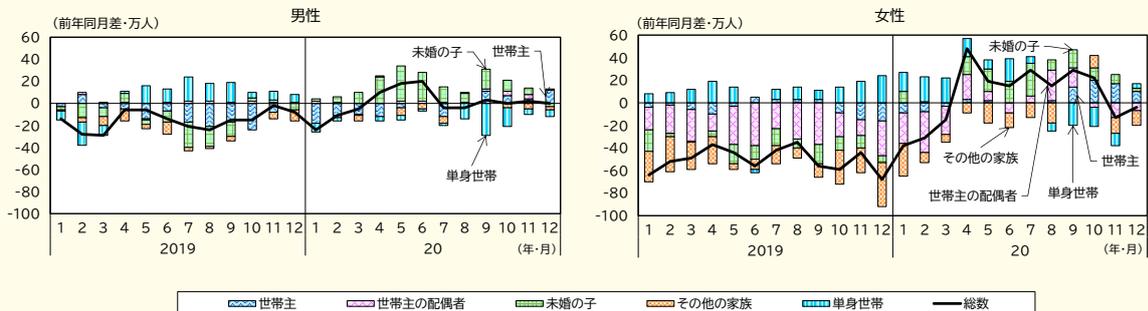


資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) データは原数値。  
 2) 感染拡大期の「その他の家族」は未婚の子を除く。「未婚の子」の調査は2011年から実施しているため、リーマンショック期における「その他の家族」は未婚の子を含む。

第1-(5)-67図 男女別・世帯主との続柄別の非労働力人口の動向

- 非労働力人口の動向について男女別に世帯主との続柄別に分けてみると、男性では、2020年に入り、「未婚の子」で大きく増加したほか、「世帯主」でも9月以降に増加が目立つ一方、「単身世帯」では8月以降の減少が目立った。
- 女性では、4月以降「未婚の子」で増加するとともに、「世帯主の配偶者」も4月以降6月を除き増加傾向にあったが、10月以降減少傾向となった。また、女性でも「世帯主」が9月以降、増加している。他方で8月以降「単身世帯」で、おおむね2020年を通じて「その他の家族」で減少している。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

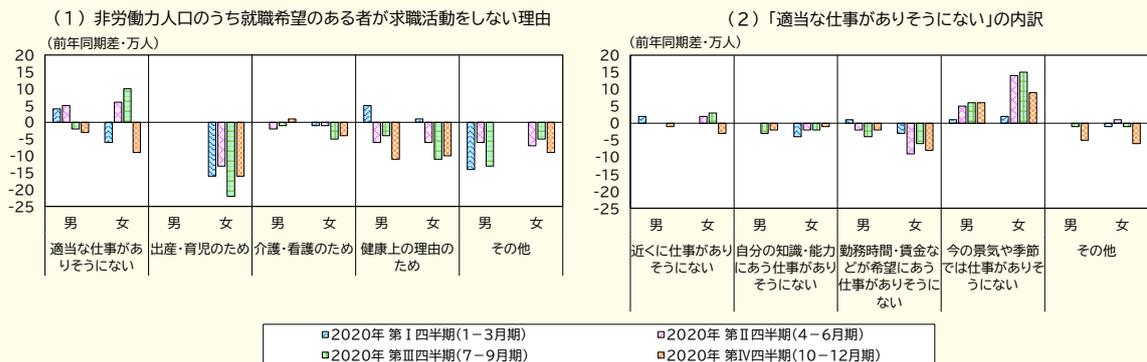
- (注) 「その他の家族」は未婚の子を除く。

●非労働力人口のうち就職希望のある者が求職活動をしていない理由の推移をみると、「今の景気や季節では仕事がありそうにない」という理由で非労働力人口になった者が特に女性で増加した

こうした非労働力人口の増加の背景をみるため、第1-(5)-68図により、非労働力人口のうち就職希望のある者が求職活動をしていない理由の推移について男女別にみると、「適当な仕事がありそうにない」という理由で非労働力人口になっている者が、2020年第Ⅱ四半期（4-6月期）から第Ⅲ四半期（7-9月期）にかけて特に女性で増加した。そのうち「今の景気や季節では仕事がありそうにない」という理由の者が男女ともに2020年を通じて増加しており、特に女性の方が増加幅が大きい。他方で、女性の「出産・育児のため」「健康上の理由のため」の減少が目立つ。これらのことから、女性を中心に、感染拡大に伴う景況の悪化を理由に求職活動を諦め、非労働力人口となる者が増加したことがうかがえる。

第1-(5)-68図 非労働力人口のうち就職希望のある者が求職活動をしな理由

- 非労働力人口のうち就職希望のある者が求職活動をしていない理由の推移について男女別にみると、「適当な仕事がありそうにない」という理由で非労働力人口になっている者が、2020年第Ⅱ四半期（4-6月期）から第Ⅲ四半期（7-9月期）にかけて特に女性で増加した。
- そのうち「今の景気や季節では仕事がありそうにない」という理由の者は男女ともに2020年を通じて増加しており、特に女性の増加幅が大きい一方で、女性の「出産・育児のため」「健康上の理由のため」の減少が目立つ。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) データは全て原数値。

2) 男性の「出産・育児のため」はデータの欠損が多いため集計していない。

●7～14歳の子どもの持つ女性において、非労働力人口が小中学校の臨時休校措置がとられていた時期を中心に一時的に大きく増加した

ここまで、感染拡大の影響を特に女性の非正規雇用労働者が大きく受けたことや、女性の幅広い年齢層で非労働力人口の増加がみられたことについてみてきた。また、2020年第Ⅱ四半期（4-6月期）以降、子育てをしている世帯の女性の就業者が減少していることについてみたが、第1節でみたように、感染拡大を防止するため、3月2日から春季休業の開始日に入るまで小中学校、高校等の臨時休校の要請が行われるなど社会経済活動が制限される中で、子育てをしている世帯の女性の労働者の就業動向にはどのような影響があったらうか。

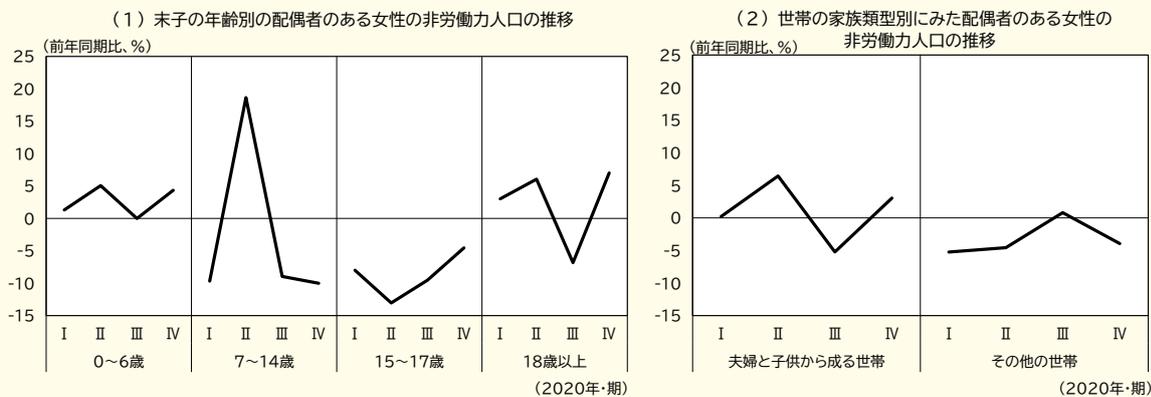
第1-(5)-69図により、末子の年齢別に配偶者のある女性の非労働力人口の推移をみると、2020年第Ⅱ四半期（4-6月期）に、7～14歳の子どもの持つ女性において前年同期比で比較的大きく増加し、0～6歳及び18歳以上の子どもの持つ女性においても増加がみられた。その後、第Ⅲ四半期（7-9月期）には、7～14歳の子どもの持つ女性において前年同期比で減

少に転じている。こうした動きをみると小中学校、高校等の臨時休校措置がとられていた時期を中心に、主に小中学生の子どもを持つ女性が一時的に就業から離れ、非労働力人口になっていたことがうかがえる。

なお、こうした子どもを持つ女性の離職の動きに関連して、特に子育てをしている世帯で女性の家事や育児の負担が増大している可能性がある。この点について、前述の内閣府報告書によれば、小学校3年生以下の子どもがいる女性及び男性に対して、2020年4～5月の1度目の緊急事態宣言下において、不安を感じた機会について尋ねたところ、「家事・育児・介護の負担が大きすぎると感じたこと」と回答した割合が、男性では19.8%であったのに対し、女性では37.5%となっており、女性の方が家事、育児等の負担が増大している割合が高くなっているとしている。また、日本労働組合総連合会「男性の育児等家庭責任に関する意識調査2020」（2020年11月）の結果によれば、感染拡大下で保育園・幼稚園が休園になっていた際、誰が子どもの世話をしていたかについて、女性の場合は「自分」と回答した者の割合が79.1%、男性の場合は「配偶者・パートナー」と回答した割合が84.5%となっているとしている。こうした調査結果からは、感染拡大下で特に女性の家事や育児の負担が増大していた傾向がうかがえる。他方で、内閣府報告書において、2020年12月と前年同月を比較すると、男女ともに育児時間の増加がみられることなどから、感染拡大下において、男性の家事、育児への参画拡大に向けた前向きな兆しもみられるとしている。

第1-(5)-69図 末子の年齢別の配偶者のある女性の非労働力化の状況

○ 末子の年齢別の配偶者のある女性の非労働力人口の推移をみると、2020年第Ⅱ四半期（4～6月期）に、7～14歳の子どもを持つ女性において前年同期比で非労働力人口が比較的大きく増加した。その後、第Ⅲ四半期（7～9月期）には前年同期比で減少に転じている。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) データは全て原数値。  
 2) 「0～6歳」「7～14歳」「15～17歳」「18歳以上」は「夫婦と子供から成る世帯」。  
 3) 「その他の世帯」は「夫婦のみの世帯」「夫婦と親からなる世帯」「夫婦、子供と親から成る世帯」の合計。

●学生のパート・アルバイトにおいても「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」といった産業で雇用が減少し、非労働力人口が増加するとともに、若年無業者が増加した

ここまで性別や世帯主との続柄別の動向をみてきたが、最後に若年層への影響についてもみしてみる。

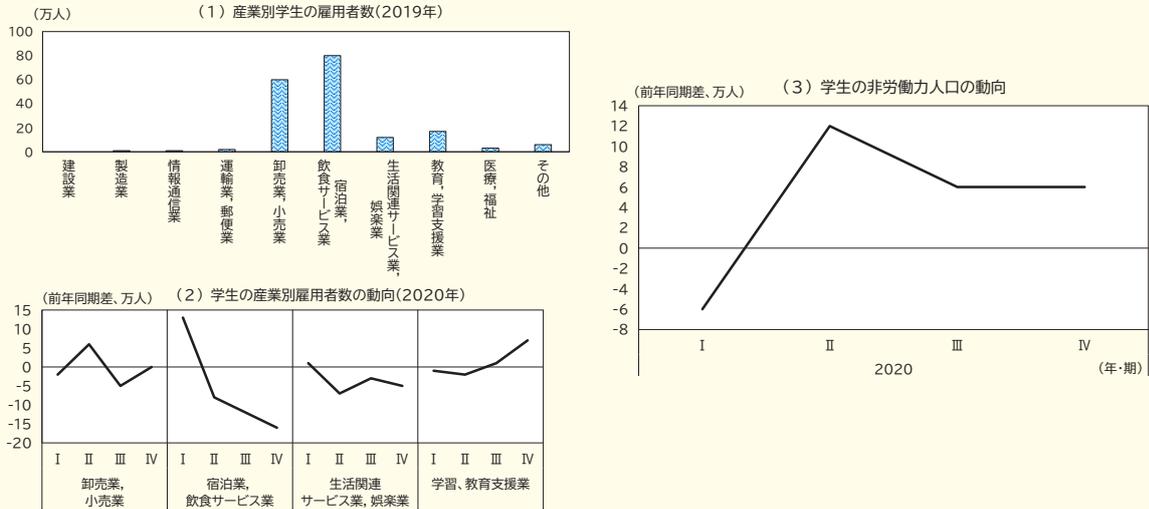
ここまでみた感染拡大期に減少した非正規雇用労働者の属性について整理すると、雇用形態別ではパート・アルバイトの雇用者数の減少が大きく、世帯主との続柄別では「未婚の子」の減少が大きかった。また、「未婚の子」や、「15～24歳」の年齢層で非労働力人口が増加していた。こうしたことを踏まえると、学生を含む若年層の雇用にも感染拡大の影響が及んでいることがうかがえる。第1-(5)-70図の(1)により、学生の産業別雇用者数(パート・アルバイト)をみると、感染拡大前の2019年の時点で、「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」「教育、学習支援業」「生活関連サービス業、娯楽業」等において学生のパート・アルバイトの雇用者数が比較的多いことが分かる。これらの産業について、同図の(2)により2020年における学生の雇用者数(パート・アルバイト)の動向をみると、「卸売業、小売業」で2020年第I四半期(1-3月期)、第III四半期(7-9月期)に減少しているほか、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」において2020年第II四半期(4-6月期)以降、雇用者数が減少している。また、同図の(3)により学生の非労働力人口の推移をみると、2020年第II四半期(4-6月期)に増加し、第III四半期(7-9月期)以降も非労働力人口の増加傾向が続いている。こうした状況を見ると、感染拡大の影響により「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」等で働く学生のパート・アルバイトの雇用者数が減少し、非労働力人口の増加につながったことがうかがえる。

他方で、学生以外の若年者の雇用への影響を確認するため、第1-(5)-71図により、若年無業者(15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者)の動向についてみると、2020年には若年無業者が増加しており、特にそのうち「15～24歳」の層で比較的大きく増加している。当該年齢層の人口に占める割合をみると、15～34歳の若年無業者の年齢層の割合の方が、35～44歳無業者の年齢層の割合よりも大きく上昇しており、若年層への影響がより大きいことが分かる。

このように、学生、学生以外を問わず若年層の雇用が感染拡大により影響を受けており、非労働力人口の増加につながったことがうかがわれる。

第1-(5)-70図 学生の雇用への影響（雇用者数、非労働力人口の動向）

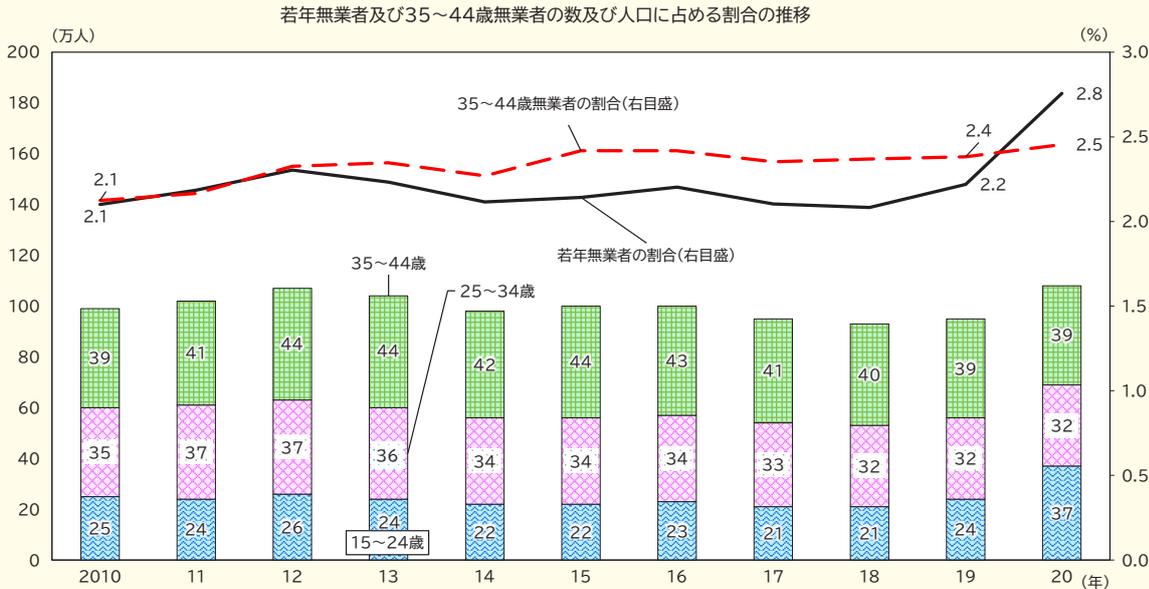
- 学生の産業別雇用者数をみると、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」において2020年第Ⅱ四半期（4-6月期）以降、雇用者数が減少している。
- 学生の非労働力人口の推移をみると、2020年第Ⅱ四半期（4-6月期）に増加し、第Ⅲ四半期（7-9月期）以降も非労働力人口の増加傾向が続いている。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) 1) データは全て原数値。  
 2) 学生は15~24歳のうちで在学中の者について集計。雇用者数については「パート・アルバイト」の雇用者数。  
 3) 学生の雇用者数は雇用者数の多い「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」のみ集計。

第1-(5)-71図 若年無業者の動向

- 若年無業者（15~34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者）の動向についてみると、2020年には若年無業者が増加しており、特にそのうち「15~24歳」の層で比較的大きく増加している。
- 当該年齢層の人口に占める割合をみると、「15~34歳」の若年無業者の年齢層の割合の方が、「35~44歳」無業者の年齢層の割合よりも大きく上昇しており、若年層への影響がより大きいことが分かる。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) 1) 「若年無業者」はここでは15~34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者を指す。  
 2) 「35~44歳無業者」はここでは35~44歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者を指す。

## 第4節 小括

最後に、本章のまとめとして、これまでみてきた新型コロナウイルス感染症の感染拡大による雇用・労働への影響について小括する。

2020年の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により企業の事業活動が大幅に制限されるとともに人々の消費行動等の抑制・変化がみられたことにより、2020年第Ⅱ四半期（4-6月期）には大幅なマイナス成長となった。その後、社会経済活動が徐々に回復し、Go To キャンペーン等の政策も講じられる中で、7月以降は回復傾向となったものの、2020年12月時点では感染拡大前の水準には戻っておらず、今後も予断を許さない情勢にある。

このような経済状況を反映し、2020年の雇用・労働情勢には厳しさがみられるものとなった。就業者数、雇用者数は、緊急事態宣言が発出された4月に大幅に減少したが、その後、緩やかに回復傾向となった。一方で、休業者数や非労働力人口は4月に大幅に増加した後、ともに減少し、非労働力人口は感染拡大前の水準に戻った。このように、緊急事態宣言が発出された時期を中心に労働市場は大きく影響を受けたが、感染拡大前から続く人手不足の状況も背景とした企業の雇用維持の努力や政策効果等もあり、2020年12月時点では完全失業者数や完全失業率はリーマンショック期と比較して緩やかな増加、上昇にとどまっている。

また、労働時間・賃金については、いずれも雇用の動きと同様に、緊急事態宣言下の4月、5月に大きく減少し、その後、減少幅は縮小しつつあったが、賃金は12月に再び減少し、感染拡大前の水準まで回復していない。他方で、賃金については、改正パート・有期雇用労働法の施行を背景としてパートタイム労働者では特別給与が増加する動きもみられた。さらに、産業別、労働者の属性別にみると、感染拡大防止のための経済活動の抑制等により「宿泊業、飲食サービス業」といった対人サービスを中心とした産業などへの影響が大きく、こうした産業で働く労働者について、雇用者数や労働時間、賃金の減少といった影響がみられた。特に、女性や学生等のパート・アルバイトを中心とした非正規雇用労働者の雇用が大きな影響を受け、2020年4月以降、子育てをしている世帯の女性や学生の非労働力人口の増加といった動きがみられた。また、感染拡大の影響について先が見通せない中で、2020年後半には、製造業等で働く男性の非正規雇用労働者の減少や、男性の「世帯主」「単身世帯」、女性の「世帯主の配偶者」「世帯主」の完全失業者の増加がみられた。

このように、感染拡大下の雇用・労働情勢は予断を許さない状況にあり、今後も引き続き、注視していく必要がある。

# 第6章

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大期における雇用対策

前章までで分析したとおり、2020年には新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我が国経済は大きな影響を受け、2020年の実質GDPはリーマンショック期の2009年以来の大幅な落ち込みとなったが、完全失業者の増加や完全失業率の上昇はリーマンショック時に比べ緩やかなものにとどまった。この背景には、今般の経済的ショックが感染拡大防止のために一時的に経済活動を抑制したこと等により生じたものであるということや、感染拡大前から労働市場では人手不足基調にあったことに加え、リーマンショック期以降の雇用対策等の展開がみられた中で、今般の感染拡大を受け、リーマンショック期を上回る規模で広範な雇用対策等が講じられたことがあるものと考えられる。

本章では、リーマンショック期以降の雇用対策等の展開を概観した上で、感染拡大期に講じられた雇用対策とその特徴の整理を行うほか、このうち特に重要な役割を果たしたと考えられる雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の支給による完全失業率の抑制効果について分析を行う。

### 第1節 リーマンショック期以降の政策展開の整理

- リーマンショック期には、雇用維持、再就職支援、雇用創出の観点からの雇用対策のほか福祉的支援が講じられ、一部の施策はその後、法制化された

今般の感染拡大期における雇用対策は、近年の大きな経済的ショックであったリーマンショックを受けて積み重ねられてきた施策を基盤として、その上に今般の経済的ショックの特徴に対応した対策が講じられることにより展開してきたと考えられる。このため、今般の感染拡大期における雇用対策について確認するに当たり、まずはリーマンショック期とそれ以降に展開されてきた雇用対策等について概観する。その際、それぞれの経済的ショックの特徴の違いにも留意してみていく。

リーマンショック期の雇用・失業情勢の特徴としては、世界経済の後退の影響を大きく受け、特に「製造業」への影響が大きかったこと、各企業による雇用調整の手段として労働時間の削減だけでなく、人員・賃金の削減による調整も多く行われたこと等があげられる。これにより、リーマンショック期には、男性の正規雇用労働者、非正規雇用労働者を中心に完全失業者が大幅に増加し、完全失業率も大幅に上昇した。

こうした状況に対応するために、リーマンショック期の雇用対策としては、第1-(6)-1表のとおり、雇用維持の観点から雇用調整助成金の特例措置（助成率、教育訓練加算及び支給限度日数等の拡充）等が、再就職支援・能力開発の観点から雇用保険を受給できない者を対象に職業訓練や訓練期間中の生活保障のための給付を行う緊急人材育成支援事業等が、雇用創出の観点から緊急雇用創出事業、重点分野雇用創造事業、ふるさと雇用再生特別基金事業等が講じられた。こうした雇用対策以外にも、生活面での福祉的な支援として、生活福祉資金貸付制度

の充実や住宅手当緊急特別措置事業の実施なども行われた。

この時に展開された施策の中には、その後、法律に基づく恒久的な制度とされたものもあり、その後の雇用対策等において重要な役割を果たしている。具体的には、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」(平成23年法律第47号)により、緊急人材育成支援事業を基にした求職者支援制度が法制化された(2011年10月施行)。また、「生活困窮者自立支援法」(平成25年法律第105号)により、住宅支援給付事業の住宅支援給付<sup>1</sup>を基にした住居確保給付金が、生活困窮者自立支援制度の一部として法制化された(2015年4月施行)。

第1-(6)-1表 リーマンショック期以降の雇用対策

雇用維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雇用調整助成金の特例措置</li> <li>【助成率】</li> <li>中小企業2/3→4/5(2008年12月)、大企業1/2→2/3(2009年2月)</li> <li>※解雇等を行わない場合は、中小企業9/10(2009年3月) 大企業3/4(2009年3月)</li> <li>【教育訓練加算】</li> <li>1,200円→中小企業6,000円(2008年12月)、大企業4,000円(2009年6月)</li> <li>(事業所内訓練は2011年4月に半額)</li> <li>【支給限度日数】</li> <li>1年100日・3年150日→3年300日(2009年6月)</li> </ul>
再就職支援(職業訓練)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急人材育成支援事業(2009年7月)</li> <li>【職業訓練の拡充】</li> <li>・新規成長や雇用吸収の見込める分野における基本能力から実践能力までを習得するための長期訓練を実施</li> <li>・再就職に必須のITスキルを習得するための訓練を実施</li> <li>【訓練期間中の生活保障】</li> <li>・訓練を受講する者に対して、訓練期間中の生活費を給付(月10万円)</li> <li>※雇用保険を受給できない者を対象に職業訓練や訓練期間中の給付を行う制度。2011年9月開講分をもって終了。</li> <li>○求職者支援制度(2011年10月)</li> <li>・雇用保険を受給できない者(非正規雇用労働者や就業経験の無い者等)に対して、基礎的能力から実践的能力までを一括して付与する職業訓練を実施</li> <li>※緊急人材育成・就職支援基金を基に創設。再就職や転職を目指している者が、月10万円の生活支援の給付を受けながら無料の職業訓練を受講する制度。</li> </ul>
雇用創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急雇用創出事業(2008年度)</li> <li>・離職を余儀なくされた非正規雇用労働者等の一時的な雇用機会を創出</li> <li>○重点分野雇用創出事業(2009年度)</li> <li>・介護、医療、農林、環境等成長分野として期待されている分野における新たな雇用機会を創出するとともに、地域ニーズに応じた人材を育成し雇用につなげるための事業を実施</li> <li>○ふるさと雇用再生特別基金事業(2008年度)</li> <li>・地域の実情や創意工夫に基づき、地域の求職者等の継続的な雇用機会を創出</li> </ul>
生活面での福祉支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活福祉資金貸付の種類統合・再編等の見直し(2009年10月)</li> <li>・総合支援資金の創設や緊急小口資金の無利子化等</li> <li>○住宅手当緊急特別措置事業(2009年10月)</li> <li>・住宅手当の支給により住居を確保するとともに就職活動の支援を実施</li> <li>○生活困窮者自立支援制度(2015年4月)</li> <li>・自立相談支援事業や住居確保給付金の支給等</li> </ul>

資料出所 厚生労働省資料をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

## 第2節 感染拡大期における雇用対策等の特徴の整理

### ●感染拡大期においては雇用維持のための支援などの雇用対策が過去に例をみないスピード感、規模により講じられた

本節では、2020年の感染拡大期に講じられた雇用対策が、どのような点で特徴的であったか、今般の経済的ショックの特徴に照らし合わせつつ、大幅な特例措置がとられた雇用調整助成金等の利用状況等を中心に概観する。

今般の経済的ショックの特徴としては、第5章でみたように、国内外で感染拡大防止のために幅広く経済活動を人為的に抑制したことにより、急激に非常に多くの労働者が影響を受けた点があげられる。特に「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」「生活関連サービス業、

1 2013年に、住宅手当緊急特別措置事業が住宅支援給付事業へ名称変更。

娯楽業」「製造業」「運輸業、郵便業」などの産業への影響が大きかった。こうした状況に対応し、雇用維持のための支援などの雇用対策が過去に例をみないスピード感、支援額の規模により講じられた。

第1-(6)-2表 感染拡大期における雇用対策

経済対策	主な雇用対策
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 (2020年4月7日(同4月20日変更)) 【雇用の維持と事業の継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大(助成率を中小企業は4/5、大企業は2/3に引き上げ、更に解雇等を行わない場合には中小企業は9/10、大企業は3/4)</li> <li>新卒応援ハローワークにおける内定取消者に対する特別相談窓口の設置</li> <li>ハローワークにおける外国人労働者、事業主、非正規雇用労働者、就職支援又は住居・生活支援を必要とする求職者等に対する相談支援体制等の強化</li> <li>雇用保険を受給できない求職者を対象とする求職者支援訓練の拡充(対象者数の拡充等)</li> </ul>
国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策 (2020年12月8日) 【成長分野への円滑な労働移動等の雇用対策パッケージ】	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用調整助成金の特例措置による雇用維持</li> <li>(公財)産業雇用安定センターの体制の拡充</li> <li>業種・職種を越えた転換を伴う再就職等を促進する都道府県の取組の支援</li> <li>ニーズの変化に応じた教育訓練給付対象講座の見直し</li> <li>出向元・出向先事業主への一体的な助成制度の創設(産業雇用安定助成金)</li> <li>人材開発支援助成金による他業種転換支援、長期教育訓練休暇付与コースの要件緩和、IT人材育成支援の充実</li> <li>雇用と福祉の連携による離職者への介護分野への就職支援</li> <li>感染症の影響による離職者を試行雇用する事業主への助成(トライアル雇用助成金)</li> <li>紹介予定派遣を通じた正社員化に取り組み派遣先事業主への助成対象の拡充(キャリアアップ助成金)</li> <li>子育て中の女性等に対する仕事と家庭の両立ができる求人の確保(雇用創出)</li> <li>新卒応援ハローワーク等における新卒者及び3年以内既卒者に対する就職支援の強化</li> <li>ハローワークの就職氷河期世代の専門窓口の更なる拡充</li> <li>外国人に対する就職支援の多言語対応等の推進</li> </ul>
【新たな雇用・訓練パッケージ】 (2021年2月12日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用調整助成金の特例措置による雇用維持</li> <li>大企業のシフト制労働者等への休業支援金・給付金の適用</li> <li>感染症対策業務等による雇用創出とハローワークにおける専門窓口の設置等</li> <li>求職者支援制度への特例措置の導入(2021年9月末までの時限措置)</li> <li>職業訓練の強化(求職者支援訓練・公共職業訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化)</li> <li>ハローワークでの積極的な職業訓練の周知・受講あっせん・就職支援</li> </ul>

資料出所 厚生労働省資料、内閣府HPをもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

第1-(6)-3表 感染拡大期における各種支援策

制度名	制度概要
雇用調整助成金(特例措置)	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、事業主の申請に基づき、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成。今回の特例措置では、雇用保険被保険者ではない労働者の休業も、緊急雇用安定助成金として対象にしている。
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払を受けることができなかった労働者に対して支援・給付。
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、妊娠中の女性労働者に有給の休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた企業に対して助成。
両立支援等助成金(介護離職防止支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例))	新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、有給休暇を取得できるような取組を行う中小企業事業主に対して助成。
小学校休業等対応助成金(労働者を雇用する事業主の方向け)	新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため有給の休暇(年休有給休暇を除く)を取得させた企業に対して助成。(対象期間:2020年2月27日~2021年3月31日)
小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)	新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に対して支援。(対象期間:2020年2月27日~2021年3月31日)
働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)	新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークを新規で導入する中小企業事業主に対して助成。
産業雇用安定助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍志向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成。
トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)	新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方で、離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する方の早期再就職支援を図るため、一定期間(原則3か月)試行雇用する事業主に対して、試行雇用期間中の賃金の一部を助成。
(参考)持続化給付金	新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える、給付金を支給。給付終了。

資料出所 厚生労働省資料、経済産業省HPをもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

●雇用維持・継続に向け、雇用調整助成金については、大幅な特例措置がとられるとともに、雇用保険被保険者以外の労働者についても助成対象とする緊急雇用安定助成金が設けられた。続いて、感染拡大期における雇用対策の具体的な内容についてみていく。まず、雇用維持・継続に向けた支援として、雇用調整助成金については、リーマンショック期以上の大幅な特例措置がとられ、助成額の日額上限や助成率の引上げ<sup>2</sup>が行われたほか、従来、雇用調整助成金の助成対象は雇用保険被保険者のみであったところ、雇用保険被保険者以外の労働者（週労働時間20時間未満の労働者など）について助成対象とする緊急雇用安定助成金が設けられた。こうした特例が設けられた背景には、感染拡大防止のために「緊急事態宣言」が発出され、外出自粛や休業等の要請がなされるなど経済活動が人為的に一時的に抑制され<sup>3</sup>、感染拡大の影響が幅広い産業に、かつ、様々な雇用形態の労働者に及んだことがあげられる。

同時に、雇用調整助成金の特例措置に関する申請書類等については、大幅に簡素化され、事業主の申請手続の負担軽減と支給事務の迅速化が図られた。

第1-(6)-4表 感染拡大期における雇用調整助成金の特例措置

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置 (2020年4～12月の内容)
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主【全業種】
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月5%以上低下
雇用保険被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象
休業の助成率：2/3（中小）1/2（大企業）	休業の助成率：4/5（中小）2/3（大企業） ※ 解雇等を行わない場合：10/10（中小）3/4（大企業）
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,370円	休業・教育訓練の助成額の上限額は15,000円
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左+上記対象期間中の休業等の実施日数（別枠扱い）
短時間一斉休業のみ	短時間休業要件 緩和（一斉でなくても可）
休業規模要件：1/20（中小）1/15（大企業）	休業規模要件：1/40（中小）1/30（大企業）
残業相殺	残業相殺 停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3（中小）1/2（大企業） 加算額：1,200円	教育訓練の助成率：4/5（中小）2/3（大企業） ※ 解雇等を行わない場合10/10（中小）3/4（大企業） 加算額：2,400円（中小）1,800円（大企業）
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件：1か月以上1年以内

資料出所 厚生労働省資料をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 雇用保険被保険者でない労働者の休業に対しては、緊急雇用安定助成金により助成。

●雇用調整助成金等は、2020年5月から12月末までで累積2.5兆円を超える支給決定が行われ、リーマンショック期を大幅に上回っている

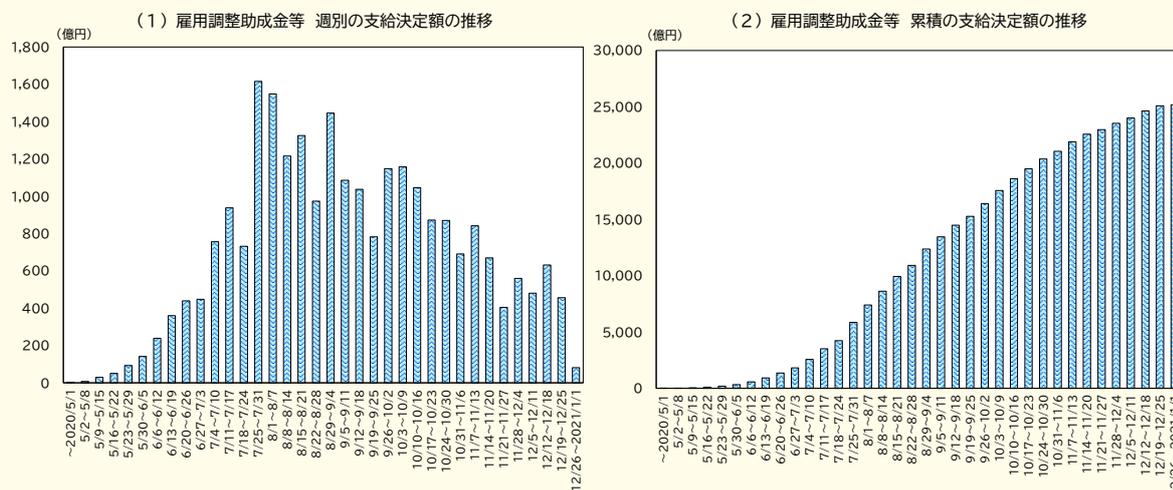
次に、厚生労働省が公表しているデータにより、雇用調整助成金等<sup>4</sup>の支給決定の状況を確認することとする。第1-(6)-5図により、2020年5月以降の雇用調整助成金等の週ごとの支給決定額の推移をみてみる。支給決定額は、2020年7月25日～7月31日の週の約1,600億円がピークとなり、おおむね10月頃まで週あたり1,000億円以上の支給を行っていたが、その後は減少傾向となっており、2020年5月以降の累積の支給決定額は、2020年12月末時点で2.5兆円を超えている。

- 2 1人1日当たり助成額の日額上限の15,000円への引上げ、解雇等を行わない中小企業の助成率の10/10への引上げは、リーマンショック期を上回る拡充措置である。
- 3 第5章でみたように全産業活動指数、第3次産業活動指数の落ち込みはリーマンショック期より感染拡大期の方が大きい。また、内閣府「令和2年度年次経済財政報告」(2020年)では、感染症の影響の大きさをGDPギャップで評価すると2020年4～6月期のマイナス幅はリーマンショック期の過去最低水準を超えており、今回のショックは極めて大きいと指摘している。
- 4 リーマンショック時の雇用調整助成金の特例措置は、付1-(6)-1表に掲載。

続いて、第1-(6)-6図は、リーマンショック期と比較してみるため経済的ショックの時点（リーマンショック期は2008年9月、感染拡大期は2020年1月）を基準月としてその後の雇用調整助成金等の月ごとの支給決定額の推移をみたものである。これによると、リーマンショック期には、ショック後12か月目の2009年9月に単月の支給決定額が約777億円でピークとなり、累積額はショック後15か月目の2009年12月時点で累計約5,300億円であった。これに対して、2020年には、ショック後7か月目の2020年8月に単月の支給決定額が約5,700億円（推計値）でピークとなり、累積額はショック後11か月時点となる2020年12月時点で累計約2.5兆円を超えている。<sup>5</sup>このように、2020年には、リーマンショック期を大幅に上回る規模とペースで雇用調整助成金等による支援が行われたことが分かる。

第1-(6)-5図 雇用調整助成金等の支給決定額の推移

- 雇用調整助成金等の週別の支給決定額の推移をみると、2020年7月25日～31日の1週間で1,600億円と最大となり、その後、減少傾向にある。
- 雇用調整助成金等の累積の支給決定額の推移をみると、2020年5月から12月末までで2.5兆円を超える給付を行っている。

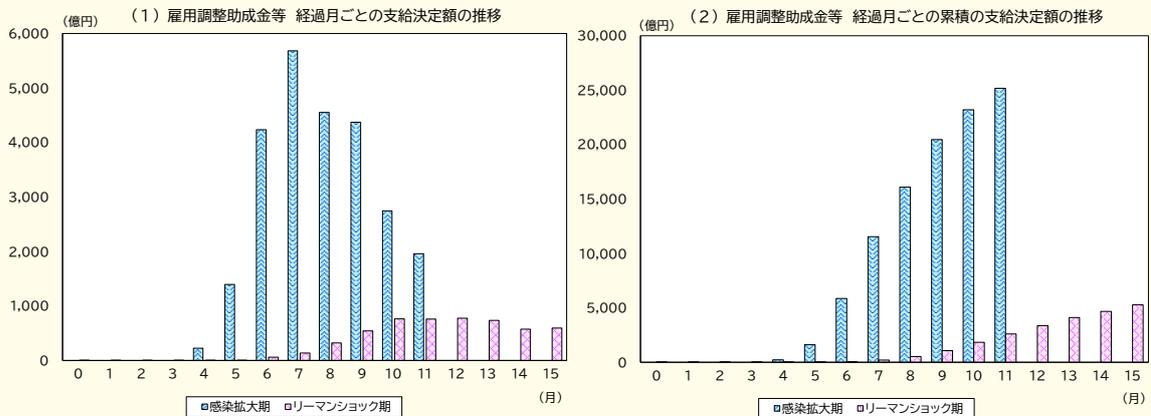


資料出所 厚生労働省公表の雇用調整助成金等の支給実績データをもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) 支給決定額は、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の合計額である。

5 第1-(6)-6図は、感染拡大期は2020年1月を、リーマンショック期は2008年9月を起点としている。また、感染拡大期は支給決定金額の公表が週別のため、月ベースの額を推計して、リーマンショック期と比較を行っている。

第 1-(6)-6 図 リーマンショック期と感染拡大期の雇用調整助成金等支給決定額の推移の比較

○ 雇用調整助成金等の月別の支給決定額の推移をみると、リーマンショック期よりも月別の最大支給決定額、支給決定額の増加ペースともに上回っており、感染拡大期には、ショック後 7 か月後（2020 年 8 月）に約 5,700 億円の支給決定を行った。



資料出所 厚生労働省公表の雇用調整助成金等の支給実績データをもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) 1) 感染拡大期の額は、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の合計額。厚生労働省資料掲載の週別データに応じた調整を行っている。  
 2) 感染拡大期は支給決定額を、リーマンショック期は支給額を記載している。  
 3) 感染拡大期は2020年1月を、リーマンショック期は2008年9月をスタート時点とし、経過月ごとに比較している。  
 4) 感染拡大期は、2020年12月までの支給実績データを示している。

●雇用調整助成金の利用状況を産業別にみると、「飲食・宿泊業」「製造業」「運輸業」等での利用が多くなっている

次に、JILPTの「第3回新型コロナウイルス感染症が企業経営に及ぼす影響に関する調査」(2021年2月調査)により、企業の雇用調整助成金等の利用状況等をみていこう。

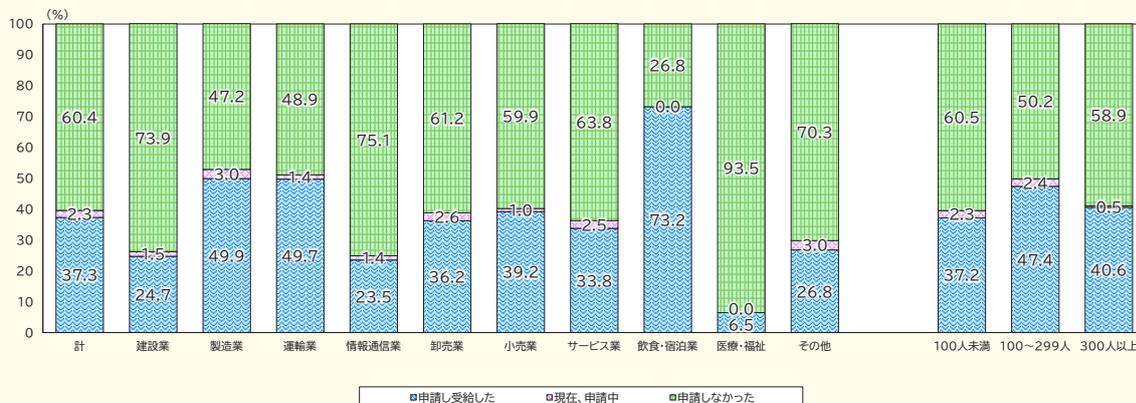
まず、第1-(6)-7図により、雇用調整助成金<sup>6</sup>の利用状況を産業別・企業規模別にみてもみる。調査産業計では、2021年2月時点で「申請し受給した」企業の割合が37.3%、「現在、申請中」の企業の割合が2.3%、「申請しなかった」企業の割合が60.4%と、約4割の企業が利用していることが分かる。産業別にみると、「飲食・宿泊業」で73.2%と約7割と高く、次いで「製造業」で49.9%、「運輸業」で49.7%と約5割に上り、以下「小売業」で39.2%、「卸売業」で36.2%となっており、感染拡大の影響を大きく受けたと考えられる産業を中心に多く利用されている。

企業規模別にみると、従業員数が「100~299人」規模の企業で47.4%、「300人以上」規模で40.6%、「100人未満」規模で37.2%の順となっており、「100人未満」規模の企業でも4割弱の企業で利用されている。

6 当該調査における雇用調整助成金の定義には、緊急雇用安定助成金も含まれている。

第1-(6)-7図 産業別・企業規模別の雇用調整助成金利用状況

- 雇用調整助成金の利用状況を産業別にみると、「飲食・宿泊業」では7割を超える企業で利用されており、「製造業」「運輸業」「小売業」「卸売業」「サービス業」の順に高くなっている。
- 雇用調整助成金の利用状況を企業規模別にみると、「100～299人」規模の企業で雇用調整助成金の利用割合が比較的高い。



資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「第3回新型コロナウイルス感染症が企業経営に及ぼす影響に関する調査」(2021年)(一次集計)結果をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 任意回答としており、無回答を除いたn数(3,196)を集計し、復元倍率を用いた補正を行っている。なお、産業ごとのサンプル数は、建設業(510)、製造業(923)、運輸業(150)、情報通信業(154)、卸売業(850)、小売業(124)、サービス業(273)、飲食・宿泊業(33)、医療・福祉(37)、その他(142)となっている。また、企業規模ごとのサンプル数は、100人未満(2,625)、100～299人(421)、300人以上(150)となっている。
- 2) 当該調査における雇用調整助成金の定義には、緊急雇用安定助成金も含まれている。

●雇用調整助成金の受給月をみると、2020年5月を受給月とした企業の割合がピークとなっており、その後減少傾向にあったが、「飲食・宿泊業」「運輸業」では2020年12月から2021年1月にかけて割合が上昇している

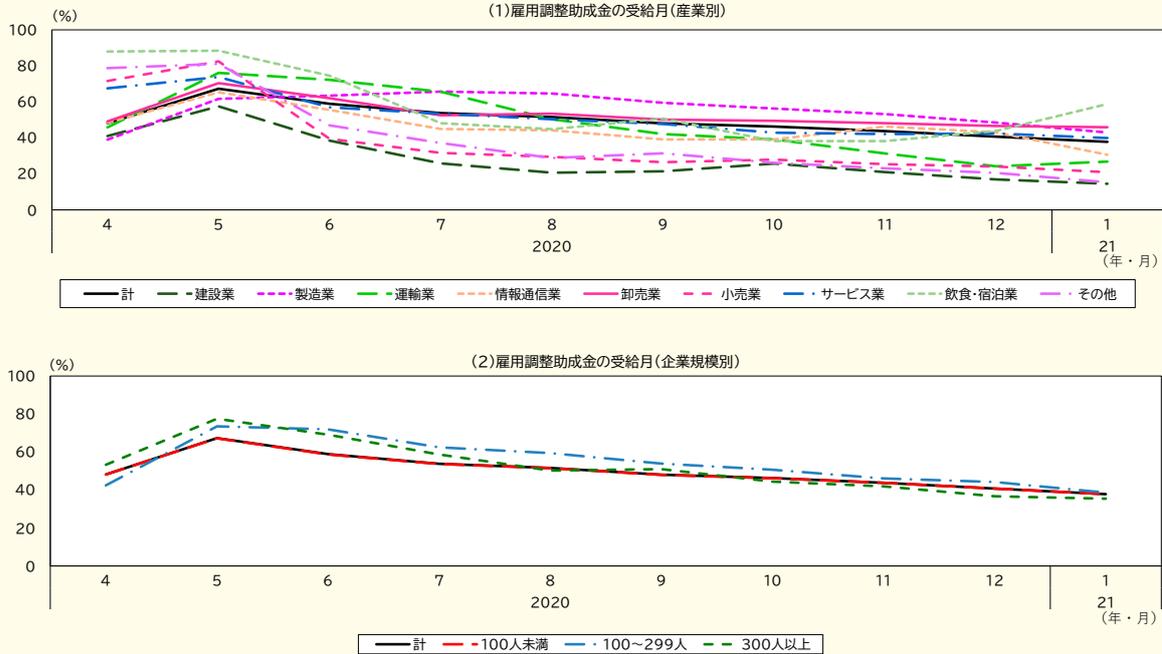
続いて、第1-(6)-8図により、産業別・企業規模別の雇用調整助成金の受給月(雇用調整助成金の受給対象となった月)についてみる。産業計をみると、1回目の緊急事態宣言が発出されていた2020年5月を受給月とした企業の割合が67.3%でピークとなっており、その後、低下傾向で推移し、2021年1月には37.8%となっている。産業別にみると、多くの産業で2020年5月の受給割合が最も高くなっており、「飲食・宿泊業」で88.4%、「小売業」で82.5%、「その他」で81.1%、「運輸業」で76.1%、「サービス業」で73.8%となっており、一方、「製造業」では2020年7月の65.7%、「医療・福祉」では6月の96.2%がピークとなっている。ピークののち、多くの産業で受給企業の割合は低下傾向となっているが、「飲食・宿泊業」「運輸業」では2020年12月から2021年1月にかけて割合が上昇しており、2021年1月の緊急事態宣言に伴う時短要請等の影響を受けている可能性がある。<sup>7</sup>

企業規模別にみると大きな差異はみられないが、4月、5月と「300人以上」規模の企業の受給割合が「100人未満」「100～299人」規模の企業よりも高かったが、その後、低下し、2020年6月以降は「100～299人」規模の企業の方が、2020年10月以降は「100人未満」規模の企業の方が、「300人以上」規模の企業より割合が高くなっている。

7 2021年1月の受給企業の割合は「飲食・宿泊業」58.8%(2020年12月43.9%)、「卸売業」45.9%、「製造業」43.0%、「サービス業」39.9%等の順に高く、また、「運輸業」は26.8%(2020年12月24.2%)となっている。

第1-(6)-8図 産業別・企業規模別の雇用調整助成金の受給月

- 雇用調整助成金の受給月についてみると、受給企業の割合は2020年5月をピークに低下傾向にあり、多くの産業でも2020年5月がピークとなっているが、「飲食・宿泊業」「運輸業」は2020年12月から2021年1月にかけては、受給企業の割合が上昇している。
- 雇用調整助成金の受給月を事業規模別にみると、大きな差異はみられないが、「300人以上」の企業では、緊急事態宣言が発出されていた5月に最も高く、その後、低下している。



資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「第3回新型コロナウイルス感染症が企業経営に及ぼす影響に関する調査」(2021年)(一次集計) 結果をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) 雇用調整助成金を申請し受給した企業における任意回答としており、無回答を除いたn数(1,217)を集計。なお、調査では、「医療・福祉」についても集計しているが、サンプル数が5と少数であることからグラフには掲載していない。

2) 当該調査における雇用調整助成金の定義には、緊急雇用安定助成金も含まれている。

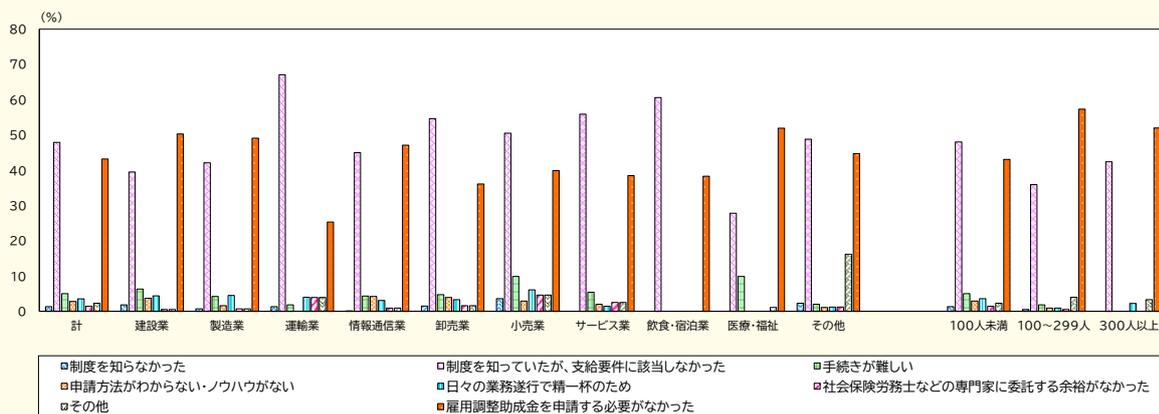
●雇用調整助成金を申請しなかった理由として、「制度は知っていたが、支給要件に該当しなかった(生産指標要件を満たしていない等)」や「雇用調整助成金を申請する必要がなかった(経営状態がよく、人手不足の状態にあった等)」と回答した企業が多かったが、大企業と比較すると小規模の企業で「制度を知らなかった」「手続きが難しい」「申請方法がわからない・ノウハウがない」と回答した企業がみられた

また、第1-(6)-9図により、雇用調整助成金を申請しなかった企業について、申請しなかった理由をみると、「制度は知っていたが、支給要件に該当しなかった(生産指標要件を満たしていない等)」と答えた企業の割合が47.9%と最も高く、次いで「雇用調整助成金を申請する必要がなかった(経営状態がよく、人手不足の状態にあった等)」が43.2%と多かった一方、「制度を知らなかった」は1.3%、「申請方法がわからない・ノウハウがない」は2.8%、「手続きが難しい」は5.0%となっている。産業別にみると、いずれの産業でも「制度は知っていたが、支給要件に該当しなかった(生産指標要件を満たしていない等)」「雇用調整助成金を申請する必要がなかった(経営状態がよく、人手不足の状態にあった等)」の割合が高いが、特に「運輸業」「飲食・宿泊業」では「制度は知っていたが、支給要件に該当しなかった(生産指標要件を満たしていない等)」の割合が、「医療・福祉」「建設業」等では「雇用調整助成金を申請する必要がなかった(経営状態がよく、人手不足の状態にあった等)」の割合が他産業

よりも高くなっている。それ以外の選択肢の割合については、「小売業」では、「制度を知らなかった」「手続きが難しい」の割合が、「医療・福祉」では「手続きが難しい」の割合が、「情報通信業」「卸売業」では「申請方法がわからない・ノウハウがない」の割合が相対的に高かった。また、企業規模別にみると、「300人以上」では、「制度を知らなかった」「手続きが難しい」「申請方法がわからない・ノウハウがない」がいずれも0.0%であったのに対し「100人未満」では、「制度を知らなかった」が1.3%、「手続きが難しい」が5.0%、「申請方法がわからない・ノウハウがない」が2.9%となっており、企業規模による差がみられた。規模の小さい企業への更なる周知、手続上の配慮が課題であることがうかがえる。

第1-(6)-9図 雇用調整助成金を申請しなかった理由（産業別・企業規模別）

- 雇用調整助成金を申請しなかった理由を産業別にみると、多くの産業で「制度は知っていたが、支給要件に該当しなかった」「雇用調整助成金を申請する必要がなかった」が多かった一方、「制度を知らなかった」「手続きが難しい」「申請方法がわからない・ノウハウがない」等は低くなっている。
- 雇用調整助成金等を申請しなかった理由を企業規模別にみると、「制度を知らなかった」は、「300人以上」で0.0%、「100～299人」で0.5%、「100人未満」で1.3%、「手続きが難しい」は、「300人以上」で0.0%、「100～299人」で1.8%、「100人未満」で5.0%、「申請方法がわからない・ノウハウがない」は、「300人以上」で0.0%、「100～299人」で0.9%、「100人未満」で2.9%であり、企業規模が小さいほどこれらの回答をした企業が多かった。



資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「第3回新型コロナウイルス感染症が企業経営に及ぼす影響に関する調査」(2021年)(一次集計)結果をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 雇用調整助成金を申請しなかった企業における任意回答としており、無回答を除いたn数(1,874)を集計し、複数回答での選択を認めている。  
2) 当該調査における雇用調整助成金の定義には、緊急雇用安定助成金も含まれている。

### ●雇用調整助成金の特例措置を活用し、従来の上限額を上回る日額単価にて助成を受ける企業が多かった

次に、厚生労働省職業安定局が雇用調整助成金等の利用状況について把握するために、2020年5～11月の間に支給決定したものについてサンプル調査を行った結果により、雇用調整助成金等の休業に関する支給決定の詳細についてみてみよう。<sup>8</sup>

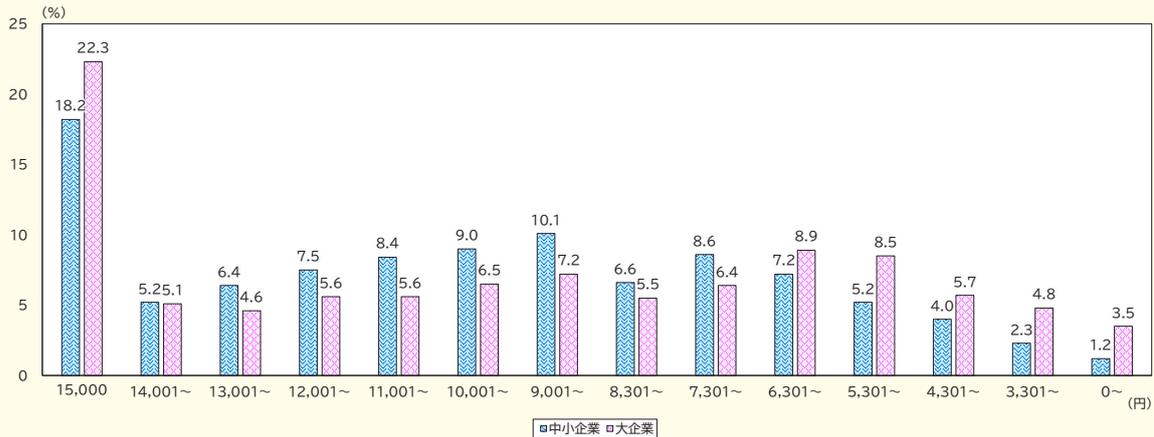
まず、図1-(6)-10図により、休業を対象とした雇用調整助成金の支給決定について助成額の日額単価(休業に係る支給決定金額を休業延べ日数(人日)で除したもの)の分布をみるため、支給決定件数全体に占める日額単価の区分ごとの件数の割合をみると、中小企業、大企

8 2020年5～11月の間に支給決定したものについてサンプル調査を実施したもので、サンプル数は161,832件である。

業ともに「15,000円（上限額）」の区分の割合が最も高く、中小企業で18.2%、大企業で22.3%となっている。また、中小企業においては、「9,001～10,000円」「10,001～11,000円」の区分でも割合が比較的高くなっている。このように、雇用調整助成金の特例措置により従来の上限額を上回る日額単価にて助成を受けている企業が多くなっている。

第1-(6)-10図 雇用調整助成金の助成額日額単価ごとの支給決定件数の割合（休業）

○ 雇用調整助成金の支給決定件数全体に占める日額単価の区分ごとの件数の割合をみると、中小企業、大企業ともに、「15,000円（上限額）」の区分の割合が最も高く、中小企業においては、「9,001～10,000円」「10,001～11,000円」の区分でも割合が比較的高くなっている。



資料出所 厚生労働省職業安定局が実施したサンプル調査をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) 1) サンプル調査は、2020年5～11月の間に支給決定したものについてサンプル調査を実施。(調査時点のサンプル数は雇用調整助成金の127,462件)  
 2) 助成額日額単価は、支給決定金額（休業）を休業延日数で割って算出している。  
 3) 産業計の結果である。

●雇用調整助成金等の助成率の区分ごとの支給決定件数の割合をみると、中小企業では助成率を10/10とする支給決定の割合が95%以上となっている

また、休業を対象とした雇用調整助成金等について助成率の区分（特例措置により大企業2/3、中小企業4/5。解雇等を行わない場合は大企業3/4、中小企業10/10。）ごとの支給決定件数の割合をみると、雇用調整助成金では、中小企業で助成率を10/10とする支給決定の割合が95.1%、助成率4/5の割合が4.9%、大企業で助成率3/4の割合が78.4%、助成率2/3の割合が21.6%となっている。また、緊急雇用安定助成金では、中小企業で助成率を10/10とする支給決定の割合が96.0%、助成率4/5の割合が4.0%であり、大企業で助成率3/4の割合が76.7%、助成率2/3の割合が23.3%となっている<sup>9</sup>（付1-(6)-2表）。このように、中小企業の95%以上、大企業でも8割弱の企業が特例措置による上限の助成率により助成を受けている。特に中小企業では解雇等を行わない場合の特例が活用され、雇用維持の努力が図られたことがうかがえる。

続いて、休業手当支払率（休業手当として平均賃金の何%相当を支払うか、労使間の協定に基づき決定された割合）の区分ごとの支給決定件数の割合をみると、休業手当支払率を100%とする支給決定の割合は、雇用調整助成金では中小企業で78.9%、大企業で56.0%、緊急雇用安定助成金では中小企業で76.0%、大企業で75.6%となっており、いずれも休業手当支

9 サンプル調査時点では大企業の休業の助成率の特例措置の上限は最大で3/4であった。

払率を100%とする支給決定が多いことが分かる（付1-(6)-3表）。このように多くの企業で雇用調整助成金の特例措置を活用し、法定の休業手当の支払率（6割以上）を上回る休業手当を支払うことで、雇用を維持し、労働者の賃金を底支えしたことがうかがえる。

### ●雇用維持等を図るため、雇用調整助成金等以外にも様々な新型コロナウイルス感染症の拡大に対応した支援策が講じられた

次に、雇用調整助成金等以外の雇用維持等の支援策についてみてみる。

事業主の都合により労働者を休業させた場合、雇用調整助成金等を活用して事業主が労働者に休業手当を支払うことが基本であるが、休業期間中の休業手当の支払を受けられなかった中小企業の労働者に対しては「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」<sup>10</sup>が創設された。また、「小学校休業等対応助成金・支援金」<sup>11</sup>「両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）」<sup>12</sup>「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」<sup>13</sup>など、感染拡大防止のための措置により育児等の理由で休業を余儀なくされた方々等を念頭に置いた支援策も新たに講じられた。さらに、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元・出向先双方の事業主に対する助成を行う「産業雇用安定助成金」が創設された。

なお、こうした雇用対策も含め、2020年の感染拡大期における企業への様々な支援策の活用状況について、JILPT「第2回新型コロナウイルス感染症が企業経営に及ぼす影響に関する調査」（2020年10月調査）によりみてみると、「政策金融公庫や民間金融機関のコロナ特別貸付やセーフティネット保証等による資金繰り支援」「持続化給付金」「雇用調整助成金」の順で企業が利用している割合が高く、3割を超えている。また、「小学校休業等対応助成金」「働き方改革推進支援助成金」<sup>14</sup>も一定割合の企業で利用されたことが分かる（付1-(6)-4表）。<sup>15</sup>

- 
- 10 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった者に対し、当該労働者からの申請により支援・給付。当初は中小企業の労働者のみを対象としていたが、大企業のシフト労働者等についても2020年4月1日～6月30日及び2021年1月8日～6月30日の休業が対象に拡大された。（2021年5月末時点）
- 11 「小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（年休有給休暇を除く）を取得させた企業に対して助成。「小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に対して支援。
- 12 「両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）」は、新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、有給休暇を取得して介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に対して助成。
- 13 「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」は、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、妊娠中の女性労働者に有給の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた企業に対して助成。
- 14 「働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）」は、新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークを新規で導入する中小企業事業主に対して助成。
- 15 JILPTの「新型コロナウイルス感染症が企業経営に及ぼす影響に関する調査」では、各種支援策の利用状況を詳細に調べているのは第2回調査までのため、第2回調査結果を記載している。

●雇用調整助成金等による雇用維持だけでなく、やむを得ず職を失われた方等への再就職支援等の支援策や雇用対策以外にも仕事や生活を支えるための支援等も講じられた

こうした雇用調整助成金等による雇用維持等の支援策だけでなく、やむを得ず職を失われた方等への再就職等の支援策も講じられた。具体的には、ハローワークの相談体制の強化、雇用保険の給付日数を延長できる特例措置などリーマンショック期にも実施された施策のほか、雇用保険を受給できない求職者を対象とする求職者支援制度の拡充、トライアル雇用助成金の拡充（感染拡大の影響で離職した者を試行雇用する事業主に対する助成）など、更なる支援策も講じられた。これらの支援策は、今般の経済的ショックにより女性や学生等のパート・アルバイトなど非正規雇用労働者の雇用が大きな影響を受けている状況に対応したものといえる。

こうした雇用対策以外にも仕事や生活を支えるための支援として、生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金・総合支援資金）の拡充や、生活困窮者自立支援制度に基づく住居確保給付金の要件緩和、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の給付、社会保険料等の支払の猶予などが講じられた。以上のように、2020年の感染拡大期には、リーマンショック期以降に大きな展開がみられた雇用対策等を基盤として、その上に今般の経済的ショックの特徴を捉えて特に大きな影響を受けた産業の企業や属性の労働者について雇用維持・確保を実現できるよう雇用対策が展開されたことが分かる。

## 第3節 感染拡大期における雇用調整助成金等の効果

### ● 先行研究によると、雇用調整助成金等により企業の人員削減が緩和される効果が示唆されている

本節では、感染拡大期における雇用対策の中でも雇用維持に特に重要な役割を果たしたと考えられる雇用調整助成金等の効果について分析する。雇用調整助成金等の支給により、完全失業率を何%ポイント程度抑制する効果があったのか、いくつか仮定を置きながら、推計を試みたい。

最初に、雇用調整助成金等による個別企業での雇用維持に関する効果について検証した分析事例をみることにする。<sup>16</sup>小林（2021）JILPTリサーチアイ（第53回）では、JILPTの企業パネル調査（「第2回新型コロナウイルス感染症が企業経営に及ぼす影響に関する調査」）の結果に基づき、傾向スコアマッチング<sup>17</sup>の分析枠組みを用いて、雇用調整助成金を含む各種の政府支援策<sup>18</sup>の申請をしている企業において、そうでない企業と比較して人員減少の状況が緩和されているかどうかを確認している。その結果、雇用調整助成金を含む各種支援策の申請済みの企業では、申請後に人員減少の状況が緩和され、さらに、その効果は申請月の次月の時点よりも、2か月後の時点においてより大きいことが確認された。このことから、雇用調整助成金について、人員減少を緩和する効果が認められるとともに、時間とともに当該効果がより明確になることが示唆されたとしている。

また、酒光（2021）JILPTリサーチアイ（第58回）では、JILPTの同調査の結果に基づき、雇用調整助成金を利用した場合の雇用への影響について、非正社員、派遣労働者については、雇用調整助成金利用企業が雇用を減らしている傾向がみられ、これには、雇用調整の必要性の高い企業ほど雇用調整助成金を利用していることが反映されていると考えられると指摘している。一方、正社員については、雇用調整助成金利用企業で雇用を減らしているという傾向はみられないことから、雇用調整助成金は、正社員に対しては一定の雇用維持効果をもっている可能性があるとして指摘している。

以上の2つの分析結果は、雇用調整助成金により個別企業での人員削減が緩和される効果を示唆している。

次に、内閣府（2021）では、雇用調整助成金等の支給による労働市場全体での雇用維持の効果を試算しており、試算の結果は相当の幅を持ってみるべきとしつつ、完全失業率抑制効果が

16 小林徹「新型コロナウイルス流行下（2020年2～9月）の企業業績と雇用—「第2回新型コロナウイルス感染症が企業経営に及ぼす影響に関する調査」二次分析—」（JILPTリサーチアイ第53回）（2021年2月3日）及び酒光一章「新型コロナ感染症拡大下における雇用調整助成金利用企業の特徴と助成金の効果—JILPT企業調査二次分析—」（JILPTリサーチアイ第58回）（2021年4月2日）の分析結果について紹介する。

17 傾向スコアマッチングは、統計的因果推論の手法の一つであり、政策の実施とその効果の因果関係を適切に検証する目的で用いられる。ここでは、企業の属性や業績に基づき、雇用調整助成金の支援策を申請する確率を推定し（傾向スコアという）、この傾向スコアを用い、実際に雇用調整助成金を含む支援策を申請した企業とそれらに企業属性や業績状況に近いが、支援策を申請していない企業について人員の減少状況を比較することで、支援策の効果を検証している。

18 「雇用調整助成金」のほか、「持続化給付金」「休業協力金以外の給付金」「資金繰り支援」について支援策の効果を検証し、いずれの支援策も人員減少の緩和が確認されている。

あったと試算している。<sup>19</sup>

- 雇用調整助成金等による完全失業率抑制効果は、一定の仮定の下に推計すると、相当の幅をもって見る必要があるが、雇用調整助成金により2.1%ポイント程度、緊急雇用安定助成金により0.5%ポイント程度、合計2.6%ポイント程度と見込まれ、リーマンショック期以上に雇用の維持に役割を果たしたことが示唆される

では、雇用調整助成金等の支給により、労働市場全体ではどの程度の雇用維持の効果があったといえるだろうか。ここで、雇用調整助成金等の支給により完全失業率の上昇がどの程度抑制されたかについて推計を行う。雇用調整助成金等による完全失業率の抑制効果の推計に当たっては、厚生労働省職業安定局が2020年5～11月の間に支給決定した助成金の活用状況を調べるために実施した雇用調整助成金等に関するサンプル調査を集計したデータ（以下「サンプル調査」という。）及び厚生労働省が公表している雇用調整助成金等の総支給額（累積支給額）のデータを用いている。推計対象の期間は、2020年4～10月の7か月間<sup>20</sup>とし、この期間を通じた抑制効果を推計している（推計方法の詳細は付注1）。具体的な推計方法としては、雇用調整助成金等について、まず、推計対象の期間中のサンプル調査の支給決定金額をサンプル調査の休業支給日数（人日）で除することでサンプル調査の1人1日当たり支給決定額を推計する。次に、推計対象の期間中に休業等が実施されたことにより支給されたとみなされる雇用調整助成金等の支給総額を、このサンプル調査を元に推計した1人1日当たり支給決定額で除することで延べ休業日数を算出する。さらに、延べ休業日数を対象とする判定基礎期間（4～10月）の月数（7か月）で除することで月平均延べ休業日数を算出する。この月平均延べ休業日数を労働者の月平均所定労働日数で除することで、月換算の月平均対象者数を算出する。最後に、月換算の月平均対象者数を2020年4～10月の労働力人口で除することで雇用調整助成金等による月平均の完全失業率の抑制効果を算出する。雇用調整助成金等の完全失業率の抑制効果は、仮に雇用調整助成金等の支給がなければ、この月換算の雇用調整助成金等の対象者が全て失業したと想定して推計している。

このように、本推計は、一定の仮定の下に推計したものであり、相当の幅をもって見る必要があるが、推計の結果によると、雇用調整助成金の支給により2020年4～10月中の完全失業率が2.1%ポイント程度抑制されたと見込まれる。また、緊急雇用安定助成金について同様に推計すると、緊急雇用安定助成金の支給により、2020年4～10月の完全失業率が0.5%ポイント程度抑制されたと見込まれ、この効果を含めた雇用調整助成金等による完全失業率の抑制効

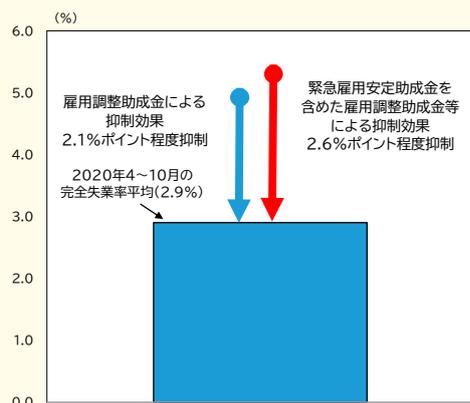
19 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）「日本経済2020-2021」（2021年）。厚生労働省が公表している雇用調整助成金等の累積支給決定額を基に、厚生労働省「令和2年度雇用政策研究会第2回資料」（2020年4～8月の間に行われた雇用調整助成金等の支給決定についてサンプル調査を行った結果を基に推計された助成金の活用状況等が掲載）から得られる休業者1人1日当たりの平均支給金額を活用し、毎月勤労統計調査の常用雇用者数等の統計データ、過去に実施されたJILPTの雇用調整助成金の活用に関するアンケート調査等を用いて、雇用調整助成金等がない場合の完全失業率を機械的に算出している。その結果、試算の結果は相当の幅を持ってみるべきとしつつ、2020年第Ⅱ四半期から第Ⅳ四半期までの各四半期に完全失業率は2～3%ポイント程度（最大は第Ⅱ四半期の3%ポイント程度）抑制されたと見込まれるとしている。

20 厚生労働省職業安定局が実施したサンプル調査では、判定基礎期間が4～11月の8か月間を対象のものを調査しているが、判定基礎期間が11月のものは件数が少なく（雇用調整助成金等の全体のサンプル数が163,732件のうち42件）、本推計の対象期間から除外し、推計対象の期間については、4～10月までとした。

果は2.6%ポイント程度と見込まれる。<sup>21</sup>

### 第1-(6)-11図 雇用調整助成金等による完全失業率抑制効果

- 雇用調整助成金等による完全失業率抑制効果を推計した結果によると、一定の仮定の下に試算したものであるため、相当の幅をもって見る必要があるが、雇用調整助成金の支給により、2020年4～10月の完全失業率が2.1%ポイント程度抑制されたと見込まれる。
- 雇用保険被保険者以外の労働者を助成対象とする緊急雇用安定助成金について、同様に試算すると、緊急雇用安定助成金の支給により、2020年4～10月の完全失業率が0.5%ポイント程度抑制されたと見込まれ、この効果を含めた雇用調整助成金等の完全失業率の抑制効果は2.6%ポイント程度と見込まれる。



#### 具体的な推計方法

※2020年4～10月の7か月間を推計対象の期間とし、この期間を通じた抑制効果を推計

#### (1)1人1日当たり平均支給額

サンプル調査の1人1日当たり平均支給額(円/人日) = サンプル調査の支給決定金額 ÷ サンプル調査の休業支給日数(人日)

#### (2)期間中の支給総額

サンプル調査の判定基礎期間と支給決定日の関係からみると、10月までが判定基礎期間であるものは平均すると2020年12月未までに支給決定がなされたものとみなせるため、2020年12月未までの支給総額を使用。

#### (3)月平均延べ休業日数

月平均延べ休業日数 = 期間中の支給総額 ÷ サンプル調査の1人1日当たり平均支給額 ÷ 7  
 ※判定算定基礎期間4～10月を対象としているため、7で除している。

#### (4)月換算の月平均対象者数

月換算の月平均対象者数 = 月平均延べ休業日数 ÷ 月平均所定労働日数  
 ※月平均所定労働日数は厚生労働省「令和2年就労条件総合調査」の年間休日総数(労働者平均)を用いて算出。

#### (5)完全失業率の抑制効果

月平均の完全失業率の上昇抑制効果 = 月換算の月平均対象者数 ÷ 月平均労働力人口(2020年4～10月平均)  
 ※雇用調整助成金等の支給がなかった場合に、その対象者が全て完全失業者になると想定。

資料出所 厚生労働省公表の雇用調整助成金等の支給実績データ、厚生労働省職業安定局が実施したサンプル調査、厚生労働省「就労条件総合調査」、総務省統計局「労働力調査(基本集計)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて推計

以上の推計によると、雇用調整助成金の支給による2020年4～10月中の完全失業率の抑制効果は2.1%ポイント程度と見込まれる一方、リーマンショック期の雇用調整助成金の完全失業率の抑制効果の試算例では、最大でも1%ポイント程度であったと推計されている。<sup>22</sup>本章における推計では、こうした過去の試算例と使用するデータ等が異なり、また、月別の完全失業率の抑制効果ではなく、限られた期間における月平均の完全失業率の抑制効果を推計しているため、単純比較はできないことに留意する必要があるが、今回の雇用調整助成金の特例措置による企業への支援がリーマンショック期以上に雇用の維持に役割を果たしたことが示唆される。

21 本白書の雇用調整助成金等の効果の推計は、死荷重や置換効果の影響は考慮していない点に留意が必要である。

22 内閣府「平成24年度年次経済財政報告」(2012年)では2009年後半の完全失業率を最大で1%ポイント程度抑制、内閣府政策統括官(経済財政分析担当)「日本経済2012-2013」(2012年)では、2009年後半の完全失業者数を30～70万人程度減少させ、完全失業率を0.5～1.0%ポイント程度抑制したと推計している。また、JILPT「雇用調整助成金の政策効果に関する研究」(2017年)では、リーマンショック期は、雇用調整助成金の失業抑制効果の推計効果が最も高い2009年4～6月期において、完全失業者数30～40万人程度、完全失業率0.8～1.0%ポイント程度の失業抑制効果があったと試算している。

## 第4節 小括

これまでみてきたように、感染拡大期の2020年においては、雇用や生活を守るために雇用調整助成金等をはじめとした様々な雇用対策等が実施されてきた。雇用・失業情勢には依然として厳しさがみられるものの、今回の経済的ショック前の労働市場が人手不足基調にあったこと等もあり、第5章でみたように、リーマンショック期と比較して完全失業率の上昇が緩やかなものにとどまっていることなどをみると、こうした雇用対策が労働者の雇用や生活を守ることに大きな役割を果たしたものと考えられる。

他方で、第2章において2020年には転職者数が、「より良い条件の仕事を探すため」を理由とした転職者の減少等により、大幅に減少していることを確認したが、雇用調整助成金等については、助成金を支給しなくても事業主が雇用を維持するつもりだった場合に助成金の支給が失業件数の削減効果にはつながらない（死荷重（deadweight））といった指摘や、景気が回復しても助成金なしでは存続が難しい仕事が助成金で維持される場合に成長分野への労働移動等、円滑な産業調整を遅らせることになる（置換効果（displacement effects））といった指摘がある。<sup>23</sup>また、長期間にわたり休業による雇用維持を図り続けることについては、働き手の能力が十分に発揮されず、経済社会の中での活躍の機会が得られないこと等の懸念もある。

さらに、第1-(6)-12図により、雇用安定資金及び失業等給付に係る積立金の残高の推移をみると、雇用調整助成金による多額の支出により、雇用調整助成金の財源である雇用安定資金の残高や、雇用調整助成金の財源として同資金に貸し出している失業等給付に係る積立金の残高は著しく減少しており、雇用保険財政はひっ迫しつつある。こうした負担の在り方が今後の課題とされている。

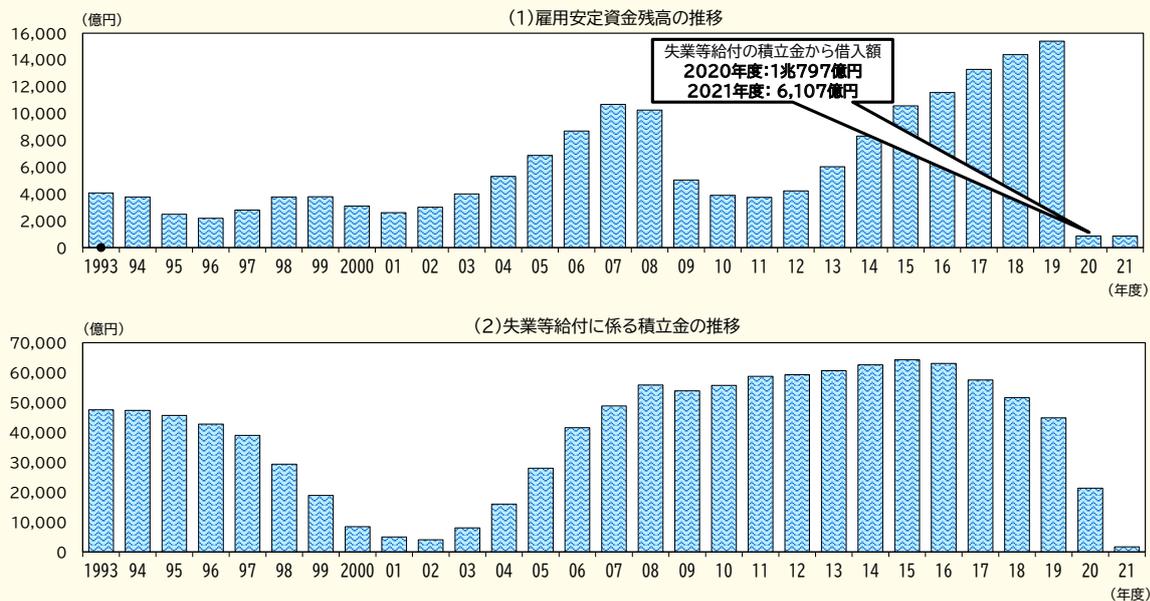
今後は、雇用調整助成金等により雇用維持を支援するとともに、労働移動への支援の充実が求められる。

---

23 OECD「Back to Work: Japan : Improving the Re-employment Prospects of Displaced Workers (2015年)」。OECDがリーマンショック期の失職者（景気悪化等により離職を余儀なくされた者）に対する日本の雇用政策について、調査分析を行った報告書。

第1-(6)-12図 雇用安定資金残高と失業等給付に係る積立金の推移

○ 雇用調整助成金の財源（雇用安定資金残高）や失業等給付の積立金（雇用調整助成金の財源として貸出し）の残高は著しく減少している。



資料出所 厚生労働省資料をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 雇用安定資金残高は、2019年度までは決算値、2020年度は三次補正後予算ベース、2021年度は予算ベースである。失業等給付に係る積立金から借り入れた額（2020年度：1兆797億円（二次補正5,000億円、三次補正5,797億円）、2021年度：6,107億円）を織り込んだ額となっている。
- 2) 失業等給付に係る積立金残高は、2019年度までは決算値、2020年度は三次補正後予算ベース、2021年は予算ベースである。また、雇用安定資金に貸し出した額（2020年度：1兆797億円、2021年度：6,107億円）を織り込んだ額となっている。

## コラム1-3 在籍型出向について

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中で、雇用調整助成金について、前例のない特例措置を講じて、休業等による労働者の雇用維持を強力に支援してきている。

一方で、感染拡大下でも人材を求める産業、企業は多数存在しており、休業が長期化することにより、望ましい労働移動を阻害することなども懸念される。

こうした状況に対応するためには、休業による雇用維持の支援だけではなく、「在籍型出向」を活用した雇用の維持への支援も行うことにより、バランスの取れた形で雇用対策を講じていくことが重要である。雇用調整助成金にも出向助成があるが、在籍型出向支援を進めるため、産業雇用安定助成金を創設している。

### 在籍型出向とは

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務することをいう。

### 在籍型出向の具体的事例

- 観光客の激減により打撃を受けている旅行代理店から、従業員の育児休業取得により1年間の有期雇用で働いてくれる人材を探していた保育園へ出向したケースがある。異なる分野での在籍型出向であり、出向労働者は出向先でこれまでとは異なる新たな職業経験が蓄積されることとなる。
- 訪日外国人旅行者を専門としている観光バス会社は、感染拡大下でインバウンド需要が減少し一時的に雇用が過剰となったが、今後、需要が回復した際に新たに人材を確保することが難しいと判断し、運転手である従業員を、慢性的に人手が不足していた精密部品輸送会社のトラック運転手として5か月間出向させたケースがある。これまで培ってきた運転技術・経験が出向機会の成立に十分に活かされることとなる。

### 在籍型出向のメリット

- 出向元企業にとっては、自社にとって必要な技術・ノウハウを持つ労働者について、業績が回復するまでの間、雇用を守ることができる。
- 出向先企業にとっては、人材の確保の手段として、在籍型出向という選択肢が一つ加わるとともに、他企業から従業員を受け入れることで、職場の活性化や生産性の向上効果が期待できる。
- 出向する労働者にとっては、雇用が維持されるほか、新たな業種や異なる職場文化において働く経験を積むことにより、職業能力の向上が期待できる。

**在籍型出向支援策**

- 「産業雇用安定助成金」により、出向に要した経費の一部を出向元と出向先の双方に対して助成
  - ・ 出向元企業だけでなく、出向先企業にも助成
  - ・ 出向期間中の賃金や教育訓練経費などに対して助成率が最大9/10（日額上限1人1日あたり12,000円）
  - ・ 出向の成立に要した初期経費に対して1人あたり最大15万円を助成
- 全国47都道府県にある「産業雇用安定センター」で出向マッチングを無料で実施
  - ・ 一時的に雇用過剰となった企業（送出企業）と人手不足等の企業（受入企業）双方からの相談に対応
  - ・ 幅広い業種の企業出身者が専任コンサルタントとしてマンツーマンでサポート
- 全国47都道府県に「在籍型出向等支援協議会」を設置し、地域連携により出向を支援
  - ・ 在籍型出向を地域に浸透させるため、労使団体や自治体等をメンバーとする協議会を設置・開催し、関係機関が連携して、在籍型出向のノウハウ・好事例の共有、送り出し企業や受け入れ企業の開拓等を推進

# 第Ⅱ部

**新型コロナウイルス感染症の  
感染拡大が労働者の働き方に  
及ぼした影響に関する課題**



第Ⅰ部「労働経済の推移と特徴」では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、企業の事業活動の制限や人々の消費行動の抑制・変化を通じて雇用・労働に及ぼした影響について分析を行った。その結果、主に2020年4月の緊急事態宣言の発出以降の外出自粛や休業の要請等により、「宿泊業、飲食サービス業」等の産業で働く女性の非正規雇用労働者等を中心に、雇用や賃金等の減少といった影響が及んでいることが分かった。他方で、今般の感染拡大は、労働者によって異なる影響を及ぼしていることにも着目していく必要がある。

まず、2020年4-5月の緊急事態宣言下においては、休業要請等の対象となった事業者が存在する一方で、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については事業の継続が求められた。こうした事業者の中でも、例えば、保健医療や介護・福祉の分野においては、新型コロナウイルス感染症の感染者への対応はもとより、日頃から患者や利用者等と直接接するために感染防止対策の徹底を求められ、そこで従事する労働者の負担が平常時よりも増大したことが考えられる。また、第Ⅰ部第5章でみたように、小売業のうちの食品スーパーやドラッグストアなど一部の業態では、いわゆる「巣ごもり需要」や感染防止対策による消費の変化（食料品、マスク等保健用消耗品等の需要増）を受けて業務量が増大し、従事する労働者の負担が増大したことが考えられる。このように、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務においては、業務の性質上、感染リスクを強く感じながらも、社会的な必要性から現場で働くことを続けていた労働者が多く存在している。こうしたことから、第Ⅱ部第1章では、感染拡大下において業務の継続を求められた労働者の働き方について、その実態を明らかにするとともに、こうした危機下においても労働者が安心して意欲をもって働き続けられるような方策について考察する。

また、同じく2020年4-5月の緊急事態宣言下においては、政府から事業者に対して「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）を強力に推進することが求められ、その間を中心にテレワークが急速に普及した。しかしながら、緊急事態宣言の解除以降、今般の感染拡大を機にテレワークを導入した企業の労働者を中心にテレワークをしなくなった者もみられる。テレワークは感染拡大防止の観点だけでなく、働き方改革の観点からも推進が求められる働き方であり、我が国の働き方として更に定着させていくことが重要である。第Ⅱ部第2章では、感染拡大下におけるテレワークの実施状況等を踏まえつつ、テレワークの定着に向けた課題について考察する。

# 第1章

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下において 業務の継続を求められた労働者の働き方について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においては、2020年4月から5月にかけて新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、外出自粛や休業等の要請が行われた。第Ⅱ部第2章でみるように、同期間においてテレワークの実施が急速に広まった一方で、緊急事態宣言下においても国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務のために引き続き出勤しての業務の継続が求められた労働者も存在した。こうした労働者は、その仕事の重要性が再認識され、業務の性質上、感染リスクが高いことや、感染拡大下において業務が増大したこと、通常の業務に加えて感染防止のための対応が求められたことなどによる負担の増大などについて指摘され、社会的に注目された。その一方で、そうした業務の負担に対して、労働条件、処遇等が見合っていないのではないかと指摘もあった。こうした状況を踏まえ、本章では、感染拡大下においても業務の継続を求められた労働者について、まず、平常時の状況を概観した上で、感染拡大下においてこうした労働者がどのように働き、どのような点を負担に感じていたのか、また、企業・施設がどのような対策をとり、どのような効果があったのかについて分析する。これを通じて、感染拡大の状況が依然として予断を許さない中で、危機下にあっても国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務が継続されるよう、労働者が意欲を持って働き続けられるために、労働者の安全の確保、負担の軽減など企業・施設に望まれる取組について考察する。

具体的には、第1節「分析対象とする労働者の範囲」において、本章でとりあげる労働者の範囲を整理した後、第2節「分析対象労働者の概況」において、こうした労働者の雇用者数、雇用形態、職種、賃金の状況などについて概観する。続いて、第3節「分析対象労働者の働き方に関する変化・課題」において、感染拡大下において対象労働者の働き方に生じた変化とそれに伴う課題についてみた上で、第4節「勤め先の取組と分析対象労働者への影響」において、これらの課題に対して勤め先の企業や施設が行った取組やそれによる効果について分析する。

### 第1節 分析対象とする労働者の範囲

- 本章では、基本的対処方針で定められた「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」を参考に分析対象業種・労働者を選定し、中でも「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」の3業種について重点的に分析する

本章の分析では、感染拡大下においても国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行うため、業務の継続を求められた労働者の感染拡大下における働き方の実態を分析するため、分析対象とする労働者の範囲については、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が策定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）において、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者として定められた「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」として掲げられた事業分野を基礎として、分析対象とする業種・労働者を第2-(1)-1表、第2-(1)-2表のとおり選定した。

第2-(1)-1表 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抄）

- 政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が策定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」について、下表のとおり定められた。

**「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」**

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

**1. 医療体制の維持**

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

**2. 支援が必要な方々の保護の継続**

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

**3. 国民の安定的な生活の確保**

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ①インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ②飲食物品供給関係（農業・林業・漁業、飲食物品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

**4. 社会の安定の維持**

- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ①金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ②物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦育児サービス（託児所等）

**5. その他**

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

資料出所 新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日）をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成。

第2-(1)-2表 本章において分析対象とする業種・労働者について

- 第Ⅱ部第2章の分析では、感染拡大下においても国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行うため業務の継続を求められた労働者の感染拡大下における働き方の実態を分析するため、基本的対処方針に「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」として掲げられた事業分野を基礎として、分析対象とする業種・労働者を選定した。
- 具体的には、「平成26年経済センサス-基礎調査」の産業小分類の業種のうち、上記の事業分野に該当すると考えられるものを選定した上で、それらの産業小分類の業種ごとの従業員数を、当該小分類が含まれる産業中分類の業種の括りの中で合計し、当該中分類について、従業員数が多い順に並べた。その上で、従業員数が多い上位25業種（第2-(1)-3表参照）を「分析対象業種」とするとともに、当該業種に従事する労働者を「分析対象労働者」として分析を行った。
- 業種別の括りとしては、第2-(1)-3表のとおり、「分析対象業種」を産業大分類の区分を基本としてまとめた区分によることとした。特に、このうち感染拡大下において社会的に注目された「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」（「各種商品小売業」「織物・衣服・身の回り品小売業」「飲食料品小売業」「その他の小売業」の合計）の3業種の労働者については大分類よりも区分を細かくして重点的に分析した。
- また、職業別の括りとしては、基本的には職業大分類の区分によりつつ、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」について詳細に分析する場合には、就業構造基本調査の職業詳細区分を用い、これら3業種それぞれで労働者数が多い第2-(1)-4表に示す職種区分により分析を行った。

業種については、第2-(1)-3表の（1）のとおり、「平成26年経済センサス-基礎調査」の産業小分類の業種の中から、基本的対処方針で定められた「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」に該当すると考えられるものを選定した上で、それらの産業小分類の業種ごとの従業員数を、当該小分類が含まれる産業中分類の業種の括りの中で合計し、当該中分類について、従業員数が多い順に並べた<sup>1</sup>。その上で、この中分類の業種ごとの従業員数が多い上位25業種を「分析対象業種」とするとともに、当該業種に従事する労働者を「分析対象労働者」として分析を行った。

業種別の括りとしては、同表の（2）のとおり、「分析対象業種」を産業大分類の区分を基本としてまとめた区分によることとした。特に、「分析対象業種」のうち、業務上、患者、利用者、消費者等と対面で接することから感染リスクが比較的高いと考えられ、その負担の増大が社会的に注目された業種として「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」（「各種商品小売業」「織物・衣服・身の回り品小売業」「飲食料品小売業」「その他の小売業」の合計）の3業種（以下「重点的に分析を行う3業種」という。）の労働者については大分類よりも区分を細かくして重点的に分析することとした。本章における業種の表記については、特記しない限り、上記の独自の業種区分によるものであることに留意されたい。

また、職種別の括りとしては、第2-(1)-4表に示すとおり、基本的には職業大分類の区分により分析を行ったが、重点的に分析を行う3業種について詳細に分析する場合は、就業構造基本調査の職業詳細区分を用い、これら3業種それぞれで労働者数が多い同表に示す職種区分により分析を行った。

1 各業種における産業小分類ごとの従業員数については付2-(1)-1表を参照。

第2-(1)-3表 業種別の分析を行う際の業種区分

(1) 「平成26年経済センサス-基礎調査」の従業員数

	産業中分類	「平成26年経済センサス-基礎調査」の従業員数（基本的対処方針に掲げられた事業者該当すると考えられる小分類のみの合計）
1	医療業	4,030,180
2	社会保険・社会福祉・介護事業	3,742,548
3	飲食店	3,134,154
4	飲食料点小売業	3,054,366
5	総合工事業	1,722,056
6	道路貨物運送業	1,696,190
7	その他の事業サービス業	1,394,177
8	食料品製造業	1,273,368
9	その他の小売業	1,143,769
10	洗濯・理容・美容・浴場業	1,076,615
11	設備工事業	935,954
12	職別工事業（設備工事業を除く）	864,701
13	飲食料品卸売業	808,991
14	織物・衣服・身の回り品小売業	727,973
15	宿泊業	694,799
16	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	644,907
17	持ち帰り・配達飲食サービス業	587,752
18	道路旅客運送業	556,821
19	その他の卸売業	499,165
20	銀行業	427,768
21	機械器具卸売業	403,950
22	繊維工業	399,914
23	各種商品小売業	392,244
24	運輸に附帯するサービス業	367,446
25	廃棄物処理業	323,412

(2) 分析対象業種の一覧

分析対象業種（産業中分類） （左図の産業中分類を並び替えたもの）	業種別の分析を行う際の業種区分
医療業	医療業
社会保険・社会福祉・介護事業	社会保険・社会福祉・介護事業
各種商品小売業	小売業（生活必需物資等）
織物・衣服・身の回り品小売業	
飲食料品小売業	
その他の小売業	
総合工事業	建設業（総合工事業等）
職別工事業（設備工事業を除く）	
設備工事業	
食料品製造業	製造業（生活必需物資等）
繊維工業	
道路旅客運送業	運輸業（道路旅客・貨物運送業等）
道路貨物運送業	
運輸に附帯するサービス業	
飲食料品卸売業	卸売業（生活必需物資等）
機械器具卸売業	
その他の卸売業	
銀行業	銀行・保険業
保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	
宿泊業	宿泊・飲食サービス業
飲食店	
持ち帰り・配達飲食サービス業	
洗濯・理容・美容・浴場業	生活関連サービス業
廃棄物処理業	サービス業（廃棄物処理業等）
その他の事業サービス業	

資料出所 総務省統計局「平成26年経済センサス-基礎調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 基本的対処方針に掲げられた事業者該当する産業小分類の業種ごとの従業員数をその上位の中分類の業種ごとに合計し、中分類ごとの従業員数が多い上位25業種を選定（ただし、公務は除く）。  
2) 該当する産業小分類も含めた詳細な分析対象業種の一覧は付2-(1)-1表を参照。

第2-(1)-4表 職種別の分析を行う際の職種区分

分析対象職種の一覧

業種別の分析を行う際の業種区分	分析対象業種（産業中分類）	職種別の分析を行う際の職種区分
医療業	医療業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療業の看護師（准看護師を含む）</li> <li>・医療業のその他の保健医療従事者（栄養士、薬剤師、保健師、臨床検査技師等）</li> <li>・医療業の一般事務従事者</li> <li>・その他の保健医療サービス職業従事者（看護助手、歯科助手等）</li> <li>・医師</li> <li>・医療業のその他（上記5職種以外の職種）</li> </ul>
社会保険・社会福祉・介護事業	社会保険・社会福祉・介護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス職業従事者</li> <li>・社会福祉専門従事者（保育士等）</li> <li>・社会保険・社会福祉・介護事業の一般事務従事者</li> <li>・その他のサービス職業従事者（※）</li> <li>・社会保険・社会福祉・介護事業の看護師（准看護師を含む）</li> <li>・社会保険・社会福祉・介護事業のその他（上記5職種以外の職種）</li> </ul>
小売業（生活必需物資等）	各種商品小売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品販売従事者</li> <li>・食料品製造従事者（※）</li> <li>・小売業（生活必需物資等）の一般事務従事者</li> <li>・その他の運搬・清掃・包装等従事者（※）</li> <li>・運搬従事者</li> <li>・小売業（生活必需物資等）のその他の保健医療従事者（薬剤師等）</li> <li>・営業職業従事者</li> <li>・営業・販売事務従事者</li> <li>・紡績・衣服・繊維製品製造従事者（※）</li> <li>・小売業（生活必需物資等）のその他（上記以外の職種）</li> </ul>
	織物・衣服・身の回り品小売業	
	飲食料品小売業	
	その他の小売業	
建設業（総合工事業等）	総合工事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的・技術的職業従事者</li> <li>・事務従事者</li> <li>・販売従事者</li> <li>・サービス職業従事者</li> <li>・保安職業従事者</li> <li>・生産工程従事者</li> <li>・輸送・機械運転従事者</li> <li>・建設・採掘従事者</li> <li>・運搬・清掃・包装等従事者</li> </ul>
	職別工事業(設備工事業を除く)	
	設備工事業	
製造業（生活必需物資等）	食料品製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的・技術的職業従事者</li> <li>・事務従事者</li> <li>・販売従事者</li> <li>・サービス職業従事者</li> <li>・保安職業従事者</li> <li>・生産工程従事者</li> <li>・輸送・機械運転従事者</li> <li>・建設・採掘従事者</li> <li>・運搬・清掃・包装等従事者</li> </ul>
	繊維工業	
運輸業（道路旅客・貨物運送業等）	道路旅客運送業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的・技術的職業従事者</li> <li>・事務従事者</li> <li>・販売従事者</li> <li>・サービス職業従事者</li> <li>・保安職業従事者</li> <li>・生産工程従事者</li> <li>・輸送・機械運転従事者</li> <li>・建設・採掘従事者</li> <li>・運搬・清掃・包装等従事者</li> </ul>
	道路貨物運送業	
卸売業（生活必需物資等）	運輸に附帯するサービス業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的・技術的職業従事者</li> <li>・事務従事者</li> <li>・販売従事者</li> <li>・サービス職業従事者</li> <li>・保安職業従事者</li> <li>・生産工程従事者</li> <li>・輸送・機械運転従事者</li> <li>・建設・採掘従事者</li> <li>・運搬・清掃・包装等従事者</li> </ul>
	飲食料品卸売業	
	機械器具卸売業	
	その他の卸売業	
銀行・保険業	銀行業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的・技術的職業従事者</li> <li>・事務従事者</li> <li>・販売従事者</li> <li>・サービス職業従事者</li> <li>・保安職業従事者</li> <li>・生産工程従事者</li> <li>・輸送・機械運転従事者</li> <li>・建設・採掘従事者</li> <li>・運搬・清掃・包装等従事者</li> </ul>
	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	
宿泊・飲食サービス業	宿泊業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的・技術的職業従事者</li> <li>・事務従事者</li> <li>・販売従事者</li> <li>・サービス職業従事者</li> <li>・保安職業従事者</li> <li>・生産工程従事者</li> <li>・輸送・機械運転従事者</li> <li>・建設・採掘従事者</li> <li>・運搬・清掃・包装等従事者</li> </ul>
	飲食店	
	持ち帰り・配達飲食サービス業	
生活関連サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的・技術的職業従事者</li> <li>・事務従事者</li> <li>・販売従事者</li> <li>・サービス職業従事者</li> <li>・保安職業従事者</li> <li>・生産工程従事者</li> <li>・輸送・機械運転従事者</li> <li>・建設・採掘従事者</li> <li>・運搬・清掃・包装等従事者</li> </ul>
サービス業（廃棄物処理業等）	廃棄物処理業	
	その他の事業サービス業	

資料出所 総務省統計局「平成26年経済センサス-基礎調査」「平成29年就業構造基本調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」については、就業構造基本調査の職業詳細区分のうち、各業種において労働者数の多い5職種を選定。
- 2) 「小売業（生活必需物資等）」（「各種商品小売業」「織物・衣服・身の回り品小売業」「飲食料品小売業」「その他の小売業」の合計）については、中分類の各業種において労働者数の多い5職種を選定し、同一の職種をまとめたもの。
- 3) 重点的に分析を行う3業種以外の業種については、職業大分類の職種を用いている。
- 4) 本章第3節において職種別の分析を行うに当たっては、(※)の職種については、調査のサンプル数が小さいため除いている。

## 第2節 分析対象労働者の概況

- 分析対象業種の雇用者数は全業種の雇用者数の半分程度を占めており、男女別・雇用形態別にみると女性の非正規雇用労働者の割合が比較的高い

感染拡大下における分析対象労働者の働く実態についてみる前提として、分析対象労働者の平常時の状況について概観しておくため、本節では、感染拡大前における分析対象労働者の業種、職種、雇用形態別等の雇用者数や賃金、労働時間等の状況について、就業構造基本調査及び賃金構造基本統計調査を用いてみる。

まず、「平成29年就業構造基本調査」を用いて、分析対象労働者の雇用者数やその男女別・雇用形態別、職種別等の構成についてみていく。第2-(1)-5図により、分析対象業種の雇用者数をみると、全雇用者の53%と半分程度を占めており、前節で示したように業種のみにより分類すると相当の割合の労働者が国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務に関わる業種において従事している可能性があることが分かる。業種別にみると、「社会保険・社会福祉・介護事業」で403万人、「医療業」で370万人、「小売業（生活必需物資等）」（「飲食料品小売業」「その他の小売業」「織物・衣服・身の回り品小売業」「各種商品小売業」の合計）で561万人となっているほか、「建設業」（総合工事業等）で400万人となっており、分析対象労働者の中ではこうした業種で雇用者数が比較的多いことが分かる。

次に、第2-(1)-6図により、業種別に男女別・雇用形態別の雇用者の割合をみると、分析対象業種では、全業種と比較して女性の非正規雇用労働者の割合がやや高くなっている。「医療業」では女性の正規雇用労働者の割合が高く、「社会保険・社会福祉・介護事業」では女性の正規雇用労働者、非正規雇用労働者ともに割合が比較的高くなっている。また、「小売業（生活必需物資等）」のほか、「宿泊・飲食サービス業」「サービス業（廃棄物処理業等）」「生活関連サービス業」等で特に女性の非正規雇用労働者の割合が高くなっている。

第2-(1)-5図 分析対象業種における雇用者数

- 分析対象業種とした業種の雇用者は、全雇用者の半分程度を占めている。
- 業種別にみると、「社会保険・社会福祉・介護事業」で403万人、「医療業」で370万人、「小売業（生活必需物資等）」（各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、その他の小売業の合計）で561万人のほか、「建設業」で400万人などと雇用者数が比較的多い。

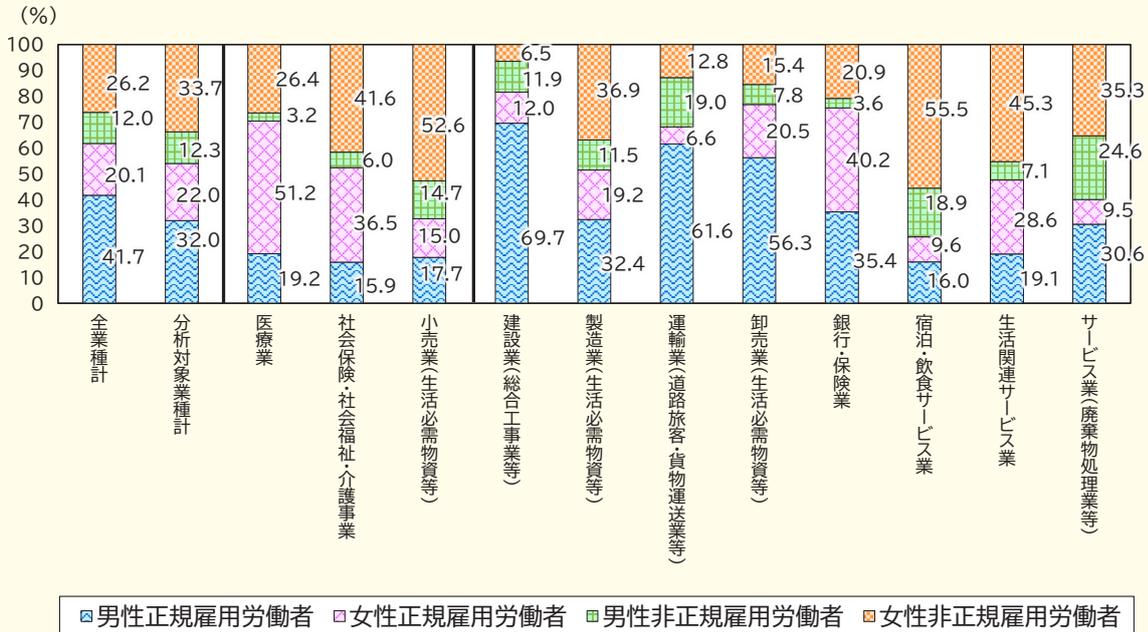


資料出所 総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

- (注) 1) 「平成29年就業構造基本調査」における産業別雇用者数の数値は、産業中分類又は産業大分類の区分による集計であり、厳密には分析対象業種よりもやや広い範囲の産業を含んでいるため、ここで集計している雇用者数は大まかなものであることに留意が必要。
- 2) 建設業については、分析対象業種に該当するのは産業中分類の「総合工事業」「設備工事業」「職別工事業（設備工事業を除く）」であるが、就業構造基本調査では「建設業」（産業大分類）で集計しているため、「建設業」の区分で掲載している。「平成26年経済センサス-基礎調査」によれば、「建設業」の雇用者数（常用、臨時の合計）は約302万人であり、そのうち「総合工事業」は約147万人、「設備工事業」は約63万人、「職別工事業（設備工事業を除く）」は約92万人となっている。

第2-(1)-6図 分析対象業種における男女別・雇用形態別雇用者割合

- 分析対象業種では、全業種と比較して女性の非正規雇用労働者の割合がやや高い。
- 「医療業」では女性の正規雇用労働者の割合が高く、「社会保険・社会福祉・介護事業」では女性の正規雇用労働者、非正規雇用労働者ともに割合が比較的高い。
- 「小売業（生活必需物資等）」のほか、「宿泊・飲食サービス業」「サービス業（廃棄物処理業等）」「生活関連サービス業」等で特に女性の非正規雇用労働者の割合が比較的高い。



資料出所 総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) 業種は第2-(1)-3表の整理に沿って集計。

- 「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では男性の非正規雇用労働者で60歳以上の年齢層の割合が高いのに対し、女性の非正規雇用労働者では60歳未満の割合が高く、「小売業（生活必需物資等）」では、男性の非正規雇用労働者で若年層の割合が高くなっている。「医療、福祉」では育児をしている雇用者の割合も比較的高い

第2-(1)-7図により、分析対象労働者の年齢別の構成割合を業種別にみると、全業種計と比較して、60歳以上の年齢層の割合が「医療業」では9.5%と低く、「社会保険・社会福祉・介護事業」では19.6%とやや高くなっている。「小売業（生活必需物資等）」では「15～24歳」の若年層の割合が16.1%と比較的高い。男女別にみると、全業種計と比較して、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」においては、男性で「25～34歳」の層の割合がそれぞれ29.8%、25.1%とやや高くなっているほか、「小売業（生活必需物資等）」においては、特に男性で「15～24歳」の若年層の割合が21.2%と高くなっている。そのほか、「宿泊・飲食サービス業」で男女ともに「15～24歳」の層の割合がそれぞれ35.8%、23.2%と比較的高くなっている。

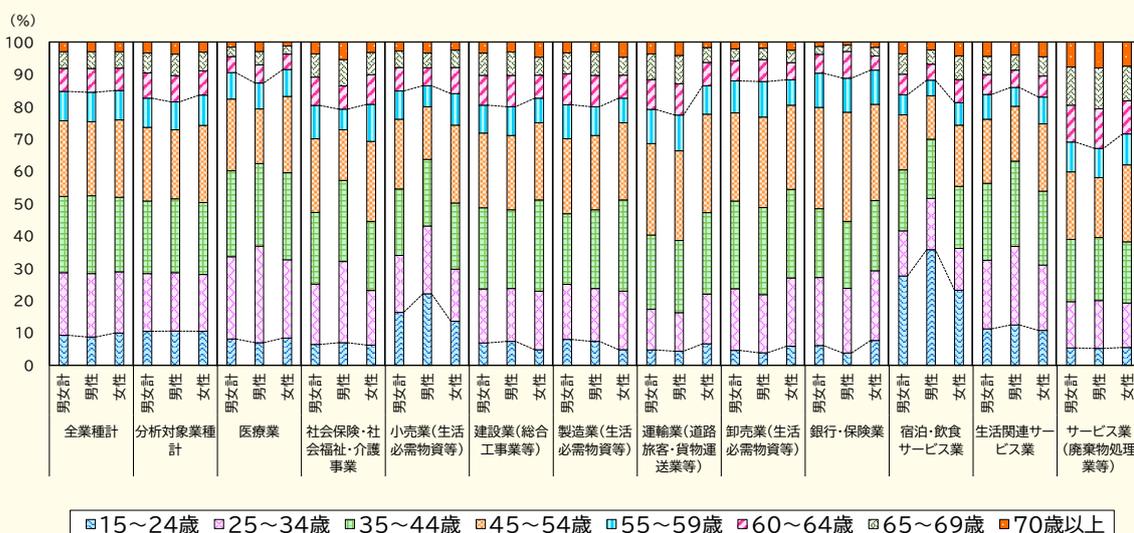
第2-(1)-8図により、分析対象労働者の年齢別の構成割合を業種別に男女別・雇用形態別に分けてみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、正規雇用労働者については男女で年齢構成に大きな違いはみられないが、非正規雇用労働者については、男性では60歳以上の年齢層の割合が比較的高く、「医療業」で47.3%、「社会保険・社会福祉・介護事業」で58.9%となっているのに対して、女性では60歳未満の年齢層が大きな割合を占めており、「医療業」で83.4%、「社会保険・社会福祉・介護事業」で69.5%となっている。また、「小売業（生活必需物資等）」の非正規雇用労働者については、男性で「15～24歳」の若年層の割合

が39.0%と高いのに対し、女性では25～59歳までの年齢層が69.0%と大きな割合を占めている。

また、第Ⅰ部でもみたように、感染拡大下では小中学校等の臨時休校の要請が行われたが、こうした動きが分析対象労働者の働く実態にも影響を及ぼしている可能性があることから、育児をしている雇用者の状況もみてる。第2-(1)-9図により、業種別に男女別の育児をしている雇用者の割合をみると、男女ともに「医療、福祉」で育児をしている雇用者の割合が最も高くなっている。そのほか、男女ともに「金融業、保険業」で、男性で「製造業」で、女性で「建設業」でも当該割合が比較的高くなっている。

第2-(1)-7図 分析対象業種における男女別・年齢別雇用者割合

- 分析対象労働者の年齢別の構成割合を業種別にみると、全業種計と比較して、60歳以上の年齢層の割合が「医療業」では低く、「社会保険・社会福祉・介護事業」ではやや高い。「小売業（生活必需物資等）」では「15～24歳」の層の割合が比較的高い。
- 男女別にみると、全業種計と比較して、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」においては、男性で「25～34歳」の層の割合がやや高いほか、「小売業（生活必需物資等）」においては、特に男性で「15～24歳」の層の割合が高い。
- そのほか、「宿泊・飲食サービス業」で男女ともに「15～24歳」の層の割合が比較的高い。



資料出所 総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成  
 (注) 業種は第2-(1)-3表の整理に沿って集計。